東北大学

2026年度

（令和8年度）

学　生　便　覧

※以下の点について、修正しております。
- （112頁）「地域研究」の単位数を「2～4」から「2」に修正
- （45頁）「環境・コミュニケーション演習」の担当教員名を「永島 徹也教授」から「永見 靖教授」に修正
- （45頁及び111頁）「法とジェンダー演習Ⅰ」「Japanese Family Law from a Comparative Perspective」を追加
- （43頁）「地球温暖化対策論」「競争政策・消費者政策論」「社会保障政策論」を追加
- （44頁及び110頁）「労働法演習Ⅰ」を追加
- （44頁）「家庭政策演習」を週２回・隔週に修正

東　北　大　学　法　学　部

東北大学大学院法学研究科
研　究　大　学　院

2026（令和８）年度授業日程

授業等の区分	授業等の日程	
	全学教育科目	専門教育科目 研究大学院授業科目
前期授業	【第1クォーター】 ４月８日（水）～６月５日（金） 【第2クォーター】 ６月８日（月）～８月５日（水） ※６月22日（月）は、創立記念日であるが授業を行う。	４月８日（水）～７月27日（月） ※６月22日（月）は、創立記念日であるが授業を行う。
前期履修登録	４月８日（水）～４月21日（火）	４月８日（水）～４月21日（火）
前期予備試験日		７月28日（火）、31日（金）、 ８月３日（月）、４日（火）、５日（水）
夏季休業	８月６日（木）～９月30日（水）	８月６日（木）～８月31日（月）
連続講義	９月７日（月）～９月30日（水） ２月４日（木）～２月22日（月）	９月１日（火）～９月30日（水）
連続講義試験		９月１日（火）～９月30日（水）
後期授業	【第3クォーター】 10月１日（木）～12月１日（火） 【第4クォーター】 12月２日（水）～２月３日（水） ※10月12日（月）は、祝日であるが授業を行う。	10月１日（木）～１月26日（火）、 29日（金） ※10月12日（月）は、祝日であるが授業を行う。
後期履修登録	10月１日（木）～10月14日（水）	10月１日（木）～10月14日（水）
冬季休業	12月28日（月）～１月３日（日）	12月26日（土）～１月３日（日）
後期予備試験日		１月27日（水）、28日（木）、 ２月１日（月）、２日（火）、３日（水）

2026（令和８）年度法学部専門教育科目・研究大学院授業科目実施学年暦

（2026. ４～2027. ３）

４月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	◇29	30	…	…
…	…	…	…	…	…	…

５月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	1	2
●3	●4	●5	●6	⑦月曜	⑧火曜	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	…	…	…	…	…	…

６月

日	月	火	水	木	金	土
…	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

７月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	●20	21	22	23	24	25
26	27	28	●29	●30	31	…
…	…	…	…	…	…	…

８月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	…	1
2	3	④木曜	5	6	7	8
9	10	●11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	…	…	…	…	…

９月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	●21	●22	●23	24	25	26
27	28	29	30	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

１０月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	◇12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	●23	24
25	26	27	28	29	30	31
…	…	…	…	…	…	…

１１月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	●3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	●23	24	25	㉖月曜	27	28
29	30	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

１２月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	…	…
…	…	…	…	…	…	…

2027年１月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	●1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	●11	12	13	14	●15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	…	…	…	…	…	…

２月

日	月	火	水	木	金	土
…	1	2	③金曜	4	5	6
7	8	9	10	●11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	●23	24	25	26	27
28	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

３月

日	月	火	水	木	金	土
…	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	●22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

注）＿＿は授業日，▒▒は最終授業試験日（予定），═══は連続講義期間，
- - - - -は、予備試験日（授業最終日に試験を行えない科目），●は祝日等の休業日

◇：**４月29日（水）、10月12日（月）は祝日であるが授業を行う。**

○：５月７日（木）・11月26日（木）は月曜日，５月８日（金）は火曜日、８月４日（火）は木曜日、２月３日（水）は金曜日の授業を行う。

- 補講は、授業期間の６講時に行う。ただし、受講者合意の上、他の曜日講時に行うこともある。
- ７月29日（水）・30（木）はオープンキャンパス実施予定のため、授業日とはしない。
- 10月23日（金）は大学祭実施予定のため、授業日とはしない。

2027（令和９）年度カレンダー

（2027. 4 ～2028. 3）

4月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	㉙	30	…
	…	…	…	…	…	…	…

10月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	⑪	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	…	…	…	…	…	…

5月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	1
	2	③	④	⑤	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	…	…	…	…	…

11月	日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	③	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	㉓	24	25	26	27
	28	29	30	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…

6月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…

12月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	…
	…	…	…	…	…	…	…

7月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	⑲	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	…	…	…	…	…	…	…

2028年1月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	①
	2	3	4	5	6	7	8
	9	⑩	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	…	…	…	…	…

8月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	⑪	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…

2月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	⑪	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	㉓	24	25	26
	27	28	29	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…

9月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	⑳	21	22	㉓	24	25
	26	27	28	29	30	…	…
	…	…	…	…	…	…	…

3月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	⑳	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	…
	…	…	…	…	…	…	…

目　　次

（2026（令和８）年度入学者用）

東北大学学部通則…… 1
東北大学学部通則細則…… 17
東北大学法学部規程…… 20
東北大学法学部ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー…… 27
東北大学法学部履修内規…… 30
履修案内
1．総説…… 34
2．卒業要件について…… 38
3．全学教育科目の履修について…… 38
4．授業科目の単位の計算方法について…… 39
5．専門教育科目の成績について…… 39
6．専門教育科目の履修について…… 40
7．履修科目として登録できる単位数の上限について…… 49
8．留学及びインターンシップについて…… 49
9．早期卒業制度について…… 49
10．法曹コースの必修科目及び履修推奨科目の成績評価基準について…… 51
11．成績評価に対する不服申立制度について…… 52
12．法曹コースについて…… 52
13．国際コースについて…… 54
東北大学法学部の教育理念及び教育目標…… 56
東北大学大学院通則…… 57
東北大学大学院通則細則…… 84
東北大学大学院法学研究科規程…… 87
東北大学大学院法学研究科ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー…… 95
修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目…… 98
東北大学大学院法学研究科履修内規…… 100
東北大学大学院法学研究科研究大学院　履修案内…… 103
2026（令和８）年度研究大学院開設授業科目 …… 110
国際プログラムについて…… 115
日本学国際共同大学院プログラムについて…… 117

学際高等研究教育院について…… 123
学位規則…… 124
東北大学学位規程…… 129
東北大学研究生規程…… 135
東北大学研究生規程細則…… 138
東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程…… 139
東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程…… 143
海外留学について…… 153
学都仙台単位互換ネットワークについて…… 157
科目ナンバリングコードについて…… 158
東北大学法学部・法学研究科　カリキュラムマップについて…… 159
東北大学学士課程におけるＧＰＡ制度について…… 162
学生心得…… 165
法学部教室等の利用について…… 171
法学部・法学研究科図書室の利用について（学部学生） …… 173
法政実務図書室（片平）利用案内 …… 175
東北大学法学会会則…… 180
東北大学法学会会費規定…… 181
東北大学法学部同窓会会則…… 182
法学部・法学研究科教員名簿…… 185
年間行事予定表…… 187
文・教育・法・経済学部 配置図 …… 189
法学部棟…… 190
文学部・法学部合同研究棟…… 191
文学部・教育学部研究棟…… 192

○東北大学学部通則

○東北大学学部通則細則

○東北大学法学部規程

○東北大学法学部ディプロマ・ポリシー及び
　カリキュラム・ポリシー

○東北大学法学部履修内規

○履修案内

○東北大学法学部の教育理念及び教育目標

東 北 大 学 学 部 通 則

制　　定　昭和27年12月18日
最終改正　令和７年１月23日

目　次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学（第６条―第17条）
第３章　休学（第18条―第20条）
第４章　転学，退学及び除籍（第21条―第23条）
第５章　教育課程及び履修方法（第24条―第26条の２）
第５章の２　他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等
（第26条の３―第26条の５）
第５章の３　大学以外の教育施設等における学修（第26条の６・第26条の７）
第６章　卒業及び学位授与（第27条・第28条）
第７章　懲戒（第29条）
第８章　授業料（第30条―第35条の２）
第９章　科目等履修生（第36条―第43条）
第10章　特別聴講学生（第44条―第48条）
第11章　学部入学前教育受講生（第49条―第52条）
第12章　外国学生（第53条・第54条）
附　則

第１章　総　　則

第１条　東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は，次のとおりとする。

文 学 部	人文社会学科
教育学部	教育科学科
法 学 部	法学科
経済学部	経済学科，経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，宇宙地球物理学科，化学科，地圏環境科学科，地球惑星物質科学科，生物学科

医 学 部　　医学科，保健学科

歯 学 部　　歯学科

薬 学 部　　創薬科学科，薬学科

工 学 部　　機械知能・航空工学科，電気情報物理工学科，化学・バイオ工学科，材料科学総合学科，建築・社会環境工学科

農 学 部　　生物生産科学科，応用生物化学科

2　学部の定員は，別表第１のとおりとする。

第１条の２　学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，各学部規程の定めるところによる。

第２条　修業年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除き，４年とする。

2　医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は，６年とする。

3　在学年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は６年から８年まで，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科は９年から12年までの範囲で，各学部が定める。

第３条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

第４条　学年を分けて，次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月30日まで

第２学期　10月１日から翌年３月31日まで

第５条　定期休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日　６月22日

春季休業　４月１日から４月７日まで

夏季休業　７月11日から９月10日まで

冬季休業　12月25日から翌年１月７日まで

2　定期休業日において，必要がある場合には，授業を行うことがある。

3　春季，夏季及び冬季休業の期間は，必要がある場合には，変更することがある。

4　臨時休業日は，その都度定める。

第２章　入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学

第６条　入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，学年の初めから30日以内とする。

2　前項の規定にかかわらず，入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，第２学期の初めから31日以内とすることがある。

3　再入学の時期は，その都度定める。

第７条　本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六　文部科学大臣の指定した者

七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

第８条　入学を志願する者に対しては，入学試験の上，入学を許可する。

2　入学試験については，別に定める。

第９条　本学を中途退学した者又は除籍された者で，再び入学を志願するものがあるときは，前条の規定にかかわらず，選考の上，再入学を許可することがある。

第10条　転学科を志願する者があるときは，特別の理由がある場合に限り，別に定めるところにより，選考の上，転学科を許可することがある。

第11条　次の各号の一に該当する者は，別に定めるところにより，選考の上，転学部，転入学又は編入学を許可することがある。

一　本学の学生で，転学部を志願するもの

二　本学又は修業年限４年以上の他の大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者で，本学に転入学又は編入学を志願するもの

三　我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課

程（修業年限４年以上のものに限る。）に２年以上在学し，所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第１項に規定する者に限る。）で，本学に転入学又は編入学を志願するもの

四　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第１項に規定する者に限る。）で，本学に編入学を志願するもの

五　短期大学又は高等専門学校を卒業した者で，本学に編入学を志願するもの

六　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第１項に規定する者に限る。）で，本学に編入学を志願するもの

七　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者で，本学に編入学を志願するもの

八　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で，本学に編入学を志願するもの

九　我が国において，外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第１項に規定する者に限る。）で，本学に編入学を志願するもの

十　前八号と同等以上の学力があると認められる者で，本学に編入学を志願するもの

２　前項第１号から第３号までのいずれかに該当し，転学部又は転入学を志願する場合は，現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を，願書に添付しなければならない。

第11条の２　第８条第１項の規定により入学を許可された者が，本学に入学する前に本学，他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において，外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第１項に規定する科目等履修生及び同条第２項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は，審査の上，第26条の５第１項，第26条の６第１項及び第26条の７第１項の規定により修得したものとみなし，又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限

度に，本学において修得したものと認めることがある。

2　前項の認定は，各学部において行う。

第12条　第９条，第10条又は第11条の規定により再入学，転学科，転学部，転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については，審査の上，その一部又は全部を認める。

2　前項の認定は，再入学，転学科，転学部，転入学又は編入学を許可した学部において行う。

第13条　入学，転学科，転学部，転入学又は編入学を志願する者は，それぞれ所定の期日までに，再入学を志願する者は再入学を願い出るときに，願書を提出しなければならない。

2　入学，再入学，転学科，転学部，転入学又は編入学を許可された者で，前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては，当該許可を取り消すことがある。

第14条　入学，再入学，転入学及び編入学を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

2　前項の検定料の額は，別表第２のとおりとする。

第15条　入学，再入学，転入学又は編入学を許可された者は，入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き，所定の期日までに，入学料を納付しなければならない。

2　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学，再入学，転入学又は編入学の許可を取り消す。

3　第１項の入学料の額は，別表第２のとおりとする。

第15条の２　特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては，入学料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予することがある。

2　前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

第16条　納付した検定料及び入学料は，返付しない。

2　前項の規定にかかわらず，出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を実施する場合において，第１段階目の選抜に合格しなかった者については，その者の申出により，第14条に規定する検定料のうち第２段階目の選抜に係る額を返付する。

3　第１項の規定にかかわらず，大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格

者であることが判明した者については，その者の申出により，第14条に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

第17条　入学，再入学，転入学又は編入学を許可された者は，所定の期日までに，本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2　前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては，入学，再入学，転入学又は編入学の許可を取り消す。

第３章　休　　学

第18条　病気その他の事故により引き続き３月以上修学することができない者は，所定の手続を経て，休学の許可を願い出ることができる。

2　休学の期間は，引き続き１年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，１年を超えて許可することがある。

3　休学期間は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除き，２年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，願い出により２年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4　医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は，３年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，願い出により３年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5　休学期間内に，その事故がなくなったときは，復学の許可を願い出ることができる。

第19条　病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては，休学を命ずることがある。

2　休学期間内に，その事情がなくなったときは，復学を命ずる。

第20条　休学が引き続き３月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第４章　転学，退学及び除籍

第21条　他の大学に転学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第22条　退学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第23条　次の各号の一に該当する者は，除籍する。

一　病気その他の事故により，成業の見込みがないと認められる者

二　第２条第３項に規定する在学年限を経て，なお卒業できない者

三　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者，３分の２の額，半額，３分

の１の額若しくは４分の１の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で，その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

四　授業料の納付を怠り，督促を受けても，なお納付しない者

五　第18条第３項又は第４項に規定する休学期間に達しても，なお修学できない者

第５章　教育課程及び履修方法

第24条　教育課程は，次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一　全学教育科目

二　専門教育科目

三　教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）

四　前三号に掲げる以外の科目

２　前項第１号に定める全学教育科目及び第２号に定める専門教育科目のうち，大学設置基準第８条第１項に規定する主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となるものについては，各学部が定める。

３　主要授業科目は，原則として，大学設置基準第８条第１項に規定する基幹教員に担当させるものとする。

第24条の２　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の３　授業科目の単位の計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，おおむね次の基準によるものとする。

一　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

二　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

三　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は，その組み合わせに応じ，前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって１単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修を考慮して，単位数を定めるものとする。

第24条の４　１学年の授業を行う期間は，35週にわたることを原則とする。

第24条の５　各授業科目の授業は，十分な教育効果を上げることができるよう，８週，10週又は15週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第24条の６　各学部は，授業の方法及び内容，１学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の７　各学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１学年又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2　各学部は，その定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条　授業科目を履修した者には，試験その他の各学部が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

第26条　学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは，所定の手続を経て，その許可を受けなければならない。

第26条の２　この章に規定するもののほか，教育課程及び履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

第５章の２　他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の３　学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは，あらかじめ，当該他の大学又は短期大学と協議の上，学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2　前項の規定は，学生が，外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情により，当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には，履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の４　学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは，あらかじめ，当該外国の大学等と協議の上，学生が当該外国の大学

等に留学することを認めることがある。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情により，当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には，留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3　留学の期間は，在学年数に算入する。

4　第１項及び第２項の規定は，学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の５　第26条の３第１項及び第２項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第１項及び第４項の規定により留学し，及び休学中に修学して得た成果は，各学部規程の定めるところにより，本学において修得した単位とみなす。

2　前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は，第11条の２第１項，次条第１項及び第26条の７第１項の規定により修得したものと認め，又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第５章の３　大学以外の教育施設等における学修

第26条の６　学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で，教育上有益であると各学部において認めるものは，各学部規程の定めるところにより，本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2　前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は，第11条の２第１項，前条第１項及び次条第１項の規定により修得したものと認め，若しくはみなし，又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の７　入学する前に学生が行った前条第１項に規定する学修で，教育上有益であると各学部において認めるものは，各学部規程の定めるところにより，本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2　前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は，第11条の２第１項，第26条の５第１項及び前条第１項の規定により修得したものと認め，若しくはみなし，又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第６章　卒業及び学位授与

第27条　本学に第２条第１項又は第２項に規定する期間在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し，その試験に合格

した者には，卒業を認め，学士の学位を授与する。

2　前項の規定にかかわらず，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除き，本学に３年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で，前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには，各学部規程の定めるところにより，卒業を認め，学士の学位を授与することがある。

3　第１項の規定による卒業に必要な単位のうち，第24条の２第２項に規定する授業の方法により修得する単位数は，60単位を限度とする。ただし，卒業に必要な単位数が124単位（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位，薬学部薬学科にあっては186単位）を超える場合は，その超える単位数に相当する単位数を60単位に加えた単位数を限度とする。

4　第１項及び第２項の規定により学士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 部　　学士（文学）
教育学部　　学士（教育学）
法 学 部　　学士（法学）
経済学部　　学士（経済学）
理 学 部　　学士（理学）
医 学 部　　学士（医学，看護学又は保健学）
歯 学 部　　学士（歯学）
薬 学 部　　学士（創薬科学，薬学）
工 学 部　　学士（工学）
農 学 部　　学士（農学）

第28条　この章に規定するもののほか，学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は，東北大学学位規程（昭和30年１月１日制定）の定めるところによる。

第７章　懲　　戒

第29条　本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者は，所定の手続によって懲戒する。

2　懲戒の種類は，戒告，停学及び退学とする。

3　停学３月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第８章　　授　業　料

第30条　授業料の額は，別表第２のとおりとする。

２　授業料は，第１学期及び第２学期の２期に区分して納付するものとし，それぞれの期における額は，授業料の年額の２分の１に相当する額とする。

３　前項の授業料は，授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き，第１学期にあっては５月，第２学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし，第２学期に係る授業料については，第１学期に係る授業料を納付するときに，併せて納付することができる。

第31条　第１学期又は第２学期の中途において，復学し，又は再入学した者は，授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）に，復学し，又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を，復学し，又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条　学年の中途で卒業する見込みの者は，月割計算額に，卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を，第１学期の在学期間に係る授業料については５月（４月に卒業する見込みの者にあっては，４月）に，第２学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に卒業する見込みの者にあっては，10月）に納付しなければならない。

第33条　退学し，転学し，除籍され，又は退学を命ぜられた者は，別に定める場合を除くほか，その期の授業料を納付しなければならない。

２　停学を命ぜられた者は，その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条　経済的理由により，授業料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては，授業料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくはその月割分納をさせることがある。

２　前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

第35条　納付した授業料は，返付しない。

２　前項の規定にかかわらず，第30条第３項ただし書の規定により第１学期及び第２学期に係る授業料を併せて納付した者が，第２学期の初めまでに休学し，又は第１学期の終わりまでに退学した場合には，その者の申出により第２学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の２　この章に規定するもののほか，授業料の取扱いについて必要な事項は，別に

定める。

第９章　科目等履修生

第36条　各学部の授業科目中，１科目又は数科目を選んで，履修を志願する者があるときは，各学部又は学務審議会において，学生の履修に妨げのない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条　科目等履修生の入学の時期は，学期の初めとする。

第38条　科目等履修生の入学資格，在学期間その他については，別に定める。

第39条　科目等履修生として入学を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

２　検定料の額は，別表第２のとおりとする。

第40条　科目等履修生として入学を許可された者は，所定の期日までに，入学料を納付しなければならない。

２　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学の許可を取り消す。

３　入学料の額は，別表第２のとおりとする。

第41条　科目等履修生は，毎学期授業開始前に，その学期の分の授業料を前納しなければならない。

２　授業料の額は，別表第２のとおりとする。

第42条　科目等履修生には，その履修した授業科目について，別に定めるところにより，単位修得証明書を交付することがある。

第43条　本章に規定する場合を除くほか，科目等履修生には，学生に関する規定を準用する。

第10章　特別聴講学生

第44条　他の大学，短期大学若しくは高等専門学校の学生又は外国の大学，短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で，本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該他の大学，短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより，各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第45条　特別聴講学生の受入れの時期は，学期の初めとする。

２　外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生

を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは，その受入れの時期は，前項の規定にかかわらず，各学部等においてその都度定めることができる。

第46条　特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は，徴収しない。

第46条の２　次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は，徴収しない。

一　国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生

二　大学間相互単位互換協定(大学間協定，部局間協定及びこれらに準じるものを含む。)により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生

三　大学間交流協定（大学間協定，部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

第47条　特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は，別表第２のとおりとし，当該特別聴講学生に対する授業の開始前に，その学期の分を徴収する。

第48条　本章に規定する場合を除くほか，特別聴講学生には，学生に関する規定を準用する。

第11章　学部入学前教育受講生

第49条　各学部の入学前教育（第６条第１項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。）の受講を志願する者があるときは，各学部において，選考の上，学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

第50条　学部入学前教育受講生の入学資格，入学の時期，在学期間その他については，別に定める。

第51条　学部入学前教育受講生の検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。

第52条　本章に規定する場合を除くほか，学部入学前教育受講生には，学生に関する規定を準用する。

第12章　外国学生

第53条　外国人で，本学に入学，再入学，転入学又は編入学を志願するものがあるときは，外国学生として入学，再入学，転入学又は編入学を許可することがある。

2　外国学生として入学，再入学，転入学又は編入学を志願した者に対し，特別の事情があると各学部において認める場合には，特別の選考を行うことができる。

3　外国学生は，定員外とすることがある。

第54条　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料，入学料及び授業料は，それぞれ第14条，第15条第１項及び第30条第１項の規定にかかわらず，徴収しない。

附　則（省略）

附　則

この通則は，令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

学部	学科	収容定員	入学定員
		人	人
文学部	人文社会学科	840	210
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	988	247
	電気情報物理工学科	1,052	263
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	428	107
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考　入学定員の欄中括弧を付したものは，編入学定員である。

別表第２（第14条，第15条，第30条，第39条，第40条，第41条，第47条関係）

区分	検定料	入学料	授業料
	円	円	円
学部学生	入学　17,000 再入学，転入学及び編入学　30,000	282,000	535,800
科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	―	―	14,800

備考

１　第16条第２項に定める選抜に係る検定料の額は，入学試験における第１段階目の選抜にあっては4,000円，第２段階目の選抜にあっては13,000円とし，再入学，転入学及び編入学に係る選考における第１段階目の選抜にあっては7,000円，第２段階目の選抜にあっては23,000円とする。ただし，国際学士コース入試における第１段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし，第２段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。

2　学部学生の授業料は，年額である。
3　科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1単位に相当する授業についての額である。

東北大学学部通則細則

制　　定　昭和39年３月17日
最終改正　平成30年３月

第１条　入学の許可は，入学試験審議会の議を経て，総長が行う。

第２条　再入学の許可は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長が行う。

第３条　所属する学科の決定は，教授会の議を経て学部長が行う。

第３条の２　転学科の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

第４条　転学部，転入学及び編入学の許可は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長が行う。

第５条　入学，再入学，転学部，転入学及び編入学の許可の取消しは，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の承認を得て学部長が行う。

第６条　休学及び復学の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

２　休学及び復学を命ずる場合は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の承認を得て学部長が行う。

第７条　転学及び退学の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

第７条の２　除籍は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の承認を得て学部長が行う。

第７条の３　授業科目の履修に関する他の大学，短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）又は外国の大学，短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は，教授会の議を経て学部長が行う。

２　前項の規定にかかわらず，特別の事情がある場合には，学部長の申出に基づき，当該協議を総長が行うことがある。

第７条の４　他の大学等における授業科目の履修，外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修，外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

第８条　懲戒は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の命により，学部長が行う。

２　総長は，前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

第８条の２　停学の解除は，教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の命により，学部長が行う。

２　総長は，前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

第９条　学士の学位の授与は，学部長の証明により総長が行う。

第10条　第１条，第５条から第７条の２まで，第８条第１項及び第８条の２第１項の規定は，学部における科目等履修生及び学部入学前教育受講生について準用する。この場合において，第１条中「入学者選抜委員会の議を経て，総長」とあるのは「教授会の議を経て，学部長」と，第５条，第６条第２項及び第７条の２中「学部長が総長に申請し，総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と，第８条第１項及び第８条の２第１項中「学部長が総長に申請し，総長の命により，学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

２　第１条，第５条から第７条の２まで，第８条第１項及び第８条の２第１項の規定は，学務審議会における科目等履修生について準用する。この場合において，第１条中「入学者選抜委員会の議を経て，総長」とあるのは「学務審議会の議を経て，学務審議会委員長」と，第５条，第６条第２項及び第７条の２中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の承認を得て学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と，第８条第1項及び第８条の２第１項中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し，総長の命により，学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と読み替えるものとする。

第11条　学部における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

２　学務審議会における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は，学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第12条　削除

第13条　学部における特別聴講学生の受入れの許可，受入れの許可の取消し，受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は，教授会の議を経て学部長が行う。

２　学務審議会における特別聴講学生の受入れの許可，受入れの許可の取消し，受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は，学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第14条　学部長は，第３条の規定による決定をし，第３条の２，第６条第１項，第７条若しくは第７条の４の規定による許可をし，又は第７条の３第１項の規定による協議をしたときは，総長に報告しなければならない。

附　則（省略）

附　則

この細則は，平成30年４月１日から施行する。

東 北 大 学 法 学 部 規 程

制　　定　平成５年４月１日
最終改正　令 和 ５ 年 ９ 月

目　次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　入学，転入学，編入学，転学部及び再入学（第４条―第７条）
第３章　教育課程の編成（第８条）
第４章　全学教育科目の授業，履修方法及び試験等（第９条―第10条の２）
第５章　専門教育科目の授業，履修方法及び試験等（第11条―第19条）
第６章　他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等（第20条―第22条）
第６章の２　大学以外の教育施設等における学修（第22条の２―第22条の３）
第７章　卒業（第23条）
第８章　科目等履修生（第24条―第29条）
第９章　特別聴講学生（第30条）
附　則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　東北大学法学部（以下「本学部」という。）における入学，転入学，編入学，転学部，再入学，修学，試験及び卒業等については，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか，この規程による。ただし，学部長は，この規程にかかわらず，必要に応じ教授会の議を経て，特例を定めることができる。

第１条の２　本学部は，法学及び政治学の正確な知識を備え，広い視野から社会に潜在する諸問題の発見及び分析をし，並びにその解決に主体的に取り組むことにより，社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

第２条　法学部に，法学科を置く。

第３条　学生の在学年限は，８年とする。

第２章　入学，転入学，編入学，転学部及び再入学

（入　学）

第４条　入学に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が別に定める。

（転入学，編入学及び転学部）

第５条　収容定員に余裕のある場合は，教授会の議を経て，選考のうえ，転入学，編入学

又は転学部を許可することがある。この場合の応募資格，選考方法，修得単位数及び履修方法等については，教授会の議を経て，学部長が別に定める。

（再入学）

第６条　本学部を中途退学した者又は除籍された者で，再び入学を志願するものがあるときは，教授会の議を経て，学部長が選考のうえ，再入学を許可することがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第７条　本学，他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において，外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し，卒業し，又は中途退学した者で，本学部に入学を許可されたものの当該修了，卒業又は中途退学をした大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程において修得した授業科目及び単位は，教授会の議を経て，学部長が定めるところにより，本学部において修得したものと認めることがある。

２　前項の規定により本学部において修得したものと認めることができる単位数は，第21条第１項，第22条の２第１項及び第22条の３第１項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を限度とする。

３　第１項の認定を受けようとする者は，所定の願書に必要書類を添えて，入学した年度の所定の期日までに，学部長に願い出なければならない。

第３章　教育課程の編成

（授業科目の区分）

第８条　本学部の教育課程は，次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一　全学教育科目

二　専門教育科目

第４章　全学教育科目の授業，履修方法及び試験等

（全学教育科目の授業）

第９条　全学教育科目の授業科目及び単位数は，東北大学全学教育科目等規程（平成５年規第91号）第３条による。

（履修方法及び試験等）

第10条　全学教育科目の授業科目の履修方法及び試験等については，東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか，教授会の議を経て，学部長が定めるところによる。

2　全学教育科目のうち通則第24条第２項に定める主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となる授業科目については，教授会の議を経て，学部長が定めるところによる。

（全学教育科目の履修科目の届出の上限）

第10条の２　１学期に全学教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については，別に定める。

第５章　専門教育科目の授業，履修方法及び試験等

（専門教育科目の授業）

第11条　専門教育科目の授業科目の区分は，基礎講義科目，基幹講義科目，展開講義科目及び演習とする。

2　基礎講義科目の区分は，私法・公法科目，基礎法科目及び政治学科目とする。

3　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，別に定める。

4　専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は，別に定める。

（専門教育科目の履修科目の届出の上限）

第12条　１学期に専門教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については，別に定める。

（専門教育科目の履修手続）

第12条の２　学生は，毎学期の初めにおいて，その選択した専門教育科目の授業科目を学部長に届け出なければならない。

（他学部専門教育科目の履修）

第13条　学生は，学部長の許可を得て，他学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。この場合には，その学部所定の手続によらなければならない。

（他学部学生による履修）

第14条　他学部の学生は，学部長の許可を経て，本学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。

2　前項の場合には，第12条の２の規定を準用する。

（試験等による履修の認定）

第15条　専門教育科目の授業科目の履修の認定は，試験等による。試験等に合格した者には，所定の単位を与える。

2　前項の授業科目の試験等（以下この章において単に「試験等」という。）は，当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて，当該学期の授業担当教員が行う。ただし，特別の事情がある場合において，教授会の議を経て，学部長が別段の定めをしたときは，それによる。

（試験等の方法）

第16条　試験等は，原則として筆記試験により行い，授業担当教員又は試験等を行う教員が必要と認めたときに限り，教授会の議を経た上で，学部長の承認を得て，他の方法によることができるものとする。

（受験資格）

第17条　試験等は，第12条の２の規定による手続を経て授業を受けた者に限り，受けることができる。

（追試験等）

第18条　病気その他やむを得ない理由により，試験等を受けることのできなかった者に対しては，おそくとも試験期間終了後２日以内に願い出た場合に限り，教授会の議を経て，学部長が定める期日に追試験を行うことがある。

2　前項の追試験には，前三条の規定を準用する。

3　第１項の規定にかかわらず，連続講義科目については，追試験を行わない。

（成　績）

第19条　試験科目の成績は，100点を満点とし，次の区分により評価する。

AA　90点以上
A　80点以上90点未満
B　70点以上80点未満
C　60点以上70点未満
D　60点未満

2　前項による評価 AA，A，B，C は合格とし，評価 D は不合格とする。

3　試験科目の成績は，公表しない。

第６章　他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等

（他大学等の授業科目の履修及び留学の許可）

第20条　学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると教授会の議を経て，学部長が認めるときは，あらかじめ，当該他の大学又は短期大学と協議の上，学生が当該他の大学又は短期大学の授業を履修することを認めることがある。

2　前項の規定は，学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情により，当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には，履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第20条の2　学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると教授会の議を経て，学部長が認めるときは，あらかじめ，当該外国の大学等と協議の上，学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情により，当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には，留学を認めた後に当該協議を行うことがある。

3　留学の期間は，在学年数に算入する。

4　第1項及び第2項の規定は，学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

（他大学等の授業科目の履修及び留学の修得単位）

第21条　第20条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し，及び休学中に修学して得た成果は，教授会の議を経て，学部長が定めるところにより，本学部において修得した単位とみなす。

2　前項の規定により本学部において修得したものとみなすことができる単位数は，第7条第1項，第22条の2第1項及び第22条の3第1項の規定により修得したものと認め，又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

（雑　則）

第22条　この章に規定するもののほか，他の大学又は短期大学における授業科目の履修，外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修，外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修及び外国の大学等への留学に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

第6章の2　大学以外の教育施設等における学修

（大学以外の教育施設等における学修）

第22条の2　学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で，教授会の議を経て，学部長が定めるものは，本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2　前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は，第７条第１項，第21条第１項及び次条第１項の規定により修得したものと認め，若しくはみなし，又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

（入学前の学修の単位認定）

第22条の３　入学する前に学生が行った前条第１項に規定する学修で，教授会の議を経て，学部長が定めるものは，本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2　前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は，第７条第１項，第21条第１項及び前条第１項の規定により修得したものと認め，若しくはみなし，又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第７章　卒　　業

（卒業の要件）

第23条　本学部を卒業するためには，本学部に４年以上在学し，教授会の議を経て，学部長の定めるところにより，全学教育科目の単位を39単位以上及び専門教育科目の単位を90単位以上（うち私法・公法科目２単位以上，基礎法科目２単位以上及び政治学科目２単位以上）修得しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，本学部に３年以上在学し，前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した場合は，卒業を認めることがある。

3　第１項の専門教育科目の単位のうち，演習の単位は，合わせて30単位を超えることができない。

4　文学部，教育学部及び経済学部の専門教育科目の単位は，別に定めるところにより，20単位を限り，第１項の専門教育科目の単位数に算入することができる。

第８章　科目等履修生

（入学の許可）

第24条　専門教育科目の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは，授業に支障のない場合に限り，教授会の選考を経て，学部長が，科目等履修生として入学を許可することがある。

2　前項の履修を志願する者及び前項の規定による科目等履修生は，全学教育科目の特定の授業科目について履修を志願することができる。この場合には，前項の規定を準用する。

（入学資格）

第25条　次の各号の一に該当する者でなければ，科目等履修生として入学することができない。

一　大学（短期大学を除く。）に２年以上在学し，当該大学における所定の課程を修了した者

二　短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者

三　前各号と同等以上の学力があると認められる者

（特別許可）

第26条　教授会の議を経て，学部長が特段の事情があると認めるときは，前二条の規定にかかわらず，科目等履修生として入学を許可することがある。

（在学期間）

第27条　科目等履修生の在学期間は，２年を超えることができない。

（単位の修得）

第28条　科目等履修生は，受講した授業科目について試験等を受け，単位を修得することができる。

（単位修得証明書の交付）

第29条　科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について，証明を願い出たときは，学部長の単位修得証明書を交付する。

第９章　　特別聴講学生

（受入れの許可）

第30条　外国の大学等の学生で，本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該外国の大学等と協議して定めるところにより，特別聴講学生として受入れを許可することがある。

２　特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が別に定める。

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

東北大学法学部
ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

東北大学法学部では，次に掲げる教育目的に従い，全学教育科目の単位を39単位以上及び専門教育科目の単位を90単位以上（うち私法・公法科目２単位以上，基礎法科目２単位以上及び政治学科目２単位以上）を修得した学生について，学士の学位を授与する。

①教養ある国際市民としての素養を備え，法学･政治学の正確な基礎的知識を修得し，鋭い正義感と幅広い視野に基づき，社会に生起する問題を発見かつ分析し，利害の衝突を未然に防止し，あるいは紛争を解決することにより良き社会の実現に貢献する人材（法政ジェネラリスト）を養成する。
②法学・政治学における学術研究または高度専門職（法政スペシャリスト）となるために共通の前提となる基礎的知識・素養と幅広い見識を有する人材を涵養する。
③グローバル社会において，指導的・中核的役割を果たす自覚と展望を持ち，その基となる国際的視野とコミュニケーション能力を有する人材を輩出する。

カリキュラム・ポリシー

東北大学法学部では，ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目的の実現を目指して，以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

In order to realize the educational goals listed in the Diploma Policy of Tohoku University's School of Law, the School of Law undertakes to draw up and implement a curriculum based on the following objectives.

１．学部開講の授業科目を内容に即して「基礎講義」･「基幹講義」･「展開講義」のカテゴリーに分け，段階的に配置することによって法学・政治学の基礎的な内容を無理なく体系的に修得させる。

１．Undergraduate courses are categorized as either ‘Basic Lectures’, ‘Core Lectures’ or ‘Advanced Lectures’ based on their content. This stage-by-stage arrangement of courses will allow students to systematically acquire basic knowledge on legal and political science in a non-taxing manner.

⑴「基礎講義」とは，１・２年次生を対象に，法や政治の歴史的・思想的・社会的背景を学ぶことを目的とするもので，全学教育と連携しながら幅広い教養と

視野を備えた人間の養成を図るものである。

(1) 'Basic Lectures' are aimed at 1st and 2nd year students. In these courses students learn about the historical, ideological and social background of law and politics. 'Basic Lectures' are closely linked with General Education subjects and aim to foster the growth of citizens with a broad range of knowledge and a broad view of the world.

(2)「基幹科目」とは，１年次後半から２・３年次にかけて，「基礎講義」の履修を前提として，法学・政治学の根幹をなす主要科目の修得を図るものである。

(2) 'Core Lectures' are aimed at 1st year students (to be taken during the second semester of the 1st year of study), and 2nd and 3rd year students. Students are expected to take 'Core Lectures' upon completion of 'Basic Lectures'. Through 'Core Lectures', students will master the essential core topics in legal and political science.

(3)「展開講義」とは，３・４年次において，法学・政治学について，より深い理解とさらに豊かな知見との修得を図るものである。

(3) 'Advanced Lectures' are aimed at 3rd and 4th year students. The aim of these courses is to acquire a deeper understanding and richer knowledge of legal and political science.

２．段階的に配置された講義科目と併行して，１年次から４年次までの学部４年間全般にわたって，「基礎」・「基幹」・「展開」の各講義をフォローアップするため，少人数で開かれる「演習」を多数開講する。

2. Side by side with the lectures outlined above, the School of Law offers a large array of 'Seminars' to 1st-4th year students during the whole course of their studies there. 'Seminars' are courses where participation is limited to a small number of students, and which constitute a follow-up to 'Basic Lectures', 'Core Lectures' and 'Advanced Lectures'.

３．成績評価は、講義の場合は定期試験を中心に小テスト・受講態度・課題への取り組み等を総合して評価し、演習の場合は出席、発言の回数や質、課題への取り組み等を総合して評価する方法を原則とする。

3. As a general rule, grading is carried out in the following manner: in the case of lectures, grading is based on a comprehensive evaluation of the final exam (the result of which will be central to the determination of the final grade), smaller tests over the course of the semester, class participation, completion of any

assigned tasks, etc.; in the case of seminars, grading is based on a comprehensive evaluation of class attendance, the quantity and quality of their participation in class, completion of assigned tasks, etc.

東北大学法学部履修内規

制　　定　昭和17年12月27日
最終改正　令和６年12月18日

（趣　旨）

第１条　この内規は，東北大学法学部規程（平成５年規第113号。以下「学部規程」という。）第11条第３項及び第23条第４項の規定に基づき，東北大学法学部（以下「本学部」という。）における専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法について定め，並びに規程第11条第４項の規定に基づき，本学部における専門教育科目のうち，主要授業科目となる授業科目について定めるものとする。

（授業科目及び単位数並びに主要授業科目）

第２条　本学部において開講する専門教育科目の授業科目及び単位数並びに専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は，別表第１による。

２　教授会が必要と認めたときは，前項による授業科目以外の授業科目について，授業を行うことがある。

３　前項の規定により開設する授業科目のうち，主要授業科目となる授業科目は，その都度公示する。

（履修方法）

第３条　学生は，専門教育科目のうち基礎講義科目として開講される授業科目については，私法・公法科目２単位以上，基礎法科目２単位以上，政治学科目２単位以上をそれぞれ選択して必ず履修しなければならない。

２　前項の要件を満たす限りにおいて，学生は，各自の履修すべき専門教育科目の授業科目を自由に選択することができる。ただし，教育上特に必要がある場合において，教授会の議を経て，学部長が別段の定めをしたときは，この限りでない。

（他学部専門教育科目の認定）

第４条　文学部，教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち，20単位を限り，学部規程第23条第１項の専門教育科目の単位数に算入することができる授業科目及び単位数は，別表第２による。

２　文学部，教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち，次の各号に掲げる授業科目及び別表第２に掲げる授業科目を除くものは，８単位を限り，前項に定める20単位に算入することができる。

一　演習

二　文学部基礎科目の語学・書道

三　文学部及び教育学部の教科及び教職に関する科目（各教科の指導法，教育の基礎的理解に関する科目等）

四　経済学部の民法

附　則（省略）

附　則（令和６年12月18日改正）

1　この内規は，令和７年４月１日から施行する。

2　令和６年度以前に入学及び転学部した者の授業科目，単位数及び履修方法については，改正後の別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１

区分		授業科目	主要授業科目	単位数	備考
基礎講義	私法・公法科目	民事法入門	○	2	2単位以上選択必修
		刑事法入門	○	2	
		司法制度論	○	2	
	基礎法科目	法と歴史Ⅰ	○	2	2単位以上選択必修
		日本近代法史	○	2	
		比較法社会論	○	2	
		法学の理論	○	2	
	政治学科目	西洋政治思想史Ⅰ	○	2	2単位以上選択必修
		日本政治外交史Ⅰ	○	2	
		ヨーロッパ政治史Ⅰ	○	2	
基幹講義		憲法Ⅰ	○	2	
		憲法Ⅱ	○	2	
		憲法Ⅲ	○	2	
		行政法Ⅰ	○	4	
		行政法Ⅱ	○	4	
		刑法Ⅰ	○	2	
		刑法Ⅱ	○	2	
		刑法Ⅲ	○	4	
		刑事訴訟法	○	4	
		民法総則	○	2	
		物権法	○	2	
		契約法・債権総論	○	4	
		不法行為法	○	2	
		家族法	○	2	
		会社法Ⅰ	○	4	
		会社法Ⅱ	○	2	
		商法総論・商行為法	○	2	
		民事訴訟法	○	4	
		現代政治分析	○	4	
		国際関係論	○	4	
		行政学	○	4	

区分	授業科目	主要授業科目	単位数	備考
展開講義	比較憲法	○	2	
	地方自治法	○	2	
	租税法	○	2	
	刑事政策	○	2	
	国際法	○	4	
	現代民法特論Ⅰ	○	2	
	現代民法特論Ⅱ	○	2	
	現代民法特論Ⅲ	○	2	
	商取引法	○	2	
	決済法	○	2	
	知的財産法	○	4	
	経済法	○	4	
	国際私法	○	4	
	倒産処理法	○	2	
	労働法	○	4	
	社会保障法	○	4	
	法理学Ⅰ	○	2	
	法理学Ⅱ	○	2	
	日本法制史Ⅰ	○	2	
	日本法制史Ⅱ	○	2	
	西洋法制史Ⅰ	○	2	
	西洋法制史Ⅱ	○	2	
	英米法	○	2	
	比較政治学Ⅰ	○	2	
	比較政治学Ⅱ	○	2	
	西洋政治思想史Ⅱ	○	4	
	日本政治外交史Ⅱ	○	4	
	ヨーロッパ政治史Ⅱ	○	4	
	アジア政治経済論	○	2	
	国際政治経済論	○	2	
	中国政治論	○	4	
	政治理論	○	2	
	地域研究	○	2	

別表第２

授業科目	単位数	授業科目	単位数
社会学概論	2	経済学史	4
実験心理学概論 （心理学概論）	2	金融論	4
社会心理学概論 （社会・集団・家族心理学）	2	財政学	4
日本史概論	2	日本経済史	4
東洋史概論	2	経済史・経営史	4
西洋史概論	2	日本経済	4
政治経済学原理	4	国際経済	4
ミクロ経済分析	4	経営政策	4
マクロ経済分析	4	トピックス会計学	2
トピックス経済学	2		

履　修　案　内

1．総　説

本学部の教育課程は、全学教育科目に属する授業科目及び専門教育科目に属する授業科目をもって編成されている。

上記２種類の授業科目のうち、全学教育科目に属する授業科目は、その授業目的に応じて更に種々のものに区分されているが、その区分は下表の通りである。

類	群		授業科目	単位数	区分		主要授業科目	所要単位数 最低所要単位数	
基盤科目	学問論		学問論	2	必修	-	○	２単位	区分①から、最低所要単位数のほかに、10単位以上修得すること。
			学問論演習	1	選択必修	①	○		
			展開学問論	1	〃	①	○		
	人文科学		論理学	2	選択必修	①	○	２単位	
			哲学	2	〃	①	○		
			倫理学	2	〃	①	○		
			文学	2	〃	①	○		
			宗教学	2	〃	①	○		
			芸術	2	〃	①	○		
			教育学	2	〃	①	○		
			歴史学	2	〃	①	○		
			言語学・日本語科学	2	〃	①	○		
			心理学	2	〃	①	○		
			文化人類学	2	〃	①	○		
			社会学	2	〃	①	○		
	社会科学		経済と社会	2	選択必修	①	○	２単位	
			日本国憲法	2	〃	①	○		
			法学	2	〃	①	○		
			政治学	2	〃	①	○		
			情報社会の政治・経済	2	〃	①	○		
			法・政治と社会	2	〃	①	○		
	自然科学	数学	線形代数学入門	2	選択必修	①	○	２単位	
			線形代数学概論	2	〃	①	○		
			解析学入門	2	〃	①	○		
			解析学概論	2	〃	①	○		
			数理統計学入門	2	〃	①	○		
			数理統計学概論	2	〃	①	○		
		物理学	物理学入門	2	〃	①	○		
		化学	化学概論	2	〃	①	○		
		生物学	生命科学入門	2	〃	①	○		
		宇宙地球科学	天文学概論	2	〃	①	○		
			地球環境科学概論	2	〃	①	○		
			地理学概論	2	〃	①	○		
	学際科目	社会	インクルージョン社会	2	選択必修	①	○	２単位 ② （次項へ）	
		エネルギー	エネルギーや資源と持続可能性	2	〃	①	○		
		生命	生命と自然	2	〃	①	○		
		環境	自然と環境	2	〃	①	○		

類	群		授業科目	単位数	区分		主要授業科目	所要単位数 最低所要単位数	
基盤科目	学際科目	情報	情報と人間・社会	2	選択必修	①	○	2単位 ② （前項続き）	区分①から、最低所要単位数のほかに、10単位以上修得すること。
			東北アジア地域研究入門	2	〃	①	○		
		融合型理科実験	文科系のための自然科学総合実験	2	〃	①	○		
		保健体育（実技）	スポーツA	1	選択必修		○	1単位 ③	
			スポーツB	1	〃		○		
		保健体育（講義）	体と健康	2	〃		○		
			身体の文化と科学	2	〃		○		
先進科目（次項へ）	現代素養科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	必修		○	2単位	
			データ科学・AI概論	2	選択必修	①	○	2単位	区分①から、最低所要単位数のほかに、10単位以上修得すること。
			機械学習アルゴリズム概論	2	〃	①	○		
			実践的機械学習Ⅰ	2	〃	①	○		
			実践的機械学習Ⅱ	2	〃	①	○		
			情報教育特別講義（※）	2	〃	①	○		
		国際教育	国際事情	2	〃	①	○		
			国際教養PBL	2	〃	①	○		
			国際教養特定課題	2	〃	①	○		
			文化理解	2	〃	①	○		
			文化と社会の探求	2	〃	①	○		
			多文化間コミュニケーション	2	〃	①	○		
			多文化PBL	2	〃	①	○		
			多文化特定課題	2	〃	①	○		
			グローバル学習	2	〃	①	○		
			キャリア関連学習	2	〃	①	○		
			グローバルPBL	2	〃	①	○		
			グローバル特定課題	2	〃	①	○		
			海外長期研修	1～6	〃	①	○		
			海外短期研修（基礎A）	1	〃	①	○		
			海外短期研修（基礎B）	2	〃	①	○		
			海外短期研修（展開A）	1	〃	①	○		
			海外短期研修（展開B）	2	〃	①	○		
			海外短期研修（発展A）	1	〃	①	○		
			海外短期研修（発展B）	2	〃	①	○		
		キャリア教育	アントレプレナー入門塾	2	〃	①	○		
			未来デザイン思考ワークショップ	2	〃	①	○		
			ライフ・キャリアデザインA	2	〃	①	○		
			ライフ・キャリアデザインB	2	〃	①	○		
			汎用的技能ワークショップ	2	〃	①	○		
			バリューディスカバリー演習	2	〃	①	○		
			バリューデザインⅠ	2	〃	①	○		
			バリューデザインⅡ	2	〃	①	○		
			キャリア実習A	1	〃	①	○		
			キャリア実習B	2	〃	①	○		
			キャリア教育特別講義（※）	2	〃	①	○		
		地球規模課題	持続可能性と社会共創	2	〃	①	○		
			SDGsにみるグローバルガバナンスと持続可能な開発	2	〃	①	○		
			持続可能な社会のレジリエントデザイン	2	〃	①	○		
			持続可能な発展と社会	2	〃	①	○	（次項へ）	

類	群		授業科目	単位数	区分		主要授業科目	所要単位数 最低所要単位数	
先進科目	現代素養科目	地球規模課題	持続可能な社会実現に向けたシステム設計	2	〃	①	○	2単位（前項続き）	
			ジェンダー共創社会	2	〃	①	○		
	先端学術科目	カレント・トピックス	カレント・トピックス（※）	各0.5～2	選択必修	①	○		
		フロンティア科目	フロンティア科目（※）	各2	〃	①	○		
言語科目	外国語	英語	英語 I-A	1	必修		○	6単位	
			英語 I-B	1	〃		○		
			英語 II-A	1	〃		○		
			英語 II-B	1	〃		○		
			英語 III	1	〃		○		
			英語 III（e-learning）	1	〃		○		
		初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	2	必修		○	4単位	初修語から1外国語を選択
			基礎ドイツ語Ⅱ	2	〃		○		
			展開ドイツ語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開ドイツ語Ⅱ	2	〃		○		
			展開ドイツ語Ⅲ	2	〃		○		
			展開ドイツ語Ⅳ	2	〃		○		
			基礎フランス語Ⅰ	2	必修		○	4単位	
			基礎フランス語Ⅱ	2	〃		○		
			展開フランス語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開フランス語Ⅱ	2	〃		○		
			展開フランス語Ⅲ	2	〃		○		
			展開フランス語Ⅳ	2	〃		○		
			基礎ロシア語Ⅰ	2	必修		○	4単位	
			基礎ロシア語Ⅱ	2	〃		○		
			展開ロシア語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開ロシア語Ⅱ	2	〃		○		
			展開ロシア語Ⅲ	2	〃		○		
			展開ロシア語Ⅳ	2	〃		○		
			基礎スペイン語Ⅰ	2	必修		○	4単位	
			基礎スペイン語Ⅱ	2	〃		○		
			展開スペイン語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開スペイン語Ⅱ	2	〃		○		
			展開スペイン語Ⅲ	2	〃		○		
			展開スペイン語Ⅳ	2	〃		○		
			基礎中国語Ⅰ	2	必修		○	4単位	
			基礎中国語Ⅱ	2	〃		○		
			展開中国語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開中国語Ⅱ	2	〃		○		
			展開中国語Ⅲ	2	〃		○		
			展開中国語Ⅳ	2	〃		○		
			基礎朝鮮語Ⅰ	2	必修		○	4単位	
			基礎朝鮮語Ⅱ	2	〃		○		
			展開朝鮮語Ⅰ	2	選択必修		○	4単位	
			展開朝鮮語Ⅱ	2	〃		○		
			展開朝鮮語Ⅲ	2	〃		○		
			展開朝鮮語Ⅳ	2	〃		○		
			実践スペイン語Ⅰ	2	自由聴講				
			実践スペイン語Ⅱ	2	〃				

類	群		授業科目	単位数	区分	主要授業科目	所要単位数	
							最低所要単位数	
言語科目	外国語	諸外国語	ギリシア語Ⅰ～Ⅱ	各2	自由聴講			
			サンスクリット語Ⅰ～Ⅱ	各2	〃			
			ラテン語Ⅰ～Ⅱ	各2	〃			
			イタリア語Ⅰ～Ⅱ	各2	〃			
			チェコ語Ⅰ～Ⅱ	各2	〃			
			アラビア語Ⅰ～Ⅱ	各2	〃			
	日本語	日本語	Basic Japanese Ⅰ	4	自由聴講			
			Basic Japanese Ⅱ	3	自由聴講			
			IntermediateJapanese	3	自由聴講			
			日本語Ａ～Ｊ	1	自由聴講			
					最低修得単位数計		39	

※開設する授業は毎年定める。詳細については、全学教育のウェブサイトおよび各科目のシラバスを確認すること。

2．卒業要件について

(1) 卒業要件

<table>
<tr><td rowspan="3">授業科目の区分</td><td colspan="10">全学教育科目</td><td colspan="3">専門教育科目</td></tr>
<tr><td>必修</td><td colspan="9">選択必修</td><td colspan="3">基礎講義科目</td><td>基幹講義科目、展開講義科目、及び学部演習</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最低修得単位数</td><td rowspan="2">14</td><td rowspan="2">①</td><td rowspan="2">人文科学</td><td rowspan="2">社会科学</td><td rowspan="2">自然科学</td><td colspan="2">学際科目</td><td rowspan="2">先進科目</td><td rowspan="2">初修語（展開）</td><td rowspan="2">公法・私法</td><td rowspan="2">基礎法</td><td rowspan="2">政治学</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td>10</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="10">39</td><td colspan="3">90</td></tr>
</table>

(2) 全学教育科目の卒業要件

1．左記「1．総説」の表に記載されている必修科目を修得すること。

2．左記「1．総説」の表のとおり、選択必修科目の中から、最低所要単位数以上を修得すること。

3．左記「1．総説」の表に①として記載されている科目のうち、2．で修得した科目以外に10単位以上修得すること。

4．外国語･英語群の「英語Ⅰ－A」「英語Ⅰ－B」「英語Ⅱ－A」「英語Ⅱ－B」「英語Ⅲ」「英語Ⅲ（e-learning）」は必修である。

5．外国語・初修語群のうちから1外国語を選択し、8単位以上修得すること。

6．履修する時期は、シラバスを確認し、シラバス記載の対象年次に従うこと。

3．全学教育科目の履修について

法学部を卒業するために必要な全学教育科目の単位数は「2（1）～（2）」で示したとおりであるが、それを取得するべき時期については原則として特に定めず、卒業時までの間に適宜取得すればよい。ただし、専門教育科目の密度とのかねあいなどを重視するなら、一般に 、学問論群の「学問論」、学際科目･保健体育（実技･講義）群、現代素養科目･情報教育群は1年次に、外国語・英語群、外国語・初修語群は2年次までに履修し、基盤科目類､先進科目類の大半を2年次までに履修しておくことが学習計画上便宜であろう（全学教育科目の開講セメスター等、時間割上も、このような履修方法を念頭に置いている）。しかし、「実社会や高次の研究に生かせる専門的知識をもち、現代的で広い知見と豊かな人間性、国際性をもった学生を養成する」という全学教育科目の目的に照らし、例えば基盤科目類、先進科目類のいくつかをあえて3・4年次に履修するという方法もある。いず

れにしても、各自の学習関心・進度とともに、特定の全学教育科目および専門教育科目を同時に履修したい場合であっても時間割上必ずしも両方履修できるとは限らないという可能性も勘案して、無理のない学習計画を立てることが肝要である。その際、４年次までの間にどのような専門教育科目が開講される予定になっているかについては、後記「６．専門教育科目の履修について」中の表を参照することによって、その大筋を知ることができる。

なお、全学教育科目の授業科目の履修に関しての詳細については、「全学教育科目履修の手引」を参照すること。

＊外国語技能検定試験等による単位認定制度について

法学部は、英語授業の一環として後期に実施する TOEFL ITP Ⓡ Test の得点のみ認定の対象とし、その他の検定試験等の得点による認定は行わない。英語授業の一環として後期に実施する TOEFL ITP Ⓡ Test の得点による認定は、英語Ⅲ又は英語Ⅲ（e-learning）の中から認定する。この制度の詳細については、全学教育ウェブサイトで確認または川内北キャンパス教育・学生総合支援センター ２階の全学教育実施係に照会すること。

４．授業科目の単位の計算方法について

１　法学部において開設する授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次のとおりとする。

一　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

二　実習については､30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

三　一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって１単位とす る。

２ 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

５．専門教育科目の成績について

１　授業科目の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

AA　90点以上　きわめて優秀

A　　80点以上90点未満　優秀

B　　70点以上80点未満　良好

C　　60点以上70点未満　可

D［「不」を含む。以下同じ］　　60点未満　到達目標に達していない

2　前項による評価 AA、A、B、C は合格とし、評価 D は不合格とする。

※　法曹コースにおける必修科目及び履修推奨科目（「12. 法曹コースについて」を参照）の成績評価基準については、「10. 法曹コースの必修科目及び履修推奨科目の成績評価基準について」が適用される。

6．専門教育科目の履修について

専門教育科目は、「基礎講義科目」、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」に大別される。

「基礎講義科目」は、法学・政治学に関する学部教育としての基礎となる科目に絞りこんだものであり、私法・公法科目より２単位以上、基礎法科目より２単位以上、政治学科目より２単位以上の、計６単位以上を選択して必ず修得しなければならない。主として１、２年次で履修することが念頭に置かれている。

「基幹講義科目」は、法学部学生ならば最低これだけは履修しておくことが望まれる科目であり、「展開講義科目」を履修するうえで既に修得していることが通常期待される。主として１～ ３年次に開講される。

「展開講義科目」は、内容的に「基幹講義科目」よりも専門化、高度化、先端化された科目であり、主として３、４年次に開講される。 一層豊かな法学・政治学の素養を身につけるうえで、積極的な履修が望まれる。

「学部演習」は、本学部が特に力を入れている少人数教育実践の場であり、双方向的議論の展開を通して法学、政治学をさらに深く学ぶことができる。最低１つの演習を履修することが望まれる。演習の多くは３、４年次開講であるが、１、２年次に開かれている演習もあるので、積極的に履修されたい。ただし、演習は少人数教育であるため、その参加人数には一般に制限があるので、注意されたい。

「基礎講義科目」は選択必修であるが、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」の履修は学生個々人が自由に選択して履修できるので、どれを履修するかは個々の学生ごとに多様であろうが、例えば、１年次から３年次までは「基礎講義科目」、「基幹講義科目」及び「学部演習」を中心にして幅広く法学・政治学の基礎的理解に努め、そのうえで、自らの関心・習熟度あるいは進路を勘案して、４年次以降「展開講義科目」で重点

的に学ぶとともに、「学部演習」をさらに活用して理解を深める、というような方法が一般的には参考になろう。

次頁の表中、「配当」学年が記されているが、学生はその配当学年にかかわらず、自由に履修することができる。ただし、配当学年は、効率的な学習科目の対象及び順番を考慮して定められたものであり、また同じ学年の科目同士が時間割上できる限り重複しないよう配慮されているので、学生もこれを尊重する方が便宜であろう。

ただし、「対象」学年が指示されている科目については、対象とされた学年以外の学生は履修することができない。また、科目によっては、既に他の科目を履修済であること等を履修要件とするものがあるので、「履修案内」のほか「講義要綱」の記載内容に十分留意すること。

各科目は、専門教育上の必要性を考慮して、年度によって適宜新設・再編されたり、あるいは廃止されることもありうる。したがって、具体的な各年度の科目及びその単位数は、各年度のはじめに配布される講義要綱によって必ず確認すること。

今年度開講される専門教育科目の科目名及びその単位数等は、次の表によって知ることができる。専門教育科目の表については、2026年度開設授業科目の資料を参照ください。

2026(令和8)年度 法学部開設授業科目〔専門教育科目〕

授業科目〔基礎講義〕	単位	配当学年及び学期(○内は1週授業回数)								担当教員	備考
		1年		2年		3年		4年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
民事法入門	2	①								池田 悠太 准教授	(1)
刑事法入門	2	①								大谷 祐毅 准教授	(1)
司法制度論	2	①								今津 綾子 教授	(1)
比較法社会論	2	①		①						樺島 博志 教授	(2)
法学の理論	2				①					樺島 博志 教授	(2)
日本政治外交史Ⅰ	2		①		①					伏見 岳人 教授	(3)※
西洋政治思想史Ⅰ	2	①		①						鹿子生 浩輝 教授	(3)※

備考欄 (1)私法・公法科目 (2)基礎法科目 (3)政治学科目

備考欄中、※印の授業科目は、2027年度開講しない予定である。

2027年度開設予定科目
ヨーロッパ政治史Ⅰ(2単位)

授業科目〔基幹講義〕	単位	配当学年及び学期(○内は1週授業回数)								担当教員	備考
		1年		2年		3年		4年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
憲法Ⅰ	2		①							西土 彰一郎 教授	
憲法Ⅱ	2			①						奥村 公輔 教授	2,3,4年次対象
憲法Ⅲ	2				①					中林 暁生 教授	2,3,4年次対象
行政法Ⅰ	4					②		②		堀澤 明生 准教授	2,3,4年次対象
行政法Ⅱ	4						②		②	髙畑 柊子 准教授	2,3,4年次対象
刑法Ⅰ	2		①		①		①		①	成瀬 幸典 教授	
刑法Ⅱ	2			①		①		①		松本 圭史 准教授	2,3,4年次対象
刑法Ⅲ	4				②		②		②	松本 圭史 准教授	2,3,4年次対象
刑事訴訟法	4						②		②	大谷 祐毅 准教授	2,3,4年次対象
民法総則	2		①							久保野 恵美子 教授	
物権法	2				①					市川 英孝 准教授	2,3,4年次対象
契約法・債権総論	4			②						吉永 一行 教授	2,3,4年次対象
不法行為法	2				①					市川 英孝 准教授	2,3,4年次対象
家族法	2					①				櫛橋 明香 教授	2,3,4年次対象
会社法Ⅰ	4					②		②		賴 奕成 准教授	2,3,4年次対象
会社法Ⅱ	2						①		①	賴 奕成 准教授	2,3,4年次対象
商法総論・商行為法	2						①		①	賴 奕成 准教授	2,3,4年次対象
民事訴訟法	4			②		②		②		岡本 弘道 准教授	2,3,4年次対象
現代政治分析	4			②		②		②		金子 智樹 准教授	2,3,4年次対象
行政学	4				②		②		②	西岡 晋 教授	2,3,4年次対象

備考欄中、※印の授業科目は、2027年度開講しない予定である。

授業科目〔展開講義〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員	備考
		1年		2年		3年		4年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
比較憲法	2						①		①	中林 暁生 教授 西土 彰一郎 教授 奥村 公輔 教授	3,4年次対象
憲法特殊講義	2					連続講義				石川 健治 講師	※
租税法	2						①		①	藤原 健太郎 准教授	3,4年次対象
国際法	4			②		②		②		黒﨑 将広 教授	
現代民法特論Ⅰ	2					①		①		市川 英孝 准教授	2,3,4年次対象※
現代民法特論Ⅱ	2					①		①		櫛橋 明香 教授	3,4年次対象※
商取引法	2						①		①	脇田 将典 准教授	2,3,4年次対象※
知的財産法	4						②		②	蘆立 順美 教授 上嶋 裕樹 教授	2,3,4年次対象
経済法	4						②		②	伊永 大輔 教授	2,3,4年次対象
国際私法	4					②				井上 泰人 教授	3,4年次対象
倒産処理法	2						①		①	玉井 裕貴 准教授	3,4年次対象
労働法	4					②		②		桑村 裕美子 教授	3,4年次対象
信託法	2					②		②		吉永 一行 教授	3,4年次対象○
社会保障法	4					②		②		嵩 さやか 教授	3,4年次対象
法理学Ⅰ	2					①		①		樺島 博志 教授	3,4年次対象
法理学Ⅱ	2						①		①	樺島 博志 教授	3,4年次対象
英米法	2			①		①		①		岩田 太 教授	2,3,4年次対象
比較政治学Ⅰ	2			①		①		①		横田 正顕 教授	2,3,4年次対象
比較政治学Ⅱ	2				①		①		①	横田 正顕 教授	2,3,4年次対象
ヨーロッパ政治史Ⅱ	4					②		②		平田 武 教授	※
国際政治史	2			①		①		①		戸澤 英典 教授	2,3,4年次対象※
EU法政論	2				①		①		①	戸澤 英典 教授	2,3,4年次対象※
中国政治論Ⅰ	2	①		①		①		①		阿南 友亮 教授	
中国政治論Ⅱ	2		①		①		①		①	阿南 友亮 教授	
震災と復興	2～4	変則		変則		変則		変則		戸澤 英典 教授 ダニエル・アルドリッチ 講師	＊欄外参照
公共政策学（農林水産政策Ⅰ）	2					①		①		川野 豊 教授	2,3,4年次対象
公共政策学（農林水産政策Ⅱ）	2						①		①	川野 豊 教授	2,3,4年次対象
公共政策学（国際協力政策Ⅰ）	2					①		①		小林 雪治 教授	3,4年次対象
公共政策学（国際協力政策Ⅱ）	2						①		①	小林 雪治 教授	3,4年次対象
公共政策学（地域経済政策）	2						①		①	原田 賢一郎 教授	3,4年次対象
公共政策特論Ⅱ	2					①･･･①		①･･･①		川野 豊 教授 小林 雪治 教授 永島 徹也 教授 度山 徹 教授 原田 賢一郎 教授	3,4年次対象○※
社会保障論	2					①		①		度山 徹 教授	2,3,4年次対象
地球温暖化対策論	**2**						**①**		**①**	**永見 靖 教授**	**3,4年次対象**
競争政策・消費者政策論	**2**						**①**		**①**	**大泉 玄之助 教授**	**3,4年次対象**
社会保障政策論	**2**						**①**		**①**	**西川 隆久 教授**	**3,4年次対象**
地域研究	2			連続講義						鈴木 絢女 講師	2,3,4年次対象
防災法	2					連続講義				岡本 正 講師	3,4年次対象

備考欄中、※印の授業科目は、2027年度開講しない予定である。
備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。
2027年度開設予定科目
国際関係論、決済法

＊「震災と復興」は米国ノースイースタン大学のサマースクールと共同で開講する科目である。
他の履修科目と重なる時間帯やフィールドワークへの参加を勘案して2～4単位の範囲で個別に単位認定を行う。

授業科目〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員		備考
		1年		2年		3年		4年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
憲法法曹実務演習	2					①		①		中林 暁生	教授	3,4年次対象(一切の重複履修を認めない)
憲法演習Ⅰ	2					①		①		西土 彰一郎	教授	3,4年次対象
憲法演習Ⅲ	2						①		①	中林 暁生	教授	3,4年次対象
憲法演習Ⅴ	2						①		①	奥村 公輔	教授	3,4年次対象※(一切の重複履修を認めない)
行政法演習	2			①		①		①		諸岡 慧人	准教授	2,3,4年次対象※
行政法演習	2				①		①		①	大江 裕幸	教授	2,3,4年次対象
行政法法曹実務演習	2						①		①	堀澤 明生	准教授	3,4年次対象(一切の重複履修を認めない)
地域政策演習	2						①		①	原田 賢一郎	教授	3,4年次対象
租税法演習Ⅰ	2					①		①		藤原 健太郎	准教授	3,4年次対象
刑法演習	2			②		②		②		成瀬 幸典	教授	2,3,4年次対象○
刑法法曹実務演習	2					①		①		松本 圭史	准教授	3,4年次対象
刑事訴訟法法曹実務演習	2						①		①	大谷 祐毅	准教授	3,4年次対象
民法演習	2					①		①		久保野 恵美子 ローツ マイア	教授 教授	
民法演習Ⅰ	2					①		①		市川 英孝	准教授	2,3,4年次対象
民法演習Ⅱ	2						①		①	市川 英孝	准教授	2,3,4年次対象
民法演習	2						②		②	池田 悠太	准教授	2,3,4年次対象○
民法法曹実務演習	2						①		①	池田 悠太	准教授	2,3,4年次対象(一切の重複履修を認めない)
民法法曹実務演習	2					②		②		櫛橋 明香	教授	3,4年次対象○
民法法曹実務演習Ⅰ	2			①						吉永 一行 市川 英孝	教授 准教授	2年次対象(一切の重複履修を認めない)
民法法曹実務演習Ⅱ	2						②		②	吉永 一行	教授	3,4年次対象○
国際私法演習	2					①		①		井上 泰人	教授	3,4年次対象
商法演習Ⅰ	2			①		①		①		森田 果	教授	2,3,4年次対象
商法演習Ⅶ	2			②		②		②		賴 奕成	准教授	2,3,4年次対象○
商法演習Ⅷ	2				①		①		①	賴 奕成	准教授	2,3,4年次対象
商法法曹実務演習	2					①		①		森田 果	教授	3,4年次対象(一切の重複履修を認めない)
経済法演習	4					①･･･①		①･･･①		伊永 大輔	教授	3,4年次対象
知的財産法演習Ⅰ	2					①		①		蘆立 順美	教授	3,4年次対象
知的財産法演習Ⅱ	2					①		①		上嶋 裕樹	教授	3,4年次対象
知的財産法演習Ⅲ	2						①		①	上嶋 裕樹	教授	3,4年次対象
民事訴訟法法曹実務演習	2					①		①		今津 綾子	教授	3, 4年次対象(一切の重複履修を認めない)
民事訴訟法演習Ⅱ	2					①		①		岡本 弘道	准教授	3,4年次対象
労働法演習Ⅰ	**2**						**①**		**①**	**桑村 裕美子**	**教授**	**3,4年次対象**
社会保障法演習	2					①		①		嵩 さやか	教授	3,4年次対象
家族政策演習	2						②		②	度山 徹	教授	3,4年次対象※○
法理学演習	2					①		①		樺島 博志	教授	3,4年次対象
英米法演習	2				①		①		①	岩田 太	教授	2,3,4年次対象
現代政治分析演習Ⅰ	2			①		①		①		金子 智樹	准教授	2,3,4年次対象
現代政治分析演習Ⅱ	2				①		①		①	金子 智樹	准教授	2,3,4年次対象
日本政治外交史演習Ⅰ	2			①		①		①		伏見 岳人	教授	2,3,4年次対象
日本政治外交史演習Ⅱ	2			連続講義						伏見 岳人	教授	2,3,4年次対象
日本政治外交史論文演習	2				①		①		①	伏見 岳人	教授	2,3,4年次対象

授業科目〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員	備考
		1年		2年		3年		4年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
ヨーロッパ政治史基礎演習	4		②		②		②			平田 武 教授	（一切の重複履修を認めない）
ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2							②		平田 武 教授	3,4年次対象○
ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2								②	平田 武 教授	3,4年次対象○
西洋政治思想史演習Ⅰ	2					①		①		鹿子生 浩輝 教授	3,4年次対象
西洋政治思想史演習Ⅱ	2						①		①	鹿子生 浩輝 教授	3,4年次対象
国際関係論演習Ⅰ	2			②		②		②		戸澤 英典 教授	○
国際関係論演習Ⅱ	2				②		②		②	戸澤 英典 教授	○
政治思想史論文演習	2					①･･･①		①･･･①		鹿子生 浩輝 教授	3,4年次対象○
行政学演習Ⅰ	2					①		①		西岡 晋 教授	3,4年次対象
行政学演習Ⅱ	2						①		①	西岡 晋 教授	3,4年次対象
国際法演習	2			①		①		①		黒﨑 将広 教授	2,3,4年次対象
Introduction to the Comparative Politics	2		①		①		①		①	横田 正顕 教授 譚 天 助教	
比較政治学演習Ⅰ	2			②		②		②		横田 正顕 教授	2,3,4年次対象○
比較政治学演習Ⅱ	2				②		②		②	横田 正顕 教授	2,3,4年次対象○
中国政治演習Ⅰ	2			①		①		①		阿南 友亮 教授	2,3,4年次対象
中国政治演習Ⅱ	2				①		①		①	阿南 友亮 教授	2,3,4年次対象
Seminar on Peace and Conflict	2	①		①		①		①		阿南 友亮 教授	
中国政治論文演習	2						①		①	阿南 友亮 教授	3,4年次対象
Introduction to Latin American Politics	2						①		①	横田 正顕 教授 サバルセ カルロス 助教	3,4年次対象
Global South Politics	2					①		①		戸澤 英典 教授 サバルセ カルロス 助教	3,4年次対象
環境・コミュニケーション演習	2			連続講義						永島 徹也 ↓ **永見 靖** 教授	2,3,4年次対象
法とジェンダー演習	2			①		①				ローツ マイア 教授	2,3,4年次対象
Academic Writing in English	2						①		①	古澤 勝人 講師	3,4年次対象
Academic Listening in English	2					①		①		上田 眞理砂 講師	3,4年次対象
Academic Listening in English 中級	2						①		①	上田 眞理砂 講師	3,4年次対象
Introduction to Current International Relations	2			連続講義						増永 真 講師	2,3,4年次対象 (一切の重複履修を認めない)
Demographic Change and Development	2				変則		変則		変則	李 陽 講師	2,3,4年次対象 (一切の重複履修を認めない)
援助と開発演習	2			連続講義						林 明仁 講師	2,3,4年次対象
グローバル・ガバナンス論	2			連続講義						片柳 真理 講師	2,3,4年次対象
交渉演習	2		変則		変則		変則		変則	森田 果 教授	
法と政治を学ぶ前に：特別導入演習	4	②								諸岡 慧人 准教授	1年次対象
国際関係論の研究入門	2			①		①		①		篠本 創 准教授	2,3,4年次対象
Designing International Relations Research	2				①		①		①	篠本 創 准教授	2,3,4年次対象
法とジェンダー演習Ⅰ	**2**						**①**		**①**	**堀澤 明生 准教授 王 丹 助教**	**2,3,4年次対象**
Japanese Family Law from a Comparative Perspective	**2**			**連続講義**						**マシャド ダニエル 講師**	**2,3,4年次対象**
留学	2			変則		変則		変則		諸岡 慧人 准教授 脇田 将典 准教授	2,3,4年次対象 国際コース登録学生対象(一切の重複履修を認めない)
インターンシップ	2			変則		変則		変則		市川 英孝 准教授	2,3,4年次対象 国際コース登録学生対象(一切の重複履修を認めない)

備考欄中、※印の授業科目は、2027年度開講しない予定である。
備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。

○講義

同一の講義は、重ねて単位を取得することができない。既に履修した同一名称の講義は、たとえ担当教員が異なる場合でも同様である。また、カリキュラムの再編などに際して、従来の講義と名称が異なる新たな講義が開設される場合であっても、既修得の講義のいずれかと重ねて履修することができない旨の指示を伴うことがあるので、注意すること。

○演習

演習は、原則として下記の制限内で複数回履修しうるが、科目によっては重ねて単位を取得できないものもある。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。前者すなわち複数回履修可能なものについても、さらに次の制約がある。

1．同一教員の同一科目名の演習は、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。ただし、卒業要件単位として認定されるのは、合わせて12単位までとする。
2．同一科目名で担当教員の異なる演習については、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。
3．「演習」に、「Ⅰ」「Ⅱ」等の細分がなされている場合には、それぞれ別個の科目として取り扱う。
4．演習の単位は、全部で30単位まで、卒業要件単位に算入することができる。
5．演習への参加については、授業担当教員の許可が必要なので、参加を希望する場合は「講義要綱」や掲示に注意して、指定された期日までに申し込むこと。

○特論

特論は、科目の必要性等を勘案して、随時開設される科目である。主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われることが多いが、必ずしも講義のみではなく演習の要素を加味して行われることもあるので、具体的には「講義要綱」の記載内容に十分注意すること。

同一名称の特論は原則として一度しか履修できないが、内容が異なる場合、担当教員が異なる場合などにおいては、別個の科目として取り扱い、それぞれについて履修することを認める。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。

内容及び対象学年についてはその都度定める。

○連続講義

講義の中には、８月末から９月にかけて連続講義として集中的に行うものがある。

○他学部の専門教育科目

１．文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち、20単位を限り、卒業に要する専門教育科目の単位に算入することができる授業科目及び単位数は、法学部履修内規別表第２に掲げる授業科目及び単位である。

２．文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち、以下に掲げる①②③④の授業科目及び法学部履修内規別表第２に掲げる授業科目を除くものは、８単位を限り、上記１の20単位に算入することができる。

①演習

②文学部基礎科目の語学・書道

③文学部及び教育学部の教科及び教職に関する科目（各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）

④経済学部の民法

３．他学部の専門教育科目の授業科目は、受講を希望しても必ずしも受講の許可が得られるとは限らない。また、**法学部履修内規別表第２の授業科目以外の科目の試験時間割が、本学部の専門教育科目の学期末試験時間割と重複した場合は、どちらか一方の科目しか受験できない。**

・別表第２　授業科目の開講学部及び配当学年は以下のとおりである。

授業科目	配当学年	単位	開講学部	授業科目	配当学年	単位	開講学部
社会学概論	2・3・4	2	文学部	経済学史	3・4	4	経済学部
実験心理学概論（心理学概論）	2・3・4	2	〃	金融論	3・4	4	〃
社会心理学概論（社会･集団･家族心理学）	2・3・4	2	〃	財政学	3・4	4	〃
日本史概論	2・3・4（注２）	2	〃	日本経済史	2・3・4	4	〃
東洋史概論	2・3・4	2	〃	経済史・経営史	2・3・4	4	〃
西洋史概論	2・3・4	2	〃	日本経済	3・4	4	〃
政治経済学原理	2・3・4	4	経済学部	国際経済	3・4	4	〃
ミクロ経済分析	2・3・4	4	〃	経営政策	3・4	4	〃
マクロ経済分析	2・3・4	4	〃	トピックス会計学	（注３）	2	〃
トピックス経済学	（注３）	2	〃				

（注１）　文学部及び経済学部の授業科目は、文学部学生及び経済学部学生の履修者が多い場合には他学部学生の履修を認めないことがある。

（注２）　教職科目履修者及び４年生のみ履修可能となる。詳細についてはシラバスを確認すること。

（注３）　配当学年はクラスにより異なる。詳細についてはシラバスを確認すること。

7．履修科目として登録できる単位数の上限について

１年次前期から２年次後期（第１から第４セメスター）において、全学教育科目及び専門教育科目を併せて、履修登録時に登録できる単位数の上限は、各学期（セメスター）ごとに24単位を目安とする。

ただし、次の科目については上限枠に含めない。

- 全学教育科目の外国語群、保健体育科目群
- 専門教育科目のうち、連続講義など集中講義の形で開講される科目
- 教職科目

各学期はじめにおける履修科目確認時に、上記の制限を超えて履修登録している学生に対しては、登録科目の削除を求めることがありうる。

なお、この履修登録単位の上限設定の趣旨ないし考え方については、入学時のオリエンテーションで配布する「履修計画の考え方」を参照すること。

8．留学及びインターンシップについて

「13. 国際コースについて」に定める国際コースの登録者は、専門教育科目として開講される「留学」及び「インターンシップ」を履修することができる。

- 「留学」とは、国際コース登録者を対象に、海外留学の事前・事後指導を行い、１セメスター以上の海外留学の実施に対し２単位を付与するものである。
- 「インターンシップ」とは、国際コース登録者を対象に、インターンシップの事前・事後指導を行い、インターンシップによる職業体験に対し２単位を付与するものである。

※「留学」及び「インターンシップ」の履修方法については、別途周知する。

9．早期卒業制度について

本学部に３年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した学生に対しては、早期卒業を認めることがある（学部規程第23条第２項）。これを希望する学生は、次の点に注意すること。

１．次の区分により、「早期卒業希望届」を提出すること。

- ３年次終了時（３月）に卒業を希望する学生の場合：

  提出期限は、３年次後期履修登録期間最終日とし、その時までに全学教育科目を35単位以上（卒業要件単位として算入されるものに限る）、及び専門教育科目を75単位（法曹コース登録者については、65単位）以上（同上）修得している学生についてのみ、

受け付ける。

• 4年次前期終了時（9月）に卒業を希望する学生の場合：

提出期限は、4年次前期履修登録期間最終日とし、その時までに全学教育科目を36単位以上（同上）、及び専門教育科目を78単位以上（同上）修得している学生についてのみ、受け付ける。

2．原則として次のすべての要件を満たす学生を対象として、「優秀な成績」であるか否かの判定を行う。

• 希望する早期卒業の時点において、所定の卒業要件単位のすべてを修得していること。
• 同時点において、全学教育科目及び専門教育科目のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が4分の3以上であること。
• 同時点において、専門教育科目の「演習」の単位を8以上修得していること。

3．上記2にかかわらず、次の⑴⑵のいずれかの要件を満たす場合にも，「優秀な成績」であるか否かの判定の対象とする。

⑴　3年次後期の時点で法曹コース（「12. 法曹コースについて」参照）に登録されている者のうち、法科大学院の入学試験における特別選抜に合格し、次年度に法科大学院に入学する予定であるもので、次のすべての要件を満たす場合

• 3年次終了時点において、所定の卒業要件単位および「12. 法曹コースについて」所定のコース修了要件単位のすべてを修得していること。
• 同時点において、専門教育科目およびそのうちの「12. 法曹コースについて」所定の必修科目（選択必修科目を除く。）のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が3分の2以上であること。
• 同時点において、専門教育科目の「演習」の単位を8以上修得していること。

⑵　3年次又は4年次の国際コース登録者で、次のすべての要件を満たす場合

• 3年次終了時点又は4年次の前期終了時点において、所定の卒業要件単位および「13. 国際コースについて」所定のコース修了要件単位のすべてを修得していること。
• 同時点において、専門教育科目について、成績が「A」以上である科目数が2分の1以上であること。ただし，東北大学法学部規程第21条に基づいて修得したとみなされる留学の単位は，科目数の計算における母数として算入しないものとする。
• 同時点において，コミュニケーション科目について，成績が「A」以上である科目数が3分の2以上であること。

10. 法曹コースの必修科目及び履修推奨科目の成績評価基準について

法曹コース（「12. 法曹コースについて」参照）の必修科目（選択必修科目を除く。）及び履修推奨科目の成績評価は、以下の通り行われる。

1．評価の方法

成績は、定期試験（原則として筆記試験の方法による）による評価による。

2．評価の指針

定期試験による評価に際しては、以下のような能力を総合的に評価し、各法分野についての基礎的な知識・素養の習得を目安として評価するものとする。

① 事案を正確に認識する等、問題の所在を的確に把握する能力、把握した問題を法的に分析し、解決する能力（事案分析解決能力）

② 主要な判例・学説に係る知識（基礎的・専門的法知識）を確実に身に付け、問題解決に際して体系的に活用する能力（基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力）

③ 自らの主張を法的に構成し、一貫した論理により、説得的に展開する能力（法的な議論を説得的に表現する能力。論理的表現能力）

④ 柔軟に発想し、問題を批判的に検討する能力（創造的・批判的思考能力）

3．成績評価の基準

⑴ 評価の方針

成績の評価は以下に定める方針による。（（ ）内は評価区分を表す。）

90点以上	きわめて優秀	（AA）
80点以上90点未満	優秀	（A）
70点以上80点未満	良好	（B）
65点以上70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	（C）
60点以上65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	（C）
60点未満	最低限の水準に達していない	（D・不）

※点数と評価区分の対応は、東北大学法学部規程第19条第1項による。

⑵ 評価の実施

① 成績評価は、100点を満点とした点数（整数）により行う。

② 60点以上を合格とする。

③ 各点数の人数比は、以下の目安による。

90点以上は、若干名とする。

80点以上90点未満は、20％を標準とする。

70点以上80点未満は、40％を標準とする（20％を限度に増減することができる）。

65点以上70点未満及び60点以上65点未満は、40％を標準とする（20％を限度に増減することができる）。

11. 成績評価に対する不服申立制度について

（疑問の受付）

1．授業科目（法学部専門科目）について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期間内に、法学部教務係を通じ、授業担当教員に対して成績評価について説明を求めることができる。

2．授業担当教員からは、別に定める期間内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされる。

（不服申立て）

1．授業科目（法学部専門科目）について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期間内に、法学部教務係を通じ、教務委員会委員長に対して成績評価について不服を申し立てることができる。

2．教務委員会委員長からは、別に定める期間内に、法学部教務係を通じて、その成績評価について説明がなされる。

＊疑問の受付の１．及び不服申立ての１．に定める期間については、別途掲示にて知らせる。ただし、疑問の受付を経たのちに不服申立てを行う場合には、疑問の受付に対する授業担当教員による説明のあった日の翌日から５日以内とする。

＊疑問の受付の１．に定める疑問の受付及び不服申立ての１．に定める不服の申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、法学部教務係に提出することによって行う。

12. 法曹コースについて

⑴　概要

法曹コース（以下「本コース」という。）は、東北大学法科大学院と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行い、希望者には、早期卒業制度を活用することによって、東北大学法科大学院との５年一貫教育を提供するものである。

本コースは、希望する法学部の学生が幅広く登録したうえで、そのうち最終的にコー

ス修了要件を満たして修了する人数は限定され、さらに、法科大学院における特別な選抜では法曹コースでの成績を考慮しながら進学者が絞られることが予定された設計となっている。

本コースについては、以下の説明のほか、法曹コースウェブサイト（https://www.law.tohoku.ac.jp/education/3plus2course/）に掲載される学年ごとの留意事項、モデル・カリキュラム等の情報を参照すること。

⑵　本コースへの登録について

法学部の学生は、２年次前期、同後期、３年次前期および同後期に、本コースへの登録又は登録の更新を申請することができる。3 年次後期に行われる登録の終期はないが、２年次前期、同後期、３年次前期に行われる登録の終期は当該学期末である。申請期間は各学期の開始前後に設定され、法曹コースウェブサイトで周知される。

登録人数は、各学年30名を目安とする。登録希望者が多数に上る場合は、申請時までの本コースの必修科目（後記⑶参照）の履修状況やその成績等に基づき選抜を行うことがある。

⑶　本コースの修了について

本コースに登録された者（以下「本コース登録者」という。）が、次に掲げる①から③までの要件のいずれにも該当する場合には、本コースを修了したものと認められる。本コース修了者に対しては、本コース修了証を授与する。

①　本コースの必修科目40単位を修得したこと。本コースの必修科目は、基幹講義のうち、以下のものである：憲法Ⅰ（２単位）、憲法Ⅱ（２単位）、憲法Ⅲ（２単位）、刑法Ⅰ（２単位）、刑法Ⅱ（２単位）、刑法Ⅲ（４単位）、刑事訴訟法（４単位）、民法総則（２単位）、物権法（２単位）、契約法・債権総論（４単位）、不法行為法（２単位）、家族法（２単位）、会社法Ⅰ（４単位）、会社法Ⅱ（２単位）、民事訴訟法（４単位）。

②　学部演習のうち本コースの選択必修科目として指定されたもの（以下「法曹実務演習」という。）を６単位以上修得したこと。法曹実務演習は、主として法曹志望者を念頭に置いた内容で行われる。法曹実務演習として指定された学部演習の一覧は、各年度の初めに法曹コースウェブサイトに掲載される。憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法については、それぞれ１つ以上が毎年度開講される。

③　東北大学法学部規程の定める卒業の要件を満たしていること。

⑷　履修推奨科目について

本コースの履修推奨科目として、主に３年次で基本６法からさらに先取り的に広い領域の学習を行うことができるように、東北大学法科大学院における法律基本科目（２年

次配当）及び基礎法・隣接科目に相当する講義科目を開講する。履修推奨科目は、次のとおりである：行政法Ⅰ（４単位）、行政法Ⅱ（４単位）、商法総論・商行為法（２単位）、法理学Ⅰ（２単位）、法理学Ⅱ（２単位）、日本法制史Ⅰ（２単位）、日本法制史Ⅱ（２単位）、西洋法制史Ⅰ（２単位）、西洋法制史Ⅱ（２単位）、英米法（２単位）。

⑸　法曹実務演習の優先履修について

本コース登録者には、法曹実務演習の履修を優先的に認める。

⑹　本コース登録者向け課外行事について

本コース登録者は、法律事務所訪問、裁判所訪問、検察庁訪問等の、本コース登録者を対象とする課外行事に参加することができる。

⑺　本コース登録者向け早期卒業制度について

本コース登録者で、法科大学院に入学するため３年次終了時に卒業を希望するものは、「９．早期卒業制度について」の定めるところに従い、早期卒業制度を利用することができる。

※　法科大学院への入学及び法科大学院との教育課程の接続について

本コースを修了し、学部を卒業する者は、法科大学院が法曹コース修了者を対象として実施する特別選抜を受験することができ、また、法科大学院での授業科目の履修の一部免除等の措置の対象となる。特別選抜や履修免除制度の詳細については、各法科大学院から公表される募集要項等を参照すること。

※　法曹コースへ登録を希望する者は、１年次生のうちから、法曹コースウェブサイトに掲載されるモデル･カリキュラムを参考にして、計画的に科目の受講を進めること。

13. 国際コースについて

⑴　概要

国際コース（以下「本コース」という。）は、学士・修士課程を通じた一貫教育を実施する国際プログラムに位置づけられる法学部生向けのコースであり、国際的な視野を備えた法政ジェネラリストを目指す法学部学生に対して、海外留学を必須とした多様な教育プログラムを提供するものである。

※国際プログラムについては⑺及び115頁参照。

⑵　本コース登録について

法学部の学生については、１年次後期、２年次前期、同後期、３年次前期または同後期初頭に設定される本コース登録期間内に登録することができる。なお、学修上必要であると認められる場合には、登録期間以外でも登録することができる。

⑶　留学及びインターンシップについて

本コース登録者は、「８. 留学及びインターンシップについて」に定める「留学」及び「インターンシップ」を履修することができる。

※「留学」及び「インターンシップ」の履修方法については、別途周知する。

⑷　コミュニケーション科目の優先履修について

本コース登録者は、コミュニケーション科目を優先的に履修することができる。

「コミュニケーション科目」は、主として英語で提供される専門教育科目であり、開設授業科目の中から毎年度定められる。

※「コミュニケーション科目」の詳細については、別途周知する。

⑸　本コース修了について

本コース登録者は、「留学」２単位及びコミュニケーション科目16単位以上を修得することで、本コースを修了したものと認められる。

本コース修了者に対しては、卒業時に本コース修了証を授与する。

⑹　本コース登録者向け早期卒業制度について

東北大学大学院法学研究科研究大学院博士課程前期２年の課程に進学する予定の本コース登録者のうち、３年次終了時又は４年次前期終了時に卒業を希望する者は、「９. 早期卒業制度について」の定めるところに従い、早期卒業制度を利用することができる。

⑺　本コース修了者の国際プログラム登録について

本コースを修了して東北大学大学院法学研究科博士課程前期２年の課程に進学した者は、１年次前期に国際プログラムに登録することができる。ただし、特別選抜にて国際コース修了者向けの手続により進学した者は、国際プログラムに登録したものとみなす。

※特別選抜における国際コース修了者向けの手続は、募集要項にて示す。

東北大学法学部の教育理念及び教育目標

東北大学法学部では，法学・政治学に関する正確な基礎知識を身につけ，鋭い正義感覚と幅広い視野から社会に伏在する諸問題を発見，分析し，その解決に努めることをもって，良き社会の実現に貢献する人材，すなわち「法政ジェネラリスト」の養成を教育目的としています。

○東北大学大学院通則

○東北大学大学院通則細則

○東北大学大学院法学研究科規程

○東北大学大学院法学研究科ディプロマ・ポリシー
及びカリキュラム・ポリシー

○修士論文及び博士論文の審査及び最終試験
における評価項目

○東北大学大学院法学研究科履修内規

○東北大学大学院法学研究科研究大学院
履修案内

○2026（令和８）年度研究大学院開設授業科目

○国際プログラムについて

○日本学国際共同大学院プログラムについて

○学際高等研究教育院について

○学位規則

○東北大学学位規程

東 北 大 学 大 学 院 通 則

制　　定　昭和28年11月16日
最終改正　令和８年３月24日

目　次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻
（第10条―第21条）
第３章　休学（第22条―第24条）
第４章　転学，退学及び除籍（第25条―第27条）
第５章　教育方法等（第28条―第30条）
第５章の２　他の大学院等における修学及び留学等（第31条―第31条の５）
第６章　課程修了及び学位授与（第32条―第37条）
第７章　懲戒（第38条）
第８章　授業料（第39条―第44条の２）
第９章　科目等履修生（第44条の３―第44条の10）
第９章の２　特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11―第44条の17）
第10章　外国学生（第45条―第46条の２）
第11章　インターネット・スクール（第47条）
附　則

第１章　総　　則

第１条　東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

２　本大学院のうち，専門職大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

３　次条第１項又は第３条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，研究科規程の定めるところによる。

第２条　本大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

文 学 研 究 科　　日本学専攻，広域文化学専攻，総合人間学専攻

教育学研究科	総合教育科学専攻
法学研究科	総合法制専攻，公共法政策専攻，法政理論研究専攻
経済学研究科	経済経営学専攻，会計専門職専攻
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，天文学専攻，地球物理学専攻，化学専攻，地学専攻
医学系研究科	医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻，公衆衛生学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	分子薬科学専攻，生命薬科学専攻，医療薬学専攻
工学研究科	機械機能創成専攻，ファインメカニクス専攻，ロボティクス専攻，航空宇宙工学専攻，量子エネルギー工学専攻，電気エネルギーシステム専攻，通信工学専攻，電子工学専攻，応用物理学専攻，応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻，金属フロンティア工学専攻，知能デバイス材料学専攻，材料システム工学専攻，土木工学専攻，都市・建築学専攻，技術社会システム専攻
農学研究科	生物生産科学専攻，農芸化学専攻
国際文化研究科	国際文化研究専攻
情報科学研究科	情報基礎科学専攻，システム情報科学専攻，人間社会情報科学専攻，応用情報科学専攻
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻，生態発生適応科学専攻，分子化学生物学専攻
環境科学研究科	先進社会環境学専攻，先端環境創成学専攻
医工学研究科	医工学専攻

2　研究科の定員は，別表第１のとおりとする。

第２条の２　前条に定めるもののほか，本大学院の次条に定める博士課程に，履修上の区分として，学位プログラムを置く。

2　学位プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第３条　本大学院に，別表第１のとおり修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

第３条の２　医学系研究科，歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は，前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし，前期課程は，修士課程として取り扱う。

2　医学系研究科医科学専攻の博士課程は，医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし，医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は，区分課程とする。

3　歯学研究科の博士課程は，歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4　薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は，薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし，薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は，区分課程とする。

第３条の３　法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は，法科大学院の課程とする。

第３条の４　修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第３条の５　後期課程並びに医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第３条の６　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第３条の７　法科大学院の課程は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第４条　修士課程等の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，２年を超えるものとすることがある。

2　前項の規定にかかわらず，修士課程等においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることがある。

3　修士課程等の在学年限は，４年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限の２倍の期間）とする。

第４条の２　後期課程の標準修業年限は，３年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，３年を超えるものとすることがある。

2　後期課程の在学年限は，６年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は

学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限の２倍の期間）とする。

第５条　医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は，４年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，４年を超えるものとすることがある。

２　前項の課程の在学年限は，８年（４年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限の２倍の期間）とする。

第５条の２　法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は，２年又は１年以上２年未満の期間とする。

２　前項の規定にかかわらず，法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限が２年の課程にあっては１年以上２年未満の期間又は２年を超える期間とし，その標準修業年限が１年以上２年未満の期間にあっては当該期間を超える期間とすることがある。

３　法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は，４年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限の２倍の期間）とする。

第５条の３　法科大学院の課程の標準修業年限は，３年とする。

２　法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は，６年とする。ただし，法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあっては，その在学年限を４年とする。

３　法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は，各年次２年とする。ただし，法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあっては，その在学年限を各年次２年を超えた期間とすることがある。

第５条の４　学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは，研究科の定めるところにより，その計画的な履修を許可することがある。

２　前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が，当該在学期間について短縮することを願い出たときは，研究科の定めるところにより，

その在学期間の短縮を許可することがある。

3　長期履修学生は，標準修業年限の２倍の期間（第32条の２，第33条の４又は第35条の２の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては，標準修業年限の２倍の期間から第32条の２，第33条の４又は第35条の２の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

第６条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

第７条　学年を分けて，次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月30日まで

第２学期　10月１日から翌年３月31日まで

第８条　定期休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日　６月22日

春季休業　４月１日から４月７日まで

夏季休業　７月11日から９月10日まで

冬季休業　12月25日から翌年１月７日まで

2　定期休業日において，必要がある場合には，授業を行うことがある。

3　春季，夏季及び冬季の休業の期間は，必要がある場合には，変更することがある。

4　臨時休業日は，その都度定める。

第９条　削除

第２章　入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻

第10条　入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻の時期は，学年の初めから30日以内とする。

2　前項の規定にかかわらず，入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻の時期は，第２学期の初めから31日以内とすることがある。

3　再入学の時期は，その都度定める。

第11条　修士課程等及び専門職学位課程においては，次の各号の一に該当し，かつ，所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一　大学を卒業した者

二　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

三　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

四　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

七　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八　文部科学大臣の指定した者

九　大学に３年以上在学した者，外国において学校教育における15年の課程を修了した者，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で，本大学院において，所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十　法第102条第２項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって，本大学院において，その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十一　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

第12条　医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程においては，次の各号の一に該当し，かつ，所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一　大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二　外国において，学校教育における18年の課程を修了した者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が５年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

六　文部科学大臣の指定した者

七　大学の医学，歯学，薬学若しくは獣医学を履修する課程に４年以上在学した者，外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で，本大学院において，所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八　法第102条第２項の規定により他の大学院（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって，本大学院において，その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第13条　本大学院を中途退学した者又は除籍された者が，再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは，研究科規程の定めるところにより，選考の上，再入学を

許可することがある。

第14条　修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了して，引き続き後期課程，医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が，修士課程，前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては，研究科規程の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

第15条　後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては，研究科規程の定めるところにより，次の各号の一に該当し，かつ，所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一　修士の学位又は専門職学位を有する者

二　外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

六　外国の学校，外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七　文部科学大臣の指定した者

八　本大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第16条　次の各号の一に該当する者に対しては，研究科規程の定めるところにより，選考の上，転科又は転入学を許可することがある。

一　本大学院に在学する者で，課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二　他の大学院に在学する者で，課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三　外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者，我が国において，外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第１項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で，課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2　研究科内における課程の中途の転専攻は，研究科規程の定めるところにより，選考の上，許可することがある。

3　第１項の規定により転科又は転入学を志願する場合は，現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の２　本大学院に入学又は編入学を許可された者が，本大学院に入学し，又は編入学する前に本大学院，他の大学院，外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第１項に規定する科目等履修生及び同条第２項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は，研究科において教育上有益と認めるときは，研究科規程の定めるところにより，本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2　修士課程等，後期課程，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし，同項及び第31条の４第１項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3　法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第１項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第31条の５第１項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の２分の１までとする。

4　法科大学院の課程において第１項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第31条の５第１項及び第35条の４の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の５第３項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。

5　前項の規定にかかわらず，法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第６条第２項第１号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以

下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について，本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第31条の５第１項及び第35条の４の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の５第４項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第16条の３　再入学，転科，転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において，審査の上，その一部又は全部を認める。

第17条　入学，進学，編入学，転科，転入学又は転専攻を志願する者は，それぞれ所定の期日までに，再入学を志願する者は再入学を願い出るときに，願書を提出しなければならない。

２　入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学又は転専攻を許可された者で，前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては，当該許可を取り消すことがある。

第18条　入学，再入学，編入学又は転入学を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

２　前項の検定料の額は，別表第２のとおりとする。

第19条　入学，再入学，編入学又は転入学を許可された者は，入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き，所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

２　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学，再入学，編入学又は転入学の許可を取り消す。

３　第１項の入学料の額は，別表第２のとおりとする。

第19条の２　次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては，入学料の全部又は一部を免除することがある。

一　入学，再入学（第１学期又は第２学期の初めにおける再入学に限る。），編入学又は転入学（以下この条及び次条において「入学等」という。）を許可された者で，経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるもの

二　後期課程，医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程に入学等を許可された者で，学業が優秀であると認められ，かつ，総長が別に定める事由に該当するもの

２　前項に規定する者のほか，特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては，入学料の全部又は一部を免除することがある。

第19条の３　入学等を許可された者で，経済的理由により入学料を納付することが困難で

あると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるものに対しては，入学料の徴収を猶予することがある。

2　前項に規定する者のほか，特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては，入学料の徴収を猶予することがある。

第19条の4　前二条に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

第20条　納付した検定料及び入学料は，返付しない。

2　前項の規定にかかわらず，出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を実施する場合において，第１段階目の選抜に合格しなかった者については，その者の申出により，第18条に規定する検定料のうち第２段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条　入学，再入学，編入学又は転入学を許可された者は，所定の期日までに，東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2　前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては，入学，再入学，編入学又は転入学の許可を取り消す。

第３章　休　　学

第22条　病気その他の事故により引き続き３月以上修学することができない者は，所定の手続を経て，休学の許可を願い出ることができる。

2　休学期間は，引き続き１年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，１年を超えて許可することがある。

3　休学期間は，修士課程等にあっては２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限と同年数）を，後期課程にあっては３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限と同年数）を，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程にあっては４年（４年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限と同年数）を，法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあっては２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限と同年数）を，法科大学院の課程にあっては各年次１年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，願い出によりその延長を許可することがある。

4　休学期間内に，その事故がなくなったときは，復学の許可を願い出ることができる。

第23条　病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては，休学を命ずることがある。

2　休学期間内に，その事情がなくなったときは，復学を命ずる。

第24条　休学が引き続き３月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第４章　転学，退学及び除籍

第25条　他の大学院に転学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第26条　退学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第27条　次の各号の一に該当する者は，除籍する。

一　病気その他の事故により，成業の見込みがないと認められる者

二　第４条第３項，第４条の２第２項，第５条第２項，第５条の２第３項並びに第５条の３第２項及び第３項に規定する在学年限を経て，なお所定の課程を修了し，又は必要単位数を修得できない者

三　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者，３分の２の額，半額若しくは３分の１の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で，その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

四　授業料の納付を怠り，督促を受けても，なお納付しない者

五　第22条第３項に規定する休学期間に達しても，なお修学できない者

第５章　教育方法等

第28条　修士課程等，後期課程，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2　専門職学位課程の教育は，授業科目の授業によって行う。

第28条の２　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の３　専門職大学院は，前条第１項の授業を行う場合には，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行わ

れる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2　専門職大学院は，当該専攻分野の授業について，前条第２項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には，授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の４　教育上特別の必要があると研究科において認める場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の５　授業科目の単位の計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，おおむね次の基準によるものとする。

一　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

二　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

三　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は，その組み合わせに応じ，前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって１単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，学位論文等に係る授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修を考慮して，単位数を定めるものとする。

第28条の６　１学年の授業を行う期間は，35週にわたることを原則とする。

第28条の７　各授業科目の授業は，十分な教育効果を上げることができるよう，８週，10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第28条の８　研究科は，授業及び研究指導の方法及び内容，１学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては，授業の方法及び内容，１学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第28条の９　専門職大学院は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が１学年又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第28条の10　学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，所定の手続を経て，その許可を受けなければならない。

第29条　本大学院の課程における正規の授業を受け，所定の授業科目を履修した者に対しては，所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）

により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2　試験等の方法は，教授会等が定める。

第29条の２　試験に合格した者には，所定の単位を与える。

第30条　この章に規定するもののほか，教育方法に関し必要な事項は，別に定める。

第５章の２　他の大学院等における修学及び留学等

第31条　学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは，あらかじめ，当該他の大学院と協議の上，学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2　前項の規定は，学生が，外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　前項の規定にかかわらず，特別の事情があると研究科において認めるときは，当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第31条の２　学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは，あらかじめ，当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上，学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において，修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は，１年を超えないものとする。

第31条の３　学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは，当該外国の大学院等と協議の上，学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2　前項の規定にかかわらず，特別の事情があると研究科において認めるときは，当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3　留学の期間は，在学年数に算入する。

4　第１項及び第２項の規定は，学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第31条の４　修士課程等，後期課程，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程においては，第31条第１項及び第２項の規定により履修した授業科目について修得した単位，第31条の２の規定により受けた研究指導並びに前条第１項及び第４項の規定により留学

し，及び休学中に修学して得た成果は，研究科規程の定めるところにより，本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2　前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，15単位までとし，第16条の２第１項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第31条の５　専門職学位課程においては，第31条第１項及び第２項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の３第１項及び第４項の規定により留学し，及び休学中に修学して得た成果は，研究科の定めるところにより，本大学院において修得した単位とみなす。

2　前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第16条の２第１項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の２分の１までとする。

3　前項の規定にかかわらず，法科大学院の課程にあっては，本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第16条の２第１項の規定及び第35条の４の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし，93単位を超える単位を修了の要件とする場合には，その超える分の単位数に限り，30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

4　前二項の規定にかかわらず，法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあっては，本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第16条の２第１項の規定及び第35条の４の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし，93単位を超える単位を修了の要件とする場合には，その超える分の単位数に限り，46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

第６章　課程修了及び学位授与

第32条　修士課程又は前期課程を修了するためには，２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，研究科規程の定めるところにより，授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程等の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，１年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において，博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，研究科規程の定めるところにより，修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて，次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

二　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

第32条の２　修士課程等においては，第16条の２第１項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，研究科規程の定めるところにより，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程又は前期課程に少なくとも１年以上在学しなければならない。

第33条　修士論文等は，第３条の４に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2　修士論文等は，在学期間中に，所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の２　区分課程の博士課程を修了するためには，後期課程に３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限とし，法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限から１年の期間を減じた期間）とする。第34条第３項において同じ。）以上在学し，研究科規程の定めるところにより，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

一　２年又は２年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者　１年以上

二　１年以上２年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は１年以上２年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者　当該課程における在学期間を含めて３年以上

三　１年以上２年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者　当該標準修業年限を含めて３年以上

２　前項に定めるもののほか，研究指導の上で特に必要がある場合に限り，研究科規程の定めるところにより，後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第33条の３　医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには，４年（４年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限。次条第３項において同じ。）以上在学し，研究科規程の定めるところにより，授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，３年以上在学すれば足りるものとする。

第33条の４　医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程においては，第16条の２第１項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，研究科規程の定めるところにより，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条　博士論文は，第３条の５に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

２　博士論文は，在学期間中に提出することを原則とする。この場合には，所定の期日までに提出しなければならない。

３　前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち，後期課程に３年以上在学し，第33条の２第２項の規定を修了の要件とする研究科にあっては，当該授業科目について所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程，歯学履修課程若しくは薬学履修課程に４年以上在学し，授業科目について所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者は，退学した日から起算して１年以内に限り，博士論文を提出することができる。

第35条　法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには，２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，研究科の定めるところにより，授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の２　法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては，第16条の２第１項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，研究科規程の定めるところにより，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の２分の１までの期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも１年以上在学しなければならない。

第35条の３　法科大学院の課程を修了するためには，３年以上在学し，研究科の定めるところにより，授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の４　法科大学院の課程において，法学既修者に関しては，研究科の定めるところにより，前条に規定する在学期間については１年までの期間在学し，同条に規定する単位については，第16条の２第１項及び第31条の５第１項の規定により修得したものとみなす単位（同条第３項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定にかかわらず，連携法曹基礎課程修了者について，本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は，第16条の２第１項及び第31条の５第１項の規定により修得したものとみなす単位（同条第４項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第36条　修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を，博士課程を修了した者には博士の学位を，専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

２　前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	修士（文学）
教育学研究科	修士（教育学又は教育情報学）
法学研究科	修士（法学）
経済学研究科	修士（経済学又は経営学）
理学研究科	修士（理学）
医学系研究科	修士（医科学，障害科学，看護学，保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科	修士（口腔科学）
薬学研究科	修士（薬科学）
工学研究科	修士（工学）

農 学 研 究 科　　修士（農学）
国際文化研究科　　修士（国際文化）
情報科学研究科　　修士（情報科学）
生命科学研究科　　修士（生命科学）
環境科学研究科　　修士（環境科学又は災害科学）
医 工 学 研 究 科　　修士（医工学）

3　第１項の規定により博士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科　　博士（文学）
教 育 学 研 究 科　　博士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科　　博士（法学）
経 済 学 研 究 科　　博士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科　　博士（理学）
医 学 系 研 究 科　　博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯 学 研 究 科　　博士（歯学）
薬 学 研 究 科　　博士（薬科学又は薬学）
工 学 研 究 科　　博士（工学）
農 学 研 究 科　　博士（農学）
国際文化研究科　　博士（国際文化）
情報科学研究科　　博士（情報科学）
生命科学研究科　　博士（生命科学）
環境科学研究科　　博士（環境科学又は災害科学）
医 工 学 研 究 科　　博士（医工学）

4　前二項に定めるもののほか，修士又は博士の学位を授与するに当たっては，専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

5　第１項の規定により授与する専門職学位は，次のとおりとする。

法 学 研 究 科　　公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経 済 学 研 究 科　　会計修士（専門職）

第37条　この章に規定するもののほか，修士，博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は，東北大学学位規程（昭和30年１月１日制定）の定めるところによる。

第７章　懲　　戒

第38条　本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者は，所定の手続によって懲戒する。

２　懲戒の種類は，戒告，停学及び退学とする。

３　停学３月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第８章　授　業　料

第39条　授業料の額は，別表第２のとおりとする。

２　長期履修学生に係る授業料の年額は，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の２，第33条の４又は第35条の２の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては，標準修業年限から第32条の２，第33条の４又は第35条の２の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

３　授業料は，第１学期及び第２学期の２期に区分して納付するものとし，それぞれの期における額は，授業料の年額の２分の１に相当する額とする。

４　前項の授業料は，授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き，第１学期にあっては５月，第２学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし，第２学期に係る授業料については，第１学期に係る授業料を納付するときに，併せて納付することができる。

第40条　第１学期又は第２学期の中途において，復学し，又は再入学した者は，授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）に，復学し，又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を，復学し，又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条　学年の中途で修了する見込みの者は，月割計算額に，修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を，第１学期の在学期間に係る授業料については５月（４月に修了する見込みの者にあっては，４月）に，第２学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあっては，10月）に納付しなければならない。

第41条の２　長期履修学生で，第５条の４第２項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは，当該短縮後の期間に応じて第39条第２項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条　退学し，転学し，除籍され，又は退学を命ぜられた者は，別に定める場合を除くほか，その期の授業料を納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条　次の各号の一に該当する者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては，授業料の全部又は一部を免除することがある。

一　経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められる者（外国人留学を除く。）

二　学業が優秀であると認められ，かつ，総長が別に定める事由に該当する者

第43条の2　経済的理由により，授業料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては，授業料の徴収を猶予し，又はその月割分納をさせることがある。

第43条の3　前二条に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

第44条　納付した授業料は，返付しない。

2　前項の規定にかかわらず，第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が，第2学期の初めまでに休学し，又は第1学期の終わりまでに退学した場合には，その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2　この章に規定するもののほか，授業料の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

第9章　科目等履修生

第44条の3　本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち，1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは，研究科において，学生の履修に妨げのない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

第44条の4　科目等履修生の入学の時期は，学期の初めとする。

第44条の5　科目等履修生の入学資格，在学期間その他については，研究科規程の定めるところによる。

第44条の6　科目等履修生として入学を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

2　検定料の額は，別表第2のとおりとする。

第44条の7　科目等履修生として入学を許可された者は，所定の期日までに，入学料を納

付しなければならない。

2　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学の許可を取り消す。

3　入学料の額は，別表第２のとおりとする。

第44条の８　科目等履修生は，毎学期授業開始前に，その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2　授業料の額は，別表第２のとおりとする。

第44条の９　科目等履修生には，研究科規程の定めるところにより，単位修得証明書を交付することがある。

第44条の10　本章に規定する場合を除くほか，科目等履修生には，大学院学生に関する規定を準用する。

第９章の２　特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11　他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で，本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより，研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2　前項の規定にかかわらず，連携法第６条第１項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の同条第２項第１号に規定する連携法曹基礎課程の学生で，法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該協定で定めるところにより，法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12　他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で，本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより，研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13　特別聴講学生の受入れの時期は，学期の初めとする。

2　特別研究学生の受入れの時期は，原則として，学期の初めとする。

3　第１項の規定にかかわらず，当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で，特別の事情がある場合の受入れの時期は，研究科において，その都度定めることができる。

第44条の14　特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は，徴

収しない。

第44条の15　次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は，徴収しない。

一　国立大学の大学院の学生

二　大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定，部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三　大学間交流協定（大学間協定，部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四　第44条の11第２項の連携法曹基礎課程の学生

第44条の16　特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は，別表第２のとおりとする。

２　前項の授業料は，特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し，特別研究学生については，受入れの月から３月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し，受入れの期間が３月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17　本章に規定する場合を除くほか，特別聴講学生及び特別研究学生には，大学院学生に関する規定を準用する。

第10章　外国学生

第45条　外国人で，本大学院に入学，再入学，編入学又は転入学を志願するものがあるときは，外国学生として入学，再入学，編入学又は転入学を許可することがある。

２　外国学生として入学，再入学，編入学又は転入学を志願する者に対し，特別の事情があると研究科において認める場合には，特別の選考を行うことができる。

３　外国学生は，定員外とすることがある。

第46条　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料，入学料及び授業料（実施要項第４条第４号に規定する推薦方法による推薦に基づき，実施要項第３条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は，それぞれ第18条第１項，第19条第１項及び第39条第１項の規定にかかわらず，徴収しない。

第46条の２　本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料，入学料及び授業料は，それぞれ第18条第１項，第19条第１

項及び第39条第１項の規定にかかわらず，徴収しない。

第11章　インターネット・スクール

第47条　本大学院に，インターネットを利用した遠隔教育を行うため，東北大学インターネット・スクールを置く。

２　東北大学インターネット・スクールについては，別に定める。

附　則（省略）

附　則

この通則は，令和７年９月29日から施行し，改正後の第43条第２項及び第３項の規定は，令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和８年３月24日規第61号改正）

１　この通則は，令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第19条の２から第19条の４までの規定は，修士課程等及び専門職学位課程については令和９年度に入学等を許可された者から，後期課程，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程については令和８年度に入学等を許可された者から適用する。

３　この通則の施行の日から令和９年３月31日までの間における修士課程等及び専門職学位課程の学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納については，改正後の第43条から第43条の３までの規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１（第２条，第３条関係）

研究科	専　　攻	収容定員		入学定員		課　程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科		人	人	人	人	
	日本学専攻	58	42	29	14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	— 30	32	— 10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程

研究科	専　　攻	収容定員		入学定員		課　程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	36	54	12	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	27	43	9	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	39	49	13	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	42	53	14	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第２（第18条，第19条，第39条，第44条の６，第44条の７，第44条の８，第44条の16関係）

区　　分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		―	―	14,800
特別研究学生		―	―	29,700

備考

１　第20条第２項に定める選抜に係る検定料の額は，第１段階目の選抜にあっては7,000円，第２段階目の選抜にあっては23,000円とする。

２　大学院学生の授業料は，年額である。

３　科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，１単位に相当する授業についての額である。

４　特別研究学生の授業料は，月額である。

東北大学大学院通則細則

制　　定　昭和29年４月27日
最終改正　平 成 30 年 3 月

第１条　入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可は，研究科長の申請により総長が行う。この場合には，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

２　転専攻の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第１条の２　入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可の取消しは，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

２　転専攻の許可の取消しは，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第２条　休学及び復学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

２　休学及び復学を命ずる場合は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第３条　転学及び退学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第３条の２　除籍は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第３条の３　次の各号に掲げる協議は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

一　修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二　修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三　留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2　前項の規定にかかわらず，特別の事情がある場合には，研究科長の申出に基づき，当該協議を総長が行うことがある。

第３条の４　他の大学院等における修学，外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修，外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第４条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は，研究科長の証明により総長が行う。

第５条　懲戒は，教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し，総長の命により研究科長が行う。

2　総長は，前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

第６条　停学の解除は，教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し，総長の命により，研究科長が行う。

2　総長は，前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

第７条　第１条から第３条の２まで，第５条第１項及び第６条第１項の規定は，科目等履修生について準用する。 この場合において，第１条第１項中 「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と，第１条の２第１項，第２条第２項及び第３条の２中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と，第５条第１項及び第６条第１項中「研究科長が総長に申請し，総長の命により，研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第８条　科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第９条　削除

第10条　特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可，受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第11条　研究科長は，第１条第２項，第２条第１項，第３条若しくは第３条の４の規定による許可をし，第１条の２第２項の規定による許可の取消しをし，又は第３条の３第１項の規定による協議をしたときは，総長に報告しなければならない。

附　則（省略）

附　則

1　この細則は，平成30年４月１日から施行する。

2　東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第２項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則（昭和29年４月27日制定）の規定は，教育情報学教育部が存続する間，なおその効力を有する。

東北大学大学院法学研究科規程

制　　定　昭和30年１月１日
最終改正　令 和 5 年 1 月

目　次

第１章　総則（第１条－第２条の３）
第２章　入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学（第３条－第５条）
第３章　教育方法等（第６条－第15条）
第４章　他の大学院等における修学及び留学等（第16条－第19条）
第５章　課程修了（第20条－第25条）
第６章　科目等履修生（第26条－第30条）
第７章　特別聴講学生及び特別研究学生（第31条－第33条）
附　則

第１章　総　　則

第１条　東北大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における入学，教育方法，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年１月１日制定）に定めるところのほか，この規程による。ただし，法学研究科長（以下「本研究科長」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ総合運営調整教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，特例を定めることができる。

第１条の２　本研究科は，法学及び政治学に関する専門的知識を基礎として，広い視野から物事を考え，社会における正義及び公平性の実現を目指し，もって社会の発展に寄与することのできる創造性及び豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

第２条　本研究科に置く専攻及びその課程は，次のとおりとする。

専　攻	課　程
総合法制専攻	法科大学院の課程
公共法政策専攻	専門職学位課程
法政理論研究専攻	博士課程

２　総合法制専攻は，その課程に関し，法科大学院とする。

３　公共法政策専攻及び法政理論研究専攻は，第１項の表の右欄に掲げる課程の区分に応

じ，それぞれ公共政策大学院及び研究大学院とする。

4　法政理論研究専攻に，後期３年の課程（以下「後期課程」という。）における履修上の区分として，次のコースを置く。

後継者養成コース

国際共同博士課程コース

法政理論研究コース

第２条の２　研究大学院は，法学及び政治学に関する高度な専門的知識を備え，卓越した思考力及び分析力に基づいて，多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。

2　法科大学院及び公共政策大学院の目的は，それぞれ東北大学法科大学院規程（平成16年規第153号。以下「法科大学院規程」という。）及び東北大学公共政策大学院規程（平成16年規第154号。以下「公共政策大学院規程」という。）の定めるところによる。

第２条の３　法科大学院及び公共政策大学院の入学，教育方法，課程修了等については，それぞれ法科大学院規程及び公共政策大学院規程の定めるところによる。

第２章　入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学

第３条　通則第11条，第13条，第14条，第15条及び第16条第１項の規定による入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学を志願した者に対する選考方法は，研究大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て，教授会の審議に付し，本研究科長が別に定める。

第４条　通則第13条の規定により再入学した者並びに通則第16条第１項の規定により転科及び転入学した者の既に修得した授業科目，単位及び在学期間の認否は，運営委員会の議を経て，研究大学院長がその都度定める。

第５条　通則第11条の規定により入学を許可された者が，入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）については，運営委員会の議を経て，研究大学院長の定めるところにより，研究大学院において修得したものとみなすことがある。

一　東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二　外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は通

則第15条第５号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

２　前項の規定により研究大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし，同項及び第18条第１項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第３章　教育方法等

第６条　研究大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第７条　研究大学院の授業科目及び単位数は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定める。

第８条　学生には，指導教員を置く。

２　学生は，指導教員の指導の下で，授業科目を履修する。

第８条の２　学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは，運営委員会の議を経て，研究大学院長が許可することがある。

２　前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が，当該在学期間について短縮することを願い出たときは，運営委員会の議を経て，研究大学院長が許可することがある。

３　前二項に定めるもののほか，長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定める。

第９条　学生は，本研究科長の許可を得て，前期２年の課程（以下「前期課程」という。）にあっては公共政策大学院，他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を，後期課程にあっては前期課程，公共政策大学院，他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には，その研究科又は学部の定める手続によらなければならない。

２　前項に定めるもののほか，学生は，本研究科長の許可を得て，東北大学大学院共通科目規程（令４規）に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）について，前期課程にあっては同規程別表第１に定めるものを，後期課程にあっては同規程別表第１又は別表第２に定めるものを履修することができる。この場合において，大学院共通科目の履修手続については，同規程に定めるところのほか，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定める。

第10条　学生は，本研究科長の許可を得て，他の研究科において研究指導の一部を受ける

ことができる。

2　公共政策大学院又は他の研究科の学生が，研究大学院の授業科目の履修を，他の研究科の学生が研究大学院において研究指導を受けることを願い出たときは，許可することがある。

第11条　授業科目の履修の認定は，試験等による。試験等に合格した者には，所定の単位を与える。

2　試験等は，当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて，当該学期の授業担当教員が行う。ただし，当該学期の授業担当教員が退職し，又は事故があるときは，運営委員会の議を経て，研究大学院長が定めるところにより他の教員が行う。

第12条　その年の３月又は９月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては，運営委員会の議を経て，研究大学院長が定める期日に追試験等を行うことがある。

第13条　試験等は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が定める方法により行う。

第14条　試験等を受けようとする者は，所定の期日までに研究大学院長に届け出なければならない。

2　試験等を受けることのできる授業科目は，授業を受けたものに限る。

第15条　授業科目の成績は，100点を満点とし，次の区分により評価する。

ＡＡ　90点以上
Ａ　　80点以上90点未満
Ｂ　　70点以上80点未満
Ｃ　　60点以上70点未満
Ｄ　　60点未満

2　前項による評価ＡＡ，Ａ，Ｂ，Ｃは合格とし，評価Ｄは不合格とする。

3　第１項の成績は，公表しない。

第４章　他の大学院等における修学及び留学等

第16条　学生は，研究大学院長の許可を得て，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定は，学生が，外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　学生は，研究大学院長の許可を得て，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定

める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において，前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は，１年を超えないものとする。

第17条　学生が，外国の大学院等において修学することが教育上有益であると運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めるときは，当該外国の大学院等と協議の上，学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

２　前項の規定にかかわらず，特別の事情があると運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めるときは，当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

３　留学の期間は，在学年数に算入する。

４　第１項及び第２項の規定は，学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第18条　第16条第１項及び第２項の規定により履修した授業科目について修得した単位，同条第３項の規定により受けた研究指導並びに前条第１項及び第４項の規定により留学し，及び休学中に修学して得た成果は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が定めるところにより，研究大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

２　前項の規定により，研究大学院の前期課程において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし，第５条第１項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

３　第１項の規定により，研究大学院の後期課程において修得したものとみなすことができる単位数は，15単位までとする。

第19条　この章に規定するもののほか，他の大学院等における修学，外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修，外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学，外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が別に定める。

第５章　課程修了

第20条　前期課程を修了しようとする者は，同課程に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めた場合には，１年以上（次条の規定により

在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2　第９条第１項又は第２項の規定により履修した授業科目で運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めたものは，８単位まで前項に規定する単位に算入することができる。

3　博士課程を修了しようとする者は，後期課程に３年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，８単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めた場合には，１年（２年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

第20条の２　前期課程においては，第５条第１項の規定により研究大学院に入学する前に修得した単位を研究大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし，この場合においても，前期課程に少なくとも１年以上在学しなければならない。

第21条　課程修了の認定は，運営委員会の議を経て，教授会の審議に付し，本研究科長が行う。

第22条　修士論文は，前期課程に１年以上在学し，12単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし，第20条第１項ただし書の規定を適用しようとする場合において，運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めたときには，在学期間が１年に満たなくても修士論文を提出することができる。

2　博士論文は，後期課程に２年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，１年）以上在学し，８単位以上を修得又は修得見込みで，かつ，必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし，第20条第３項ただし書の規定を適用しようとする場合において，運営委員会の議を経て，研究大学院長が認めたときには，在学期間が２年に満たなくても博士論文を提出することができる。

3　前２項の学位論文は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が学年の初めに定める所定の期日までに研究大学院長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出したときは，その学期においては，審査を行わない。

第23条　最終試験は，前期課程又は博士課程を修了するに必要な単位の全部を修得し，かつ，必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。

2　最終試験は，審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について口頭試問によって行う。

第24条　その年の３月又は９月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては，運営委員会の定める期日に，修士論文若しくは博士論文の追審査又は最終試験の追試験を行うことがある。

２　前項の追審査及び追試験には，それぞれ第22条第１項，第２項及び前条の規定を準用する。

３　修士論文又は博士論文の追審査を受けようとする者は，所定の期日までに研究大学院長にこれを提出しなければならない。

第25条　学位論文の審査及び最終試験の成績は，100点を満点とし，60点以上を合格とする。

２　前項の成績は，公表しない。

第６章　科目等履修生

第26条　科目等履修生の入学資格及び選考方法は，運営委員会の議を経て，研究大学院長が，志願者の学歴及び履修能力を勘考してその都度定める。

第27条　科目等履修生を志願する者は，履修科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて，所定の期日までに，研究大学院長に提出しなければならない。

第28条　科目等履修生の在学期間は，２年を超えることができない。

第29条　科目等履修生は，受講した授業科目について試験等を受けて，単位を修得することができる。

第30条　科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について，証明を願い出たときは，本研究科長の単位修得証明書を交付する。

第７章　特別聴講学生及び特別研究学生

第31条　他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で，研究大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより，特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第32条　他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で，研究大学院において，研究指導を受けることを志願するものがあるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより，特別研究学生として受入れを許可することがある。

第33条　特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は，運営委員会の議を

経て，研究大学院長が別に定める。

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

東北大学大学院法学研究科
ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

博士課程前期２年の課程

ディプロマ・ポリシー

東北大学大学院法学研究科博士課程前期２年の課程法政理論研究専攻では，所定の期間在学し，同課程の教育目標に沿って設定された授業科目を履修して修了要件単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けたうえで，修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格し，次に掲げる目標を達成した学生に，修士（法学）の学位を授与する。なお，修士論文の審査及び最終試験は，「修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目」に明示された項目を総合的に評価して行う。

①広い視野と専門的知識に基づいて，法学・政治学の分野において独創的な研究を遂行する能力又は高度に専門的な職業に従事できる能力を有している
②社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ，法学･政治学に関する諸課題を発見，探求し，高い倫理と責任をもって，社会の発展に貢献することができる
③国際的視野とコミュニケーション能力を有し，それによって世界水準を目指す研究成果を発信すること，又は高度に専門的な職業に活かすことができる

カリキュラム・ポリシー

東北大学大学院法学研究科博士課程前期２年の課程法政理論研究専攻では，ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう，以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

①不断に高度化し複雑化する現代社会で生じる法的・政治的問題を的確に認識・把握し，理論的な考察を深めることができるよう，私法学，公法学，基礎法学，政治学の分野にわたって，多様な専門科目及び学際的科目を提供し，広い視野と専攻分野に関する専門的知識の獲得を促進する
②最先端の研究成果を学ぶ場とともに，各種研究会科目や論文指導科目等を通じて，研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会を提供する
③指導教員による論文指導科目を中心に，論文作成等に係る研究指導体制を整備し，研究遂行能力の獲得及び研究成果の発信を促進する
④授業科目の成績評価は，原則として，講義科目については筆記試験やレポート等を中心に評価し，演習科目，研究会科目については，研究報告，質疑討論，レポート

等に基づき評価を行い，論文指導科目については，修士論文への取組の状況等を総合的に評価して行う
⑤修士論文の評価は，論文主題の社会的・学問的価値，研究対象・研究方法の適切性，専攻分野に関する専門的知見を踏まえた分析・検討，理論的思考力・表現力，学界または専門職における貢献度等を総合的に考慮して評価する（詳細は「修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目」参照）

博士課程後期 3 年の課程

ディプロマ・ポリシー

東北大学大学院法学研究科博士課程後期 3 年の課程法政理論研究専攻では，所定の期間在学し，同課程の教育目標に沿って設定された授業科目を履修して修了要件単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けたうえで，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格し，次に掲げる目標を達成した学生に，博士（法学）の学位を授与する。なお，博士論文の審査及び最終試験は，「修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目」に明示された項目を総合的に評価して行う。

①豊かな学識と高度の専門的知識・技能に基づいて，専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力，又は高度に専門的な職業に従事でき，その専攻する特定の領域において卓越した能力を有している
②社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ，法学・政治学に関する諸課題を解決できる能力を有し，独自の発想や高い倫理と責任をもって，社会及び学問の発展に貢献することができる
③高度な国際的視野とコミュニケーション能力を有し，世界水準の研究成果を発信し，それによって国内外における当該分野の研究を先導すること，又は高度に専門的な職域の発展に貢献することができる

カリキュラム・ポリシー

東北大学大学院法学研究科博士課程後期 3 年の課程法政理論研究専攻では，ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう，以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

①不断に高度化し複雑化する現代社会で生じる法的・政治的問題を的確に認識・把握し，理論的な考察を深めることができるよう，専攻分野に関する演習科目や上級エクスターンシップ科目，各種研究会科目を提供し，豊かな学識と専攻分野に関する

高度な専門的知識又は高度な応用実務能力の獲得を促進する
②最先端の研究成果を学ぶ場とともに，各種研究会科目や博士論文指導科目等を通じて，研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会を提供する
③論文作成等に係る研究指導として，指導教員または副指導教員による「博士論文指導Ａ～Ｄ」を提供し，独創的な研究遂行能力又は高度専門職業人としての卓越した能力の獲得と，研究成果の発信を促進する
④授業科目の成績評価は，博士論文指導Ａ～Ｄについては博士論文への取組の状況等を総合的に評価し，その他の科目については，研究報告，質疑討論，レポート等に基づき，各科目の目的及び到達目標等を考慮して評価する
⑤博士論文の評価は，論文主題の社会的・学問的価値，研究対象・研究方法の適切性，専攻分野に関する高度の専門的知見を踏まえた分析・検討，理論的思考力・表現力，学界または専門職における貢献度，学術的・実践的意義等を総合的に考慮して評価する（詳細は,「修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目」参照）

修士論文及び博士論文の審査及び最終試験における評価項目

１．修士論文の審査及び最終試験における評価項目

修士論文の審査及び最終試験においては，以下に掲げる項目を総合的に考慮して，評価を行うものとする。

①論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
②研究対象である主題に即した研究方法が選択されている。
③研究対象が，広い視野（歴史的・分野横断的・国際的な文脈）の下に捉えられている。
④専攻分野に関して，独創的な研究を進めるために，又は，高度に専門的な職業に従事するために，必要とされる学識と専門的知識・技能を修得していることが示されている。
⑤先行研究を踏まえた検討が行われており，関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し，その出典を明確に示している。
⑥論旨が明快で一貫しているとともに，適切な表現によって論述されている。
⑦当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る，一定の学術的又は実践的意義を有している。

２．博士論文の審査及び最終試験における評価項目

博士論文の審査及び最終試験においては，以下に掲げる項目を総合的に考慮して，評価を行うものとする。

①論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
②研究対象である主題に即した研究方法が選択されている。
③研究対象が，広い視野（歴史的・分野横断的・国際的な文脈）の下に捉えられている。
④豊かな学識と高度の専門的知識・技能を修得しており，それに基づいて，専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力，又は，高度に専門的な職業に従事でき，その専攻する特定の領域において卓越した能力を有していることが示されている。
⑤先行研究を踏まえた検討が行われており，関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し，その出典を明確に示している。

⑥論旨が明快で一貫しているとともに，適切な表現によって論述されている。

⑦既存の研究には見られない独創的な分析，解釈，提案等を行っており，当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る，先導的な学術的又は実践的意義を有している。

東北大学大学院法学研究科履修内規

制　　定　平成17年12月27日
最終改正　令和６年12月18日

（趣　旨）

第１条　この内規は，東北大学大学院法学研究科規程（昭和30年１月１日制定。以下「研究科規程」という。）第７条の規定に基づき，東北大学大学院法学研究科 （以下「本研究科」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

（授業科目，単位数，履修方法）

第２条　本研究科の前期２年の課程において開設する授業科目及び単位数は別表１，後期３年の課程において開設する授業科目及び単位数は別表２による。

２　研究大学院運営委員会（以下 「運営委員会」 という。）の議を経て，院長が必要と認めたときは，前項による授業科目以外の授業科目について，授業を行うことがある。

３　前二項の授業科目については，講義及び演習のほか，研修を行うことがある。

４　前項の研修の単位数は，毎学年の初めに運営委員会の議を経て，院長が定める。

５　履修上必要があると認めるときは，運営委員会の議を経て院長が定めるところにより，演習又は研修をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

６　後期課程の学生は，別表２における開設授業科目の中から博士論文指導Ａ，博士論文指導Ｂ，博士論文指導Ｃ及び博士論文指導Ｄを選択して必ず履修しなければならない。

附　則（省略）

附　則（令和６年12月18日改正）

１　この内規は，令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度以前に入学，進学，編入学及び転科した者の授業科目，単位数及び履修方法については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表１

授業科目	単位数	授業科目	単位数
憲法演習Ⅰ	2	法理学演習Ⅰ	2
憲法演習Ⅱ	2	法理学演習Ⅱ	2
憲法演習Ⅲ	2	日本法制史演習Ⅰ	2
比較憲法演習Ⅰ	2	日本法制史演習Ⅱ	2
比較憲法演習Ⅱ	2	西洋法制史演習Ⅰ	2
行政法演習Ⅰ	2	西洋法制史演習Ⅱ	2
行政法演習Ⅱ	2	西洋法制史演習Ⅲ	2
租税法演習Ⅰ	2	英米法演習	2
租税法演習Ⅱ	2	現代政治分析演習Ⅰ	2
刑法演習Ⅰ	2	現代政治分析演習Ⅱ	2
刑法演習Ⅱ	2	西洋政治思想史演習Ⅰ	2
刑事訴訟法演習	2	西洋政治思想史演習Ⅱ	2
刑事政策	2	ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2
民法演習Ⅰ	2	ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2
民法演習Ⅱ	2	国際関係論演習Ⅰ	2
商法演習Ⅰ	2	国際関係論演習Ⅱ	2
商法演習Ⅱ	2	比較政治学演習Ⅰ	2
商法演習Ⅲ	2	比較政治学演習Ⅱ	2
商法演習Ⅳ	2	日本政治外交史演習Ⅰ	2
商法演習Ⅴ	2	日本政治外交史演習Ⅱ	2
商法演習Ⅵ	2	行政学演習Ⅰ	2
商法演習Ⅶ	2	行政学演習Ⅱ	2
商法演習Ⅷ	2	中国政治演習Ⅰ	2
経済法	2	中国政治演習Ⅱ	2
経済法演習	2	アジア政治経済論演習Ⅰ	2
知的財産法演習Ⅰ	2	アジア政治経済論演習Ⅱ	2
知的財産法演習Ⅱ	2	開発協力論演習Ⅰ	2
民事手続法	2	開発協力論演習Ⅱ	2
民事訴訟法演習Ⅰ	2	政治理論	2
民事訴訟法演習Ⅱ	2	地域研究	2
国際私法	4	外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2
国際私法演習	2	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2
国際法演習Ⅰ	2	民法研究会Ⅰ	4
国際法演習Ⅱ	2	社会法研究会Ⅰ	2
労働法	4	公法研究会Ⅰ	2
労働法演習	2	刑事法判例研究会Ⅰ	2
社会保障法演習Ⅰ	2		

※商法演習Ⅰ～Ⅷについては，これらの科目から，４科目以上を開講する。

備　考

公共政策大学院，他の研究科の前期課程又は学部の授業科目で，研究大学院運営委員会が認めたものは，８単位まで研究科規程第20条第１項に規定する単位に算入することができる。

別表 2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
憲法演習A	2	現代政治分析演習A	2
憲法演習B	2	現代政治分析演習B	2
比較憲法演習A	2	ヨーロッパ政治史発展演習	2
比較憲法演習B	2	国際関係論論文演習A	2
行政法演習A	2	国際関係論論文演習B	2
行政法演習B	2	西洋政治思想史演習A	2
租税法演習B	2	西洋政治思想史演習B	2
刑法演習A	2	日本政治外交史演習A	2
刑法演習B	2	日本政治外交史演習B	2
刑事訴訟法演習	2	アジア政治経済論演習A	2
民法演習A	2	アジア政治経済論演習B	2
民法演習B	2	中国政治演習A	2
商法演習A	2	中国政治演習B	2
経済法演習A	2	中国政治演習C	2
知的財産法演習A	2	外国法文献研究A（英米法）	2
民事訴訟法演習A	2	外国法文献研究C（フランス法）	2
民事訴訟法演習B	2	上級エクスターンシップA	2
国際私法演習A	2	上級エクスターンシップB	2
国際法演習A	2	法政実務カンファレンスA	1
国際法演習B	2	法政実務カンファレンスB	1
労働法演習A	2	民法研究会A	4
社会保障法演習A	2	社会法研究会A	2
法理学演習A	2	公法研究会A	2
法理学演習B	2	刑事法判例研究会A	2
多様性社会と法演習	2	博士論文指導A	2
日本法制史演習A	2	博士論文指導B	2
日本法制史演習B	2	博士論文指導C	2
西洋法制史演習A	2	博士論文指導D	2

東北大学大学院法学研究科研究大学院

履　修　案　内

1．総　　説

研究大学院前期２年の課程（以下、前期課程という。）及び後期３年の課程（以下、博士課程という）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、研究指導という。）によって行われる。

2．授業科目の履修

⑴　研究大学院では、法学・政治学の専門領域における理論研究及び応用実務の能力の修得を目指す授業科目が開設されている（前期課程は表１及び表２、博士課程は表３）。大学院生は指導教員と相談して自らの履修すべき授業科目を選択し、履修にあたっては所定の「履修簿」に記入したうえで指導教員（博士課程の学生については、正副両指導教員）の承認を得なければならない。

⑵　授業科目は講義・演習・特論、その他の形態によって行われるが、その具体的内容・単位数・履修要件等については「講義要綱」を参照すること。なお、その際には、以下の点に注意すること。

①　同一名称の講義は一度しか履修できない。

②　同一名称の演習の履修には、講義の場合と異なり、原則として履修の回数に制限は設けられていない。ただし、演習の履修には授業担当教員の許可が必要であり、一定の履修要件が課せられることもある。

③　特論の名称を付して開設される授業科目は、主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われるが、講義のみならず演習の要素を加味して行われることもあるので、「講義要綱」を参照すること。なお、同一名称の特論でも内容が異なる場合や授業担当教員が異なる場合などは別個の科目として取り扱い、それぞれを履修することができる。

④　上記の他に、リーガルリサーチ、各種研究会等の名称で開設される授業科目がある。これらの名称で開設される授業科目も、原則として履修の回数に制限は設けられていないが、重ねて履修することができない授業科目もあるため、「講義要綱」を参照すること。

⑤　表２に掲げる科目については、本学法学部及び法学研究科で同一科目（読み替え

対応科目含む）をすでに履修済みの場合は、この科目を履修できない。

⑶　前期課程においては、公共政策大学院、他の研究科の前期課程、大学院共通科目又は学部の授業科目を履修する場合は、所定の手続きを経て本研究科長の許可を得なければならない。

後期課程においては、前期課程、公共政策大学院、他の研究科、大学院共通科目又は学部の授業科目を履修する場合は、所定の手続きを経て本研究科長の許可を得なければならない。

⑷　前期課程においては、公共政策大学院、他の研究科の前期課程、大学院共通科目又は学部で履修した授業科目の修得単位は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めた場合、８単位を上限として研究大学院の修了要件単位に含めることができる。

３．研究指導

⑴　指導教員は、各年度、指導学生と当該年度の研究指導計画に関する打合せを行い、「研究指導計画書」を作成し、研究指導の方法や内容、当該年度の研究指導の計画をあらかじめ学生に明示する。

⑵　作成した「研究指導計画書」は、教務係に提出する。指導教員と指導学生は、その写しを双方で保管する。

４．授業科目の単位の計算方法について

⑴　法学研究科において開設する授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次のとおりとする。

一　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

二　実習については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

三　一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって１単位とする。

⑵　前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

5．法学研究科授業科目の成績について

⑴　授業科目の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

ＡＡ　90点以上　きわめて優秀

Ａ　　80点以上90点未満　優秀

Ｂ　　70点以上80点未満　良好

Ｃ　　60点以上70点未満　可

Ｄ　　60点未満　到達目標に達していない

⑵　前項による評価ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃは合格とし、評価Ｄは不合格とする。

※　学部の法曹コースにおける指定科目及び履修推奨科目の成績評価基準については、法学部履修案内の「12. 法曹コースの指定科目及び履修推奨科目の成績評価基準について」が適用される。

6．成績評価に対する不服申立制度について

（疑問の受付）

１．授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期間内に、教務係を通じ、授業担当教員に対して成績評価について説明を求めることができる。

２．授業担当教員からは、別に定める期間内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされる。

（不服申立て）

１．授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期間内に、教務係を通じ､教務委員会委員長に対して成績評価について不服を申し立てることができる。

２．教務委員会委員長からは、別に定める期間内に、教務係を通じて、その成績評価について説明がなされる。

＊疑問の受付の１．及び不服申立ての１．に定める期間は、別途掲示にて知らせる。ただし、疑問の受付を経たのちに不服申立てを行う場合には、疑問の受付に対する授業担当教員による説明のあった日の翌日から５日以内とする。

＊疑問の受付の１．に定める疑問の受付及び不服申立ての１．に定める不服の申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、教務係に提出することによって行う。

7．修了要件

⑴　研究大学院の前期課程を修了しようとする者は、同課程に２年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、その審査及び

最終試験に合格しなければならない。

⑵　研究大学院の博士課程を修了しようとする者は、同課程に３年以上（法科大学院修了者は２年以上）在学し、８単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

⑶　前期課程の在学期間に関しては、研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、１年以上在学すれば足りるものとする。

博士課程の在学期間に関しては、研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年（２年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

⑷　前期課程の修了要件単位には、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる研修の６単位を含めることができる。また論文指導の単位は、６単位を上限として同じく修了要件単位に含めることができる。

⑸　修士論文は、前期課程に１年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし、研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は、この限りではない。

修士論文は、研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出された修士論文は、その学期においては審査を行わない。なお、修士論文題目届及び修士論文の提出期限については、各年度の「講義要綱」を参照すること。

⑹　博士論文は、後期課程に２年以上在学し、８単位以上修得又は修得見込みで（博士論文指導Ａ～Ｄは必ず履修すること）、かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし、研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は、この限りではない。

博士論文は、研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出された博士論文は、その学期においては審査を行わない。なお、博士論文題目届及び博士論文の提出期限については、各年度の「講義要綱」を参照すること。

⑺　最終試験は、前期課程又は博士課程の修了に必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して、審査した修士論文又は博士論文及びこれに関連のある専攻分野についての口頭試問によって行う。

⑻　その年の３月又は９月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかった者に対しては、研究大学院運営委員会の定める期日に、修士論文若しくは博士論文の

追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

8．研究大学院後期３年の課程について

⑴　後期課程を構成する各コースについて

本研究科は、本研究科に対する多様なニーズに応えるため、研究大学院後期３年の課程に法政理論研究コース、後継者養成コース、及び国際共同博士課程コースの３コースを置いている。

①　法政理論研究コース

本コースは、従来の研究大学院の伝統を最も直接的に受け継ぐものであり、法学及び政治学に関する高度な専門的知識を備え、卓越した思考力及び分析力に基づいて、多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。

前期課程（修士課程）から進入学する者は、通常は、本コースにおいて研究を進めることとなる。

②　後継者養成コース（研究者型・実務家型）

本コースは、法科大学院を修了して司法試験に合格した者、及び司法修習を終了した者を対象とし、将来法科大学院における法学教育に研究者教員又は実務家教員として携わる人材を養成することを目的とするものである。

研究者教員を目指す者は、法科大学院における学修を生かした分野横断的な研究に、また、実務家教員を目指す者は、法曹としての経験（有資格者は、弁護士登録をすれば、在学中も法律事務所等で事件処理に携わることができ、授業科目「上級エクスターンシップ」では、実際の事件処理を通じて、弁護士教員から指導を受けることもできる）を積む中で培った問題関心を深化させた研究に、それぞれ取り組むこととなる。

法科大学院における法学教育においては理論と実務の架橋が求められることから、本コースに入学した者には、原則として２年間、研究者教員及び実務家教員双方の指導を受けながら、理論的に高い水準にあり、法実務に対しても重要な意義を持つ博士論文を執筆することが期待される。

本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、東北大学法科大学院における教育支援に従事することにより一定の給与を支給する制度を設けている。

③　国際共同博士課程コース

本コースは、法学・政治学分野において国際的に極めて高い評価を得ている海外の高等研究教育機関（海外連携機関）と本研究科が連携協定を締結して共同で博士課程を運

営するもので、国際的に活躍する研究者･高度専門職業人を養成することを目的とする。本コースの入学者は、３年間の博士課程のうち少なくとも１年間は海外連携機関で研究に従事し､本研究科と海外連携機関の双方に１つの博士論文(原則として英語)を提出し、両機関から博士の学位を取得すること（ダブルディグリー）を目指すことになる。

本コースの選抜を通じて本研究科に入学できるのは､海外連携機関の学生のみである。本研究科から海外連携機関に派遣されることを希望する学生は、まず、後継者養成コース又は法政理論研究コースに入学することになる。なお、令和６年４月１日現在での海外連携機関は以下の通りである（連携協定の更新予定を含む)。海外連携機関について、今後変更となる場合があるため、派遣されることを希望する場合は必ず事前に確認すること。

・　リヨン高等師範学校（ENS-Lyon）（フランス）
・　リュミエール・リヨン第２大学（フランス）
・　国立東洋言語文化大学（フランス）
・　シェフィールド大学社会科学部東アジア研究科（イギリス）
・　清華大学研究生院政治学科（中国）
・　清華大学法学院（中国）
・　中国社会科学院法学研究所（中国）
・　延世大学校大学院政治学科（韓国）
・　国立台湾大学法律学院法律学系（台湾）
・　国立台湾大学社会科学院政治学系（台湾）
・　国立政治大学社会科学院政治学系（台湾）
・　国立政治大学東アジア研究所（台湾）
・　ハイデルベルク大学哲学部（ドイツ）
・　パジャジャラン大学社会政治学部（インドネシア）

⑵　定員

博士課程後期３年の課程の定員は、以上の３コース合わせて12名である。

９．大学院共通科目について

東北大学大学院では、あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成するため、深い教養の涵養、現代的社会課題の学修、移転可能スキルの修得を図ることを目的として、「大学院共通科目」を開設している。

大学院共通科目は、「修士課程、前期２年の課程及び専門職学位課程（修士課程 等）」向け科目、「後期３年の課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程（博士課程等）」向け科目を開設する。

履修登録方法は科目によって異なるため、ウェブサイト（https:// pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html）を確認すること。

2026（令和8）年度 研究大学院開設授業科目

表1

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員		学期	使用言語	備考
憲法演習Ⅱ	2	1	奥村 公輔	教授	後期	日本語	※
憲法演習Ⅲ	2	1	中林 暁生	教授	後期	日本語	
比較憲法演習Ⅰ	2	1	西土 彰一郎	教授	前期	日本語	※
行政法演習Ⅰ	2	2(隔週)	諸岡 慧人	准教授	前期	日本語	
行政法演習Ⅱ	2	1	諸岡 慧人	准教授	後期	日本語	
租税法演習Ⅰ	2	1	藤原 健太郎	准教授	前期	日本語	
租税法演習Ⅱ	2	1	藤原 健太郎	准教授	後期	日本語	
刑法演習Ⅰ	2	1	成瀬 幸典	教授	前期	日本語	
刑法演習Ⅱ	2	1	松本 圭史	准教授	前期	日本語	
刑事訴訟法法曹実務演習	2	1	大谷 祐毅	准教授	後期	日本語	
民法演習	2	1	久保野 恵美子 ローツ マイア	教授 教授	前期	日本語	
民法演習	2	2(隔週)	池田 悠太	准教授	後期	日本語	
民法演習Ⅰ	2	2(隔週)	吉永 一行	教授	前期	日本語	
民法演習Ⅱ	2	2(隔週)	吉永 一行	教授	後期	日本語	
民法演習Ⅰ	2	1	市川 英孝	准教授	前期	日本語	
民法演習Ⅱ	2	1	市川 英孝	准教授	後期	日本語	
生命倫理演習Ⅰ	2	2(隔週)	櫛橋 明香	教授	後期	日本語	
現代民法特論Ⅰ	2	1	市川 英孝	准教授	前期	日本語	※
経済法演習	4	1	伊永 大輔	教授	通年	日本語	
知的財産法演習Ⅰ	2	1	蘆立 順美	教授	前期	日本語	
知的財産法演習Ⅱ	2	1	上嶋 裕樹	教授	前期	日本語	
知的財産法演習Ⅲ	2	1	上嶋 裕樹	教授	後期	日本語	
知的財産法演習Ⅳ	2	1	蘆立 順美	教授	後期	日本語	
知的財産法実務演習Ⅰ	2	1	上嶋 裕樹 戸次 一夫	教授 教授	前期	日本語	
知的財産法実務演習Ⅱ	2	1	上嶋 裕樹 戸次 一夫	教授 教授	後期	日本語	
民事訴訟法演習Ⅱ	2	1	岡本 弘道	准教授	前期	日本語	
国際私法演習	2	1	井上 泰人	教授	前期	日本語	
国際法演習	2	1	黒﨑 将広	教授	前期	日本語	
国際法演習I	2	1	黒﨑 将広	教授	後期	日本語	
労働法演習	2	1	桑村 裕美子	教授	前期	日本語	
労働法演習Ⅰ	**2**	**1**	**桑村 裕美子**	**教授**	**後期**	**日本語**	
商法演習I	2	1	森田 果	教授	前期	日・英	
社会保障法演習Ⅰ	2	1(隔週)	嵩 さやか	教授	通年	日本語	
法理学演習Ⅰ	2	1	樺島 博志	教授	前期	英語	
法理学演習Ⅱ	2	1	樺島 博志	教授	後期	英語	
英米法演習Ⅰ	2	1	岩田 太	教授	前期	日本語	
英米法演習Ⅱ	2	1	岩田 太	教授	後期	日本語	
現代政治分析演習Ⅰ	2	1	金子 智樹	准教授	前期	日本語	
現代政治分析演習Ⅱ	2	1	金子 智樹	准教授	後期	日本語	
現代政治分析演習Ⅲ	2	1	金子 智樹	准教授	前期	日本語	

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員		学期	使用言語	備考
現代政治分析演習Ⅳ	2	2(隔週)	金子 智樹	准教授	後期	日本語	
国際関係論演習 I	2	2(隔週)	戸澤 英典	教授	前期	日・英	
国際関係論演習 II	2	2(隔週)	戸澤 英典	教授	後期	日・英	
比較政治学演習 I	2	2(隔週)	横田 正顕	教授	前期	日本語	
比較政治学演習 II	2	2(隔週)	横田 正顕	教授	後期	日本語	
日本政治外交史演習 I	2	2(隔週)	伏見 岳人	教授	前期	日・英	
日本政治外交史演習 II	2	2(隔週)	伏見 岳人	教授	後期	日・英	
行政学演習 I	2	1	西岡 晋	教授	前期	日本語	
行政学演習 II	2	1	西岡 晋	教授	後期	日本語	
中国政治演習 I	2	1	阿南 友亮	教授	前期	日本語	
中国政治演習 II	2	1	阿南 友亮	教授	前期	英語	
Seminar on Peace and Conflict	2	1	阿南 友亮	教授	前期	英語	
ヨーロッパ政治史演習 I	2	2(隔週)	平田 武	教授	前期	日・英	
ヨーロッパ政治史演習 II	2	2(隔週)	平田 武	教授	後期	日・英	
西洋政治思想史演習 I	2	1	鹿子生 浩輝	教授	前期	日本語	
西洋政治思想史演習 II	2	1	鹿子生 浩輝	教授	後期	日本語	
地域政策演習	2	1	原田 賢一郎	教授	後期	日本語	
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	1	嵩 さやか	教授	前期	日本語	
法とジェンダー演習	2	1	ローツ マイア	教授	前期	英語	
法とジェンダー演習 I	**2**	**1**	**堀澤 明生 王 丹**	**准教授 助教**	**後期**	**英語**	
交渉演習	2	変則	森田 果	教授	後期	日・英	
Introduction to Latin American Politics	2	1	横田 正顕 サバルセ カルロス	教授 助教	後期	英語	
Global South Politics	2	1	戸澤 英典 サバルセ カルロス	教授 助教	前期	英語	
Academic Writing in English	2	1	古澤 勝人	講師	後期	英語	
Academic Listening in English	2	1	上田 眞理砂	講師	前期	英語	
Academic Listening in English中級	2	1	上田 眞理砂	講師	後期	英語	
Designing International Relations Research	2	1	篠本 創	准教授	後期	英語	
国際コロキアム I	1	1(隔週)	堀澤 明生 サバルセ カルロス	准教授 助教	前期	英語	
国際カンファレンス I	1	1(隔週)	森田 果	教授	後期	英語	
援助と開発演習	2	1	林 明仁	講師	前期集中	英語	
グローバル・ガバナンス論	2	1	片柳 真理	講師	前期集中	英語	
Japanese Family Law from a Comparative Perspective	**2**	**集中講義**	**マシャド ダニエル**	**講師**	**前期集中**	**英語**	
民法研究会 I	4	変則	共同		通年	日本語	
社会法研究会 I	2	変則	共同		通年	日本語	
公法研究会 I	2	変則	共同		通年	日本語	
刑事法判例研究会 I	2	変則	共同		通年	日本語	
論文指導	2	1	各指導教員		前期、後期		

備考欄中、※印の科目は2027年度開講しない予定である。

表2 （一切の重複履修を認めない）

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員	学期	使用言語	備考
刑事訴訟法演習	2	1	井上 和治 教授	前期	日本語	
経済法	4	2	伊永 大輔 教授	後期	日本語	
国際私法	4	2	井上 泰人 教授	前期	日本語	
民事手続法	2	1	岡本 弘道 准教授	後期	日本語	
民法法曹実務演習	2	1	池田 悠太 准教授	後期	日本語	
労働法	4	2	桑村 裕美子 教授	前期	日本語	
憲法演習Ⅴ	2	1	奥村 公輔 教授	後期	日本語	※
国際政治史	2	1	戸澤 英典 教授	前期	日本語	※
EU法政論	2	1	戸澤 英典 教授	後期	日本語	※
地域研究	2	集中講義	鈴木 絢女 講師	前期集中	日本語	※
Introduction to Current International Relations	2	集中講義	増永 真 講師	前期集中	英語	
Demographic Change and Development	2	変則	李 陽 講師	後期	英語	
震災と復興	2～4	変則	戸澤 英典 教授 ダニエル・アルドリッチ 講師	前期	英語	＊欄外参照
情報関係法令論	2	1	大江 裕幸 教授 堀澤 明生 准教授 諸岡 慧人 准教授	前期	日本語	

備考欄中、※印の科目は2027年度開講しない予定である。

2027年度開設予定科目

国際関係論（4単位）

＊ 「震災と復興」は米国ノースイースタン大学のサマースクールと共同で開講する科目である。
他の履修科目と重なる時間帯やフィールドワークへの参加を勘案して2～4単位の範囲で個別に単位認定を行う。

表3

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員		学期	使用言語	備考
憲法演習B	2	1	奥村 公輔	教授	後期	日本語	※
刑事訴訟法演習	2	1	井上 和治	教授	前期	日本語	
比較憲法演習A	2	1	西土 彰一郎	教授	前期	日本語	※
比較政治学演習A	2	2(隔週)	横田 正顕	教授	前期	日本語	
比較政治学演習B	2	2(隔週)	横田 正顕	教授	後期	日本語	
租税法演習B	2	1	藤原 健太郎	准教授	後期	日本語	
行政法演習A	2	2(隔週)	諸岡 慧人	准教授	前期	日本語	
行政法演習B	2	1	諸岡 慧人	准教授	後期	日本語	
刑法演習A	2	1	成瀬 幸典	教授	前期	日本語	
刑法演習B	2	1	松本 圭史	准教授	前期	日本語	
民法演習A	2	2(隔週)	吉永 一行	教授	前期	日本語	
民法演習B	2	2(隔週)	吉永 一行	教授	後期	日本語	
知的財産法演習A	2	1	蘆立 順美	教授	後期	日本語	
民事訴訟法演習A	2	1	今津 綾子	教授	前期	日本語	
民事訴訟法演習B	2	1	岡本 弘道	准教授	前期	日本語	
国際私法演習A	2	1	井上 泰人	教授	前期	日・英	
国際法演習A	2	1	黒﨑 将広	教授	後期	日本語	
労働法演習A	2	1	桑村 裕美子	教授	前期	日本語	
社会保障法演習A	2	1(隔週)	嵩 さやか	教授	通年	日本語	
法理学演習A	2	1	樺島 博志	教授	前期	英語	
法理学演習B	2	1	樺島 博志	教授	後期	英語	
英米法演習A	2	1	岩田 太	教授	前期	日本語	
英米法演習B	2	1	岩田 太	教授	後期	日本語	
多様性社会と法演習	2	1	久保野 恵美子 嵩 さやか 今津 綾子	教授 教授 教授	後期	日本語	
現代政治分析演習A	2	1	金子 智樹	准教授	前期	日本語	
現代政治分析演習B	2	2(隔週)	金子 智樹	准教授	後期	日本語	
日本政治外交史演習A	2	2(隔週)	伏見 岳人	教授	前期	日・英	
日本政治外交史演習B	2	2(隔週)	伏見 岳人	教授	後期	日・英	
外国法文献研究C (フランス法)	2	1	嵩 さやか	教授	前期	日本語	
国際コロキアムA	1	1(隔週)	堀澤 明生 サバルセ カルロス	准教授 助教	前期	英語	
国際カンファレンスA	1	1(隔週)	森田 果	教授	後期	英語	
民法研究会A	4	変則	共同		通年	日本語	
社会法研究会A	2	変則	共同		通年	日本語	
公法研究会A	2	変則	共同		通年	日本語	
刑事法判例研究会A	2	変則	共同		通年	日本語	
博士論文指導A	2	－－	各指導教員		前期・後期		
博士論文指導B	2	－－	各指導教員		前期・後期		
博士論文指導C	2	－－	各指導教員		前期・後期		
博士論文指導D	2	－－	各指導教員		前期・後期		

備考欄中、※印の科目は2027年度開講しない予定である。

2026（令和8）年度　研究大学院前期課程授業科目「論文指導（2単位）」開講一覧

教　員　名	職位	前　期	後　期
阿南 友亮	教授	○	○
鹿子生 浩輝	教授	○	○
金子 智樹	准教授	○	○
久保野 恵美子	教授	○	○
黒﨑 将広	教授	○	
伊永 大輔	教授	○	○
嵩 さやか	教授		○
戸澤 英典	教授	○	○
森田 果	教授	○	○
吉永 一行	教授	○	○
伏見 岳人	教授	○	○

＊　指導教員が論文指導を開講していない場合は履修できないので注意すること。

国際プログラムについて

⑴　概要

東北大学法学部及び大学院法学研究科は，国際的な視野を備え，国際社会・地域社会で活躍する人材を育成することを目的として，「国際プログラム」（以下「本プログラム」という。）を開設する。

本プログラムは，学部生に対しては，法学部に設置される国際コースにおいて海外留学を必須とした多様な教育プログラムを提供するとともに，国際コースを修了し本研究科博士課程前期２年の課程（以下「修士課程」という。）に進学した者に対しては，主として英語で提供される科目の履修を必須として，さらに先端的な学問を修得するための教育プログラムを提供することにより，学士・修士課程を通じた一貫教育を実施するものである。また，希望者には，学部の早期卒業制度と修士課程の早期修了制度を活用することにより，学部入学から５年間でのプログラム修了を可能とする。

⑵　本プログラム登録について

国際コースを修了して修士課程に進学した者は，１年次前期に本プログラムに登録することができる。ただし，特別選抜にて国際コース修了者向けの手続により修士課程に進学した者は，本プログラムに登録したものとみなす。

※　特別選抜における国際コース修了者向けの手続は，募集要項にて示す。

⑶　本プログラムでの教育について

本プログラム登録者には，「国際総合科目」の履修を優先的に認める。「国際総合科目」とは，本研究科で開講される授業科目のうち主として英語で提供されるものであり，開設授業科目の中から毎年度定められる。

※　「国際総合科目」の詳細については，別途周知する。

⑷　本プログラム登録者の修士論文について

本プログラム登録者は，英語で執筆された修士論文を提出することが望ましい。

⑸　本プログラムの修了について

本プログラム登録者は，「国際総合科目」４単位を修得することで，本プログラムを修了したものと認められる。

本プログラム修了者には，本プログラム修了証を授与する。

＜国際プログラムの概要＞

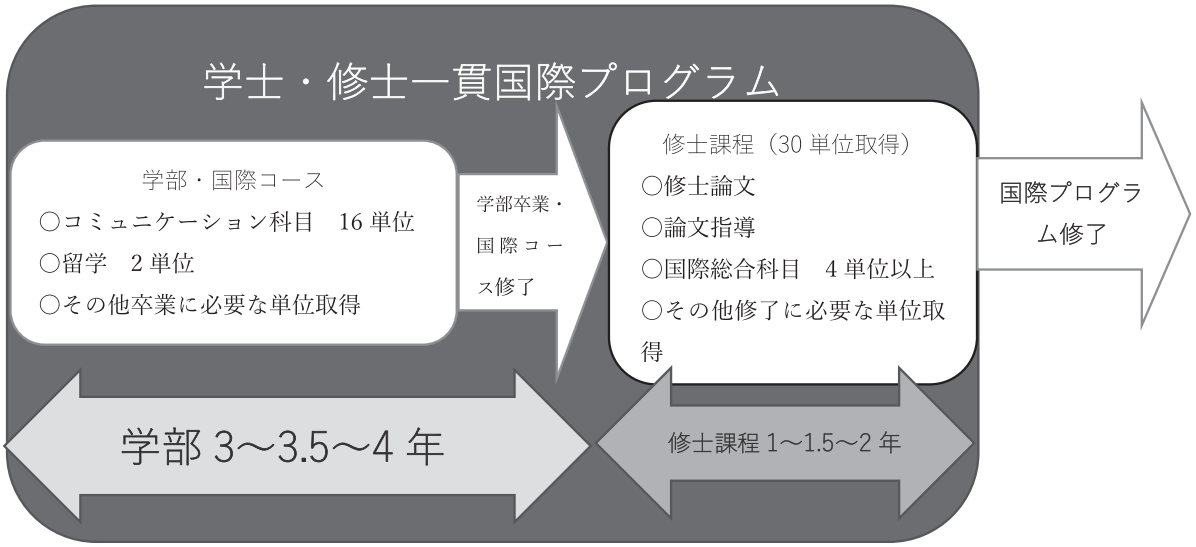
学士・修士一貫国際プログラム
学部・国際コース
○コミュニケーション科目　16 単位
○留学　2 単位
○その他卒業に必要な単位取得
学部卒業・国際コース修了
修士課程（30 単位取得）
○修士論文
○論文指導
○国際総合科目　4 単位以上
○その他修了に必要な単位取得
国際プログラム修了
学部 3～3.5～4 年
修士課程 1～1.5～2 年

日本学国際共同大学院プログラムについて

2017年、東北大学は、東京大学、京都大学とともに指定国立大学に指定されました。指定国立大学として東北大学では、人材育成・学生の獲得強化を重点目標に掲げ、国際共同大学院をはじめとした特色ある学位プログラムを拡充することとしております。その中心となるのが、「世界十指に入る学問領域」や「新学問領域」としての国際共同大学院プログラムです。そのプログラムのうち、文科系で唯一開設されたのが、「日本学国際共同大学院プログラム」です。

本大学院プログラムに採用された大学院生は、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、環境科学研究科（ただし、前述の研究科もしくは東北アジア研究センターと連携し日本学に関連する博士論文研究を行う見通しがある者に限る）の各専攻に所属しながら、同時に本プログラムにも参加し、大学院前・後期課程を通して学びます。

これまでの日本学は、日本では国内での問題関心から研究され、他方、海外ではそれぞれの国の視点から日本の歴史・思想・芸術・社会・言語、サブカルチャーなどの研究が盛んに行われてきました。その結果として、相互の関心に大きなズレが生じてきたのも事実です。それは多様性として歓迎できるものというよりもむしろ、相互理解を阻む障壁となってきました。本学における「日本学」は、日本で培われた日本学を世界に発信するとともに、世界から見た日本学を吸収することによって、このような状況を乗り越え、新たな日本学のプラットフォームを構築するものです。

新たな日本学に対するこのような理念の下、本大学院プログラムでは、①地域研究としての日本学と、②新たな方法・視点を定めることに軸足を置く日本の学問論としての日本学からなる新しい教育を行います。また、現代社会の課題に取り組むという視点を積極的に導入することで、①能動的に課題を発見し根気強く解決する知性と探求心、②研ぎ澄まされた現実感覚に裏打ちされた深い教養と専門性、③人を牽引する説得力のある主導性と求心力を持つ人材を育成します。

本プログラム生は、自らの専門分野を「表象」「共感」「資本」の三つの学域の中に位置づけ、専門分野における研究を深めると同時に、それと他の二つの学域を有機的、融合的に結びつけながら積極的に学ぶことによって、新たな「日本学」領域を創造し、現代の課題を視野に入れた独創的な研究を行います。そしてそうした教育・研究活動を通じて、価値観の衝突や、環境破壊などの現代の社会問題に対し、さまざまな場で果敢に挑戦する志を養います。具体的には、国際交流を通して培った視野を生かし、大学などの研究者、民間の研究員、国際機関等の職員及び公務員などとして活躍できる実力を磨きます。それはとりもなおさず、人類の幸福追求のための新しいルール作りに参画し、その基盤を支える

ことのできる見識をそなえたリーダーを志向することであり、日本学国際共同大学院プログラムが目指すのは、このような人材の育成です。

本プログラムの選抜方法の詳細については、下記の日本学国際共同大学院ウェブサイトに掲載されます。採用された学生はリサーチアシスタント（RA）として給与が毎月支給されます。これによって、自身の研究遂行に対して経済的な支援が得られ、若手研究者としての研究遂行能力を身につけることに邁進できます。

また、本プログラムのカリキュラムの際立った特徴は、国際共同大学院という名前の通り、海外の大学の教員と共同でなされる研究指導です。この方針に基づき、修士論文や博士論文の指導には、本学の教員だけではなく、海外の連携大学の教員も研究指導に積極的に関わります。そのため、本プログラムでは、博士課程後期において6ヶ月以上の海外研修が義務づけられます。そしてこの海外研修にかかる費用についても大学から支援が受けられます。

日本学国際共同大学院の詳しい内容は、ウェブサイト https://gpjs.tohoku.ac.jp/ もご覧ください。

東北大学大学院法学研究科研究大学院
日本学国際共同大学院プログラム
履　修　案　内

１．単位数及び履修方法

研究大学院の学生が日本学国際共同大学院プログラム（以下，プログラムという）に参加した場合の必要な単位数及び履修方法については，「国際共同大学院プログラムの授業科目，単位数及び履修方法並びに修了要件等に関する内規」（平成28年３月30日国際共同大学院プログラム部門長裁定）並びに「東北大学大学院法学研究科規程」（昭和30年１月１日制定）及び「東北大学法学研究科履修内規」（平成17年12月27日制定）に定めるところによりそれぞれ授業科目を履修し，修得しなければならないが，それらをまとめると下記のようになるので，プログラムに参加する学生は，よく確認すること。

⑴　前期２年の課程（前期課程）

研究大学院前期課程の学生がプログラムの後期課程へ進級する場合に必要な単位数及び履修方法は，別表１のとおりである。これに加えて，学生は，修士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格することにより，前期課程を修了するとともに，プログラムが実施する博士基礎能力審査（Qualifying　Examination１：QE１）に合格しなければならない。

別表１　前期課程

日本学国際共同大学院プログラムの授業科目（博士前期２年の課程）					
科目群		授業科目	必修	選択必修	備考
基盤科目		日本学メソドロジー基盤Ａ	2		Ａは前期２年の課程１年次、Ｂは同課程２年次に履修すること
		日本学メソドロジー基盤Ｂ	2		
日本学学域基盤科目	表象基盤科目	＊		2	プログラムにおいて指定される自分の学域の外から、４単位を選択して履修すること
	共感基盤科目	＊		2	
	資本基盤科目	＊		2	
コミュニケーション科目		日本学研究のための英語・日本語演習	2		
海外連携教育科目		日本学特別講義	2		

※　授業科目欄の　"＊"について、具体的な授業科目名は別に定めます。
※　そのほか、以下の２点を満たさなければなりません。
１．本プログラムが実施する博士資格第一次審査（Qualifying　Examination１：QE１）に合格すること。
２．前期２年の課程１年次から、日本学ワークショップに毎年参加すること。

区分	必要単位数	科目群	授業科目	単位	履修方法	備　　考
研究大学院	30		＊	＊	選択必修	研究大学院開設授業科目表１及び表２に掲げる科目から，選択して履修すること。ここには，プログラム科目のうち，研究大学院が提供する科目を含めることができる。また，研究大学院が提供する科目以外の科目については，運営委員会の議を経て，研究科長が認めた場合，８単位まで算入することができる。
			論文指導	2～6	必修	
			修士論文	6	必修	

＊具体的な授業科目名・単位数は別に定める。

⑵　後期３年の課程（後期課程）

研究大学院後期課程の学生がプログラムを修了する場合に必要な単位数及び履修方法は，別表２のとおりである。これに加えて，学生は，博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格することにより，後期課程を修了するとともに，プログラムが実施する博士基礎能力審査（Qualifying　Examination２：QE２）に合格し，かつ，博士論文について学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査および最終試験に合格しなければならない。

別表２　後期課程

日本学国際共同大学院プログラムの授業科目（博士後期３年の課程）					
科目群		授業科目	必修	選択必修	備考
実践科目		日本学メソドロジー実践	2		
日本学学域実践科目	表象実践科目	＊		2	プログラムにおいて指定される自分の学域の外から、４単位を選択して履修すること
	共感実践科目	＊		2	
	資本実践科目	＊		2	
コミュニケーション科目		日本学研究のための英語・日本語演習	2		
海外研修科目		日本学国際研修	4		海外提携大学への半年以上の研修
海外連携教育科目		日本学特別講義	2		

※　授業科目欄の　"＊"について、具体的な授業科目名は別に定めます。
※　そのほか、以下の２点を満たさなければなりません。
１．本プログラムが実施する博士資格第二次審査（Qualifying　Examination２：QE２）に合格すること。
２．日本学ワークショップ及び日本学公募型カンファレンスに毎年参加すること。

区分	必要単位数	科目群	授業科目	単位	履修方法	備　　考
研究大学院	8		博士論文指導 A	2	必修	
			博士論文指導 B	2	必修	
			博士論文指導 C	2	必修	
			博士論文指導 D	2	必修	

＊具体的な授業科目名・単位数は別に定める。

2．選抜方法

プログラムの選抜は，前期課程１年次学生を対象に，１年次後期終了時（２月頃）に行われる。選抜に合格した学生は，前期課程２年次からプログラムに採用され，文学研究科，教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，国際文化研究科，環境科学研究科の各専攻に所属しながら，同時にプログラムにも参加し，後期課程まで４年通してカリキュラムに沿った教育及び研究指導を受ける。

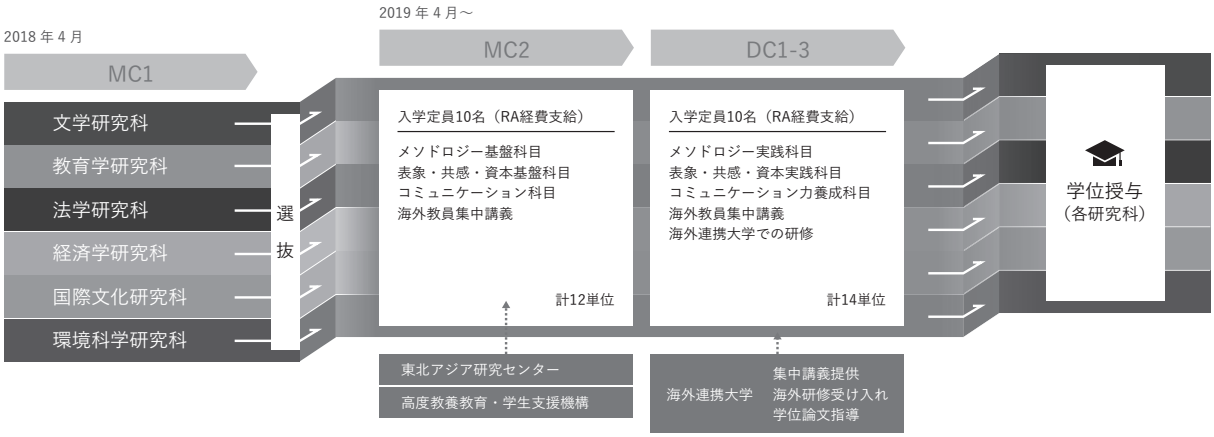

採用を希望する学生は，前期課程１年次後期に，必修科目である日本学メソドロジー基盤Ａを履修し，日本学ワークショップに参加しなければならない。選抜試験においては，それら２科目の成績，TOEFL・IELTS の得点，指導教員による推薦状，小論文等の資料をもとに判断されるが，具体の方法や手続きについては，プログラムのホームページ等で確認すること。

3．共同指導体制

修士論文や博士論文の作成にあたっては，本学の教員だけではなく，海外（ヨーロッパの連携大学）の教員と共同で研究指導を受ける。

4．海外研修

後期課程で必修となる海外研修では，海外（ヨーロッパの連携大学）の教員による研究指導を受け，本学の教員と共同でその後の論文執筆につなげていくことが求められる。海外研修の時期や申請方法等については，プログラムのホームページ等で確認すること。

学際高等研究教育院について

学際高等研究教育院は、新たな総合的知を創造し、かつ、国際的に通用する若手研究者の養成を推進するため、各研究科、各附置研究所及び学際科学フロンティア研究所との連携を通じて、異分野の融合領域における新たな研究分野の研究成果を基盤とした教育に関する研究開発、企画及び支援を行っている組織です。

学際高等研究教育院は、融合領域の新分野で学習及び研究活動を行うことを希望する学生や、学際的な視点から自身の研究活動を発展させる意思のある学生の中から優れた学生を選抜して、新たなる総合的知を創造しうる世界トップレベルの若手研究者を養成するため、「修士研究教育院生」及び「博士研究教育院生」に、経済的支援及び研究支援を行っています。

「修士研究教育院生」の申請資格は修士課程（博士前期課程）2年次に在籍している学生であり、修士課程1年次までに学際高等研究教育院の指定科目を6単位以上（ただし，他専攻又は他研究科等の指定科目を4単位以上）修得し、かつ博士課程（博士後期課程）に進学することを予定している者です（なお、10月入学者に対しては当分の間、募集しません）。

「修士研究教育院生」となることを希望する学生は、修士課程2年次進級後に申請書、申請理由書・エッセイ、指導教員の推薦状を添えて、所属する研究科長に申請します。申請のあった各研究科が選考のうえ学際高等研究教育院に推薦し、学際高等研究教育院の審査・選抜により、採用者を決定します。

「博士研究教育院生」は、博士課程1年次に在籍している学生のうち、「修士研究教育院生」であった者、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績が優秀な者を対象とします。申請は博士課程1年次進学・編入学前に所属する研究科長に行い、研究科の推薦、学際高等研究教育院の審査・選抜により、採用者を決定します。

「修士研究教育院生」及び「博士研究教育院生」の採用者にはいずれも経済的支援のほか、学際融合研究の推進を視野に入れた異分野交流の場が提供されます。

学際高等研究教育院の詳しい内容や指定授業科目については，ホームページやパンフレットをご覧ください。

学際高等研究教育院ホームページ　http://www.iiare.tohoku.ac.jp/

学　位　規　則

制　　定　昭和28年４月１日
最終改正　令和４年10月１日

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　大学が行う学位授与（第２条―第５条の３）
第３章　短期大学が行う学位授与（第５条の４―第５条の６）
第４章　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第６条・第７条）
第５章　雑則（第８条―第13条）
附　則

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第１項から第７項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については，この省令の定めるところによる。

第２章　大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第２条　法第104条第１項の規定による学士の学位の授与は，大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第６条第１項本文において同じ。）が，当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）

第２条の２　法第104条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位は，次の表の上欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区　　分	学　　位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士（専門職）
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第５条の５に規定する短期大学士（専門職）

（専門職大学が授与する学位の授与の要件）

第２条の３　法第104条第２項の規定による前条の学士（専門職）の学位の授与は，専門職大学が，当該専門職大学を卒業した者に対し行うものとする。

２　法第104条第２項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は，専門職大学が，当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第３条　法第104条第３項の規定による修士の学位の授与は，大学院を置く大学が，当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　前項の修士の学位の授与は，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第４条第３項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し，大学院設置基準第16条及び第16条の２に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第４条　法第104条第３項の規定による博士の学位の授与は，大学院を置く大学が，当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　法第104条第４項の規定による博士の学位の授与は，前項の大学が，当該大学の定めるところにより，大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位の授与に係る審査への協力）

第５条　前２条の学位の授与に係る審査に当たつては，他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第５条の２　法第104条第３項に規定する文部科学大臣の定める学位は，次の表の上欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし，これらは専門職学位とする。

区　　分	学　　位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第26条第１項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第５条の３　法第104条第３項の規定による前条の専門職学位の授与は，専門職大学院を置く大学が，当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第３章　短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第５条の４　法第104条第５項の規定による短期大学士の学位の授与は，短期大学が，当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位）

第５条の５　法第104条第６項に規定する文部科学大臣の定める学位は，短期大学士（専門職）とする。

（専門職短期大学が授与する学位の要件）

第５条の６　法第104条第６項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は，専門職短期大学が，当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第４章　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

（学士，修士及び博士の学位授与の要件）

第６条　法第104条第７項の規定による同項第１号に掲げる者に対する学士の学位の授与は，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより，短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）又は次の各号の１に該当する者で，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第１項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い，かつ，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一　大学（短期大学を除く。以下この条及び次条において同じ。）に２年以上在学し62単位以上を修得した者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第58条の２（法第70条第１項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三　専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学する

ことができるもの

四　外国において学校教育における14年の課程を修了した者

五　その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2　法第104条第７項の規定による同項第２号に掲げる者に対する学士，修士又は博士の学位の授与は，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより，同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部，大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し，かつ，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第７条　前条の学位の授与の審査に当たつては，大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第５章　雑　　則

（論文要旨等の公表）

第８条　大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第９条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

（専攻分野の名称）

第10条　大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は，学位を授与するに当たつては，適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（共同教育課程に係る学位授与の方法）

第10条の２　大学設置基準第43条第１項，専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第55条第１項，大学院設置基準第31条第２項，短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第36条第１項，専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第52条第１項又は専門職大学院設置基準第32条第２項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は，当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

（学位の名称）

第11条　学位を授与された者は，学位の名称を用いるときは，当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

（学位授与の報告）

第12条　大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は，博士の学位を授与したときは，当該学位を授与した日から３月以内に，それぞれ別記様式第１又は別記様式第２による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位規程）

第13条　大学は，学位に関する事項を処理するため，論文審査の方法，試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

２　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は，第６条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに，これを官報に公示するものとする。

附　則（省略）

附　則（令和４年９月30日文部科学省令第34号）抄

（施行期日）

第１条　この省令は，令和４年10月１日から施行する。

東北大学学位規程

制　　定　昭和30年１月１日
最終改正　令和８年３月24日

（趣　旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定に基づき，東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

２　学士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学，看護学又は保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学，薬学）
工学部	学士（工学）
農学部	学士（農学）

３　修士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	修士（文学）
教育学研究科	修士（教育学又は教育情報学）
法学研究科	修士（法学）
経済学研究科	修士（経済学又は経営学）
理学研究科	修士（理学）
医学系研究科	修士（医科学，障害科学，看護学，保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科	修士（口腔科学）
薬学研究科	修士（薬科学）
工学研究科	修士（工学）

農 学 研 究 科　　修士（農　　学）
国際文化研究科　　修士（国際文化）
情報科学研究科　　修士（情報科学）
生命科学研究科　　修士（生命科学）
環境科学研究科　　修士（環境科学又は災害科学）
医 工 学 研 究 科　　修士（医 工 学）

4　第４条第１項の規定により博士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科　　博士（文　　学）
教 育 学 研 究 科　　博士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科　　博士（法　　学）
経 済 学 研 究 科　　博士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科　　博士（理　　学）
医 学 系 研 究 科　　博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯 学 研 究 科　　博士（歯　　学）
薬 学 研 究 科　　博士（薬科学又は薬学）
工 学 研 究 科　　博士（工　　学）
農 学 研 究 科　　博士（農　　学）
国際文化研究科　　博士（国際文化）
情報科学研究科　　博士（情報科学）
生命科学研究科　　博士（生命科学）
環境科学研究科　　博士（環境科学又は災害科学）
医 工 学 研 究 科　　博士（医 工 学）

5　前二項に定めるもののほか，修士又は博士の学位を授与するに当たっては，専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

6　第４条第２項の規定により博士の学位を授与するに当たっては，専攻分野の名称を付記するものとし，その名称については，前二項の規定を準用する。

7　第４条の２の規定により授与する専門職学位は，次のとおりとする。

法 学 研 究 科　　公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経 済 学 研 究 科　　会計修士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第２条の２　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

2　前項に規定するもののほか，学士の学位授与については，別に定める。

（修士の学位授与の要件）

第３条　修士の学位は，本学大学院修士課程又は博士課程の前期２年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第４条　博士の学位は，本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2　前項に定めるもののほか，博士の学位は，博士課程を経ない者であっても，博士論文の審査に合格し，かつ，博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は，これを授与することができる。

（専門職学位の学位授与の要件）

第４条の２　専門職学位は，本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

（大学院の課程による者の学位論文の提出）

第５条　本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において，特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については，当該研究の成果。以下同じ。）は，研究科長に提出するものとする。

2　研究科長は，前項の学位論文を受理したときは，学位を授与できる者か否かについて，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

（大学院の課程を経ない者の学位授与の申請）

第６条　第４条第２項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は，学位申請書に博士論文，履歴書，論文目録，論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え，博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して，その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2　学位論文審査手数料の額は，１件につき150,000円とする。ただし，学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生，特別聴講学生，学部入学前教育受講生，特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第２条第１項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第２条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第６条第２項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は，１件につき75,000円とする。

3　研究科長は，第１項の申請を受理したときは，学位申請書を総長に進達するとともに，学位を授与できる者か否かについて，教授会等の審査に付さなければならない。

（学位論文）

第７条　第５条第１項及び前条第１項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は，１編に限る。ただし，参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは，学位論文の副本，訳本，模型又は標本等の材料を提出させることがある。

（学位論文及び学位論文審査手数料の返付）

第８条　受理した学位論文及び学位論文審査手数料は，いかなる理由があっても返付しない。

（審査委員）

第９条　教授会等は，第５条第２項又は第６条第３項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは，当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第２条第１項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから２人以上の審査委員を選出して，学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

２　教授会等は，必要と認めたときは，前項の規定にかかわらず，前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を，学位論文の審査，最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

３　教授会等は，必要と認めたときは，第１項の規定にかかわらず，他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

（審査期間）

第10条　博士論文の審査，博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は，博士論文又は学位の授与の申請を受理した後１年以内に，学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし，特別の理由があるときは，教授会等の議を経て，その期間を延長することができる。

（面接試験）

第10条の２　第４条第２項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては，面接試験を行うものとする。ただし，教授会等が，特別の理由があると認めた場合は，面接試験を行わないことができる。

（最終試験）

第11条　最終試験は，学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として，これに関連のある科目について，口頭又は筆答により行うものとする。

（学力確認の方法）

第12条　学力の確認は，博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2　学力の確認は，前項の規定にかかわらず，教授会等が特別の理由があると認めた場合は，博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い，又は別に定めるところにより行うことができる。

（審査の省略）

第12条の2　審査委員は，学位論文の審査の結果，不合格と判定したときは，最終試験及び学力確認を行わないものとする。

（審査委員の報告）

第13条　審査委員は，審査が終了したときは，直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

（学位授与の議決）

第14条　学位の授与は，教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第15条　教授会等において，学位を授与できる者と議決したときは，研究科長は，学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2　教授会等において，第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して，学位を授与できない者と議決したときは，研究科長は，博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし，第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは，その確認の結果の要旨は，報告することを要しない。

（学位の授与）

第16条　総長は，前条第1項の規定による報告に基づいて，学位を授与できる者と認めたときは，学位を授与するものとする。

2　総長は，前条第2項の規定による報告に基づいて，学位を授与できない者と認めたときは，その旨を本人に通知するものとする。

（論文要旨等の公表）

第17条　総長は，前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは，当該学位を授与した日から3月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

（学位論文の公表）

第18条　博士の学位を授与された者は，授与された日から１年以内に，当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし，学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，研究科長の承認を受けて，当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，当該研究科長は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は，別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

４　第１項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文（博士）」と，第２項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（学位授与の取消）

第19条　学位を授与された者が，次の各号の一に該当するときは，総長は，当該教授会等及び学務審議会の議を経て，既に授与した学位を取り消し，学位記を返付させ，かつ，その旨を公表するものとする。

一　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二　学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

２　教授会等において前項の議決を行う場合は，第14条の規定を準用する。

（学位記及び学位授与申請関係書類）

第20条　学位記及び学位授与申請関係書類の様式は，別記様式第１号から別記様式第８号のとおりとする。（掲載省略）

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和８年４月１日から施行する。

○東北大学研究生規程

○東北大学研究生規程細則

○東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

○東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

○海外留学について

○学都仙台単位互換ネットワークについて

○科目ナンバリングコードについて

○東北大学学士課程におけるＧＰＡ制度について

東北大学研究生規程

制　　定　昭和38年５月15日
最終改正　令和元年11月

第１条　この規程は，東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学，種類，在学期間等について定めるものとする。

第２条　特殊事項について研究を志願する者があるときは，大学院の研究科，学部，附置研究所，国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第１号。以下「組織運営規程」という。）第20条第１項に規定する機構，同条第３項に規定する研究組織，組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

第３条　研究生を分けて次の３種とする。

学部研究生	学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者
研究所等研究生	附置研究所，組織運営規程第20条第１項に規定する機構，同条第３項に規定する研究組織，組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者
大学院研究生	大学院の教員を指導教員として研究する者

第４条　研究生の学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

２　学年を分けて，次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月30日まで

第２学期　10月１日から翌年３月31日まで

第５条　研究生の入学の時期は，学期の初めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

第６条　学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　大学を卒業した者

二　短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの

三　大学院の研究科，学部，附置研究所，組織運営規程第20条第１項に規定する機構，

同条第３項に規定する研究組織，組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において，前二号と同等以上の学力があると認めた者

第７条　大学院研究生を志願できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　修士の学位を有する者

二　大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

三　大学院の研究科において，前二号と同等以上の学力があると認めた者

２　前項に定めるもののほか，外国人であって，大学院研究生を志願できるものの資格は，研究科の定めるところによる。

第８条　研究生を志願する者は，願書に添えて，検定料を納付しなければならない。

２　前項の検定料の額は，別表のとおりとする。

第９条　研究生として入学を許可された者は，所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

２　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては，入学の許可を取り消す。

３　第１項の入学料の額は，別表のとおりとする。

第10条　納付した検定料及び入学料は，返還しない。

第11条　研究生の在学期間は，１年以内とする。ただし，引き続き在学を願い出たときは，在学期間の延長を許可することがある。

第12条　外国人である大学院研究生で，大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち，その研究事項に関連のある１科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは，学生の履修に妨げのない場合に限り，選考の上，聴講を許可することがある。

２　前項の規定により聴講を許可された者は，聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

３　第１項の規定により聴講を許可された者が，聴講単位の増減を願い出たときは，許可することがある。

第13条　研究生が研究事項について証明を願い出たときは，研究証明書を交付することがある。

２　前条第１項の規定により聴講を許可された者が，聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは，聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条　本学の規則，命令に違反し，又は研究生の本分に反する行為のあった者は，懲戒する。

２　懲戒の種類は，戒告及び退学とする。

第15条　在学期間の中途で退学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第16条　研究生の授業料の月額は，別表のとおりとし，入学の月から３月分ごとに前納しなければならない。ただし，学年内において，３月に満たない端数の月を生じたときは，その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

２　第12条第１項の規定により聴講を許可された者は，前項に定める授業料のほか，聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

３　前項の授業料の額は，１単位に相当する授業について別表のとおりとし，毎学期授業開始前に，その学期の分を前納しなければならない。

４　納付した授業料は，返還しない。

５　授業料の納付すべき金額，期限，場所及び納付に関し必要な事項は，所定の場所に掲示する。

第17条　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料，入学料及び授業料は，それぞれ第８条，第９条第１項並びに第16条第１項及び第３項の規定にかかわらず，徴収しない。

第18条　授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者は，除籍する。

第19条　この規程に定めるものを除くほか，研究生には，学生に関する規定を準用する。

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和元年11月26日から施行し，改正後の第２条，第３条及び第６条第３号の規定は，令和元年10月１日から適用する。

別表

区　　分	金　　額	備　考
検　　定　　料	９,８００円	
入　　学　　料	８４,６００円	
第16条第１項に定める授業料	月額　２９,７００円	
第16条第３項に定める授業料	１単位につき　１４,８００円	

東北大学研究生規程細則

制　　定　昭和38年５月15日
最新改正　令 和 元 年 11 月

（入学の許可，除籍等）

第１条　入学，在学期間の延長若しくは退学の許可，入学の許可の取消し又は除籍は，教授会（教授会が置かれていない場合は，これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て，大学院の研究科，学部，附置研究所，国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第１号。以下「組織運営規程」という。）第20条第１項に規定する機構，同条第３項に規定する研究組織，組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長（以下「部局長」という。）が行う。

（懲　戒）

第２条　懲戒は，教授会又は研究科委員会の議を経て，部局長が行う。

（研究証明書の交付）

第３条　研究証明書の交付は，部局長が行う。

（聴講の許可等）

第４条　聴講又は聴講単位の増減の許可は，教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

（聴講証明書等の交付）

第５条　聴講証明書又は単位修得証明書の交付は，研究科長が行う。

附　則（省略）

附　則

この細則は，令和元年11月26日から施行し，改正後の第１条の規定は，令和元年10月１日から適用する。

東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

制　　定　昭和52年３月15日
最終改正　令和８年３月24日

（趣旨）

第１条　この規程は，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の２第２項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院通則」という。）第19条の４の規定に基づき，東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

（免除の許可）

第２条　本学の学部に入学，再入学（第１学期又は第２学期の初めにおける再入学に限る。），転入学又は編入学（以下この条，次条及び第６条において「入学等」という。）を許可された者で，次の各号の一に該当するものに対しては，その願い出により，入学料の免除を許可することがある。

一　特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項の特に優れた者をいう。）であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

二　入学等の前１年以内において，入学等を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は入学等を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により，入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

第３条　次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては，その願い出により，入学料の免除を許可することがある。

一　本学の大学院に入学等を許可された者で，経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるもの

二　本学の大学院の後期課程，医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程に入学等を許可された者で，学業が優秀であると認められ，かつ，次の各号の一に該当するもの

イ　独立行政法人日本学術振興会特別研究員

ロ　大学院通則第２条の２に規定する学位プログラムを履修する者

ハ　別に定める支援プログラムの対象者

2　前項に規定する者のほか，本学の大学院に入学等を許可された者で，前条第2号に該当するものに対しては，その願い出により，入学料の免除を許可することがある。

（免除の額）

第４条　入学料の免除の額は，全額，３分の２の額，半額，３分の１の額又は４分の１の額とする。

（免除の許可の願い出）

第５条　第２条又は第３条の規定による入学料の免除の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を，総長に提出しなければならない。

一　入学料免除願書

二　市区町村長発行の所得に関する証明書

三　学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

四　市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

五　その他総長が必要と認める書類

2　前項の規定にかかわらず，外国人留学生及び第３条第１項第２号に該当する者が願い出る場合には，前項第２号から第４号までに掲げる書類に代えて，別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予の許可）

第６条　本学の学部又は大学院に入学等を許可された者で，次の各号の一に該当するものに対しては，その願い出により，入学料の徴収猶予を許可することがある。

一　経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められる場合

二　学部又は大学院への入学等の前１年以内において，学資負担者が死亡し，又は学部若しくは大学院に入学等を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合

三　その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の最終期限）

第７条　入学料の徴収猶予の最終期限は，４月入学者については９月15日とし，10月入学者については３月15日とする。

（徴収猶予の許可の願い出）

第８条　入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，入学料徴収猶予願書を，総長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，第５条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で，免除を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者は，当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に，徴収猶予の許可を願い出ることができる。

（徴収猶予）

第９条　入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては，免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間，入学料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）第９条第１項の申請をした者が既に入学料を納めていた場合を除く。）。

（免除を許可されなかった者等の納付期限）

第10条　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者（第８条第２項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学料を納めていた者を除く。）は，当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に，入学料の全額又は３分の１の額，半額，３分の２の額若しくは４分の３の額を納付しなければならない。

（入学料の返付）

第11条　入学料の免除を許可された者のうち，既に入学料を納めていた者については，学部通則第16条第１項の規定にかかわらず，当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2　前項に規定するもののほか，入学料の免除を願い出た者のうち，既に入学料を納めていた者であって，免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては，当該入学料のうち，次条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

（死亡による免除等）

第12条　入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について，入学料の徴収を猶予している期間内において，死亡した場合には，未納の入学料の全額を免除する。

2　前条第２項の規定により入学料を返付される者は，第９条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし，前項の規定を準用する。

第13条　入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び３分の２の額，半額，３分の１の額又は４分の１の額の免除を許可した者について，入学料の納付前に死亡した場合には，未納の入学料の全額を免除する。

（除籍その他の理由による免除）

第14条　入学料の未納を理由として除籍する者に対しては，未納の入学料の全額を免除する。

（不正事実の発見による免除等の許可の取消し）

第15条　入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で，提出書類に虚偽の事項を記載し，又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては，その許可を取り消す。

2　前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は，直ちに，入学料を納付しなければならない。

（免除の許可等の手続）

第16条　入学料の免除の許可及びその取消しは，学生生活支援審議会の議を経て，総長が行う。

（徴収猶予の許可等の手続）

第17条　入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは，総長が行う。

（雑則）

第18条　この規程に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和８年４月１日から施行し，改正後の東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定は，修士課程，前期課程及び専門職学位課程については令和９年度に入学等を許可された者から，後期課程，医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程については令和８年度に入学等を許可された者から適用する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制　　定　昭和48年５月15日
最終改正　令和８年３月24日

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　授業料の免除
　第１節　経済的理由による授業料の免除（第２条―第７条の２）
　第２節　学資負担者の死亡，災害等による授業料の免除（第８条―第13条）
　第３節　休学，死亡，除籍及び退学等による授業料の免除（第14条―第17条）
　第４節　その他事由による授業料の免除（第18条―第23条）
第３章　授業料の徴収猶予及び月割分納（第24条―第33条）
第４章　授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第34条―第37条）
第５章　授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第38条―第40条）
第６章　雑則（第41条）
附　則

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この規程は，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第34条第２項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院」通則）という。）第43条の３の規定に基づき，東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第２章　授業料の免除

第１節　経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第２条　次の各号の一に該当する者に対しては，その願い出により，授業料の免除を許可することがある。

一　学部学生であって，特に優れた者であり，かつ，経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

二　大学院学生（外国人留学生を除く。）であって，経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるもの

2　前項の規定にかかわらず，本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては，特別の事情がある場合を除き，授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第3条　授業料の免除の許可は，学期ごとに行う。

（免除の額）

第4条　授業料の免除の額は，一の学期に納付すべき授業料について，その全額，３分の２の額，半額，３分の１の額は又は４分の１の額とする。

（許可の願い出）

第5条　授業料の免除の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を，総長に提出しなければならない。

一　授業料免除願書

二　市区町村長発行の所得に関する証明書

三　その他総長が必要と認める書類

2　前項の規定にかかわらず，外国人留学生が願い出る場合には，前項第２号に掲げる書類に代えて，別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予）

第6条　授業料の免除の許可を願い出た者に対しては，免除の許可又は不許可を決定するまでの間，授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）第９条第１項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第7条　授業料の免除を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者（第26条第２項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は，当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに，その学期分の授業料の全額又は３分の１の額，半額，３分の２の額若しくは４分の３の額を納付しなければならない。

（授業料の返付）

第７条の２　授業料の免除を許可された者のうち，既に授業料を納めていた者については，学部通則第35条第１項の規定にかかわらず，当該授業料のうち，免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

２　前項に規定するもののほか，授業料の免除を願い出た者のうち，既に授業料を納めていた者であって，免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては，当該授業料のうち，第14条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額，第15条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第２節　学資負担者の死亡，災害等による授業料の免除

（免除の許可）

第８条　次の各号の一に該当し，授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては，その願い出により，授業料の免除を許可することがある。

一　各学期の授業料の納期前６月以内（入学し，再入学し，転入学し，又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は，入学した日前１年以内）において，学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二　前号に準ずる場合であって，相当と認められる理由があるとき。

（免除の対象となる授業料）

第９条　授業料の免除の許可は，当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前１年以内に当該事由が生じたときは，入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし，当該事由の生じた時期が，当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には，当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

（免除の額）

第10条　授業料の免除の額は，一の学期に納付すべき授業料について，その全額，３分の２の額，半額，３分の１の額又は４分の１の額とする。

（許可の願い出）

第11条　授業料の免除の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を，総長に提出しなければならない。

一　授業料免除願書

二　市区町村長発行の所得に関する証明書

三　学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

四　市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

五　その他総長が必要と認める書類

2　前項の規定にかかわらず，外国人留学生が願い出る場合には，前項第２号から第４号までに掲げる書類に代えて，別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予）

第12条　授業料の免除の許可を願い出た者に対しては，免除の許可又は不許可を決定するまでの間，授業料の徴収を猶予する。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第13条　授業料の免除を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者（第26条第２項の規定により，徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は，当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに，その学期分の授業料の全額又は３分の１の額，半額，３分の２の額若しくは４分の３の額を納付しなければならない。

第３節　休学，死亡，除籍及び退学等による授業料の免除

（休学による免除）

第14条　休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって，その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては，授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）に，休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは，その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは，その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

2　第７条の２第２項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあっては第６条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，第23条第２項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあっては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，前項の規定を準用する。

（死亡等による免除）

第15条　学生が死亡し，又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には，未納の

授業料の全額を免除することがある。

2　第７条の２第２項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあっては第６条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，第23条第２項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあっては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，前項の規定を準用する。

（除籍による免除）

第16条　入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては，未納の授業料の全額を免除することがある。

（徴収猶予期間中の退学による免除）

第17条　第６条の規定により授業料の徴収を猶予されている者，次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第29条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって，その期間中に退学することを許可されたものに対しては，月割計算額に，退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

2　第７条の２第２項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあっては第６条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，第23条第２項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあっては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし，前項の規定を準用する。

第４節　その他事由による授業料の免除

（免除の許可）

第18条 大学院学生であって，学業が優秀であると認められ，かつ，次の各号の一に該当するものに対しては，授業料の免除を許可することがある。

一　独立行政法人日本学術振興会特別研究員

二　大学院通則第２条の２に規定する学位プログラムを履修する者

三　別に定める支援プログラムの対象者

2　前項の規定にかかわらず，本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては，特別の事情がある場合を除き，授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第19条　授業料の免除の許可は，学期ごとに行う。

（免除の額）

第20条　授業料の免除の額は，一の学期に納付すべき授業料について，その全額，３分の２の額，半額，３分の１の額又は４分の１の額とする。

（徴収猶予）

第21条　大学院学生であって，学業が優秀であると認められ，かつ，第18条第１項各号の一に該当するものに対しては，免除の許可又は不許可を決定するまでの間，授業料の徴収を猶予する。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第22条　授業料の免除を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者（第26条第２項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は，当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに，その学期分の授業料の全額又は３分の１の額，半額，３分の２の額若しくは４分の３の額を納付しなければならない。

（授業料の返付）

第23条　授業料の免除を許可された者のうち，既に授業料を納めていた者については，大学院通則第44条第１項の規定にかかわらず，当該授業料のうち，免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

２　前項に規定するもののほか，既に授業料を納めていた者であって，免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては，当該授業料のうち，第14条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額，第15条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第２項において準用する同条第１項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第３章　授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予の許可）

第24条　次の各号の一に該当する者に対しては，学生（当該学生が行方不明の場合には，当該学生に代わる者）の願い出により，授業料の徴収猶予を許可することがある。

一　経済的理由により，授業料を，その納付期限までに納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められる者

二　学生又は学資負担者が，災害を受け，授業料を，その納付期限までに納付するこ

とが困難であると認められる者

三　行方不明の者

四　その他やむを得ない事情により，授業料を，その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

（徴収猶予の最終期限）

第25条　授業料の徴収猶予の最終期限は，第１学期分の授業料については９月の口座引落日として本学が指定した日とし，第２学期分の授業料については３月の口座引落日として本学が指定した日とする。

（許可の願い出）

第26条　授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，授業料徴収猶予願書を，総長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，第５条第１項又は第11条第１項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で，免除を許可されなかった者又は３分の２の額，半額，３分の１の額若しくは４分の１の額の免除を許可された者は，当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に，徴収猶予の許可を願い出ることができる。

（徴収猶予）

第27条　授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては，徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間，授業料の徴収を猶予する。

（徴収猶予を許可されなかった者の納付期限）

第28条　授業料の徴収猶予を許可されなかった者は，当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに，その学期分の授業料を納付しなければならない。

（月割分納の許可）

第29条　第24条第１号，第２号又は第４号に該当する者であって，特別の事情があるものに対しては，その願い出により，授業料の月割分納を許可することがある。

（月割分納の額及び納付期限）

第30条　授業料の月割分納を許可された者の１月当りの授業料の額は，月割計算額とし，その納付期限は，別に定める場合を除き，毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし，休業期間中の授業料の納付期限は，休業期間の開始日の前日とする。

（許可の願い出）

第31条　授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は，所定の期日までに，授業料月割分納願書を，総長に提出しなければならない。

（徴収猶予）

第32条　授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては，月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間，授業料の徴収を猶予する。

（月割分納を許可されなかった者の納付期限）

第33条　授業料の月割分納を許可されなかった者は，当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに，その学期分の授業料を納付しなければならない。

第４章　授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

（免除の許可の取消し）

第34条　授業料の免除を許可されている者であって，その理由が消滅したものは，遅滞なく，総長に届け出なければならない。

２　前項の届け出があったときは，授業料の免除の許可を取り消す。

３　前項の規定により，授業料の免除の許可を取り消された者は，速やかに，月割計算額に，その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

（徴収猶予及び月割分納の許可の取消し）

第35条　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって，その理由が消滅したものは，遅滞なく，総長に届け出なければならない。

２　前項の届け出があったときは，授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

３　前項の規定により，授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は，速やかに，その学期分の授業料を納付しなければならない。

４　第２項の規定により，授業料の月割分納の許可を取り消された者は，速やかに，未納の授業料を納付しなければならない。

（不正事実の発見による免除の許可の取消し）

第36条　授業料の免除を許可されている者であって，その理由が消滅したにもかかわらず，第34条第１項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し，若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては，その許可を取り消す。

２　前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は，直ちに，その学期分の授業料を納付しなければならない。

（不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し）

第37条　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって，その理由が消滅したにもかかわらず，第35条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し，若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては，その許可を取り消す。

2　前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は，直ちに，その学期分の授業料を納付しなければならない。

3　第１項の規定により，授業料の月割分納の許可を取り消された者は，直ちに，未納の授業料を納付しなければならない。

第５章　授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

（免除の許可等の手続）

第38条　第２条第１項及び第８条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第36条第１項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは，学生生活支援審議会の議を経て，総長が行う。

第39条　第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は，その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき，総長が行う。

2　第34条第２項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは，総長が行う。

（徴収猶予及び月割分納の許可等の手続）

第40条　第24条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可，第29条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第35条第２項又は第37条第１項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは，総長が行う。

第６章　雑　　則

第41条　この規程に定めるもののほか，授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則（省略）

附　則

この規程は，令和７年９月29日から施行し，改正後の東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程の規定は，令和４年４月１日から適用する。

附　則

1　この規程は，令和８年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の日から令和９年３月31日までの間における修士課程，前期課程及び

専門職学位課程の学生の授業料の免除については，改正後の第２条第１項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

海外留学について

○　大学間協定による留学

本学では，海外の大学と大学間協定を締結し，それぞれの大学へ毎年数名の学生を派遣しています。

1　派遣先大学および応募条件

本学と学術交流協定を締結している海外の大学および応募条件は，グローバルラーニングセンター Web サイト（https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/）を確認して下さい。

2　派遣期間

夏・秋期（通常８月～ 10月）から１学期ないし２学期。
一部の大学には春期（派遣先の学年暦により１ ～ ４月）から開始するものもあります。

3　募集時期

夏・秋期は派遣予定年の前年10月頃に募集します。
春期は派遣予定年の前年の５月頃に募集します。
いずれも掲示により周知します。

4　留学経費・奨学金

㈠　経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代，往復渡航費，住居費等）は，留学生本人の自己負担となります。

㈡　授業料

大学間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき，留学先大学からは授業料は徴収されません。（ただし，大学によっては授業料又は申請費，参加費，施設使用料等が徴収される場合があります。）

本学の授業料は留学期間中も納入する必要があります。

㈢　奨学金

①　東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞

・奨 学 金：　準備金15万円～ 30万円（留学先地域により異なる）
　　月額６ ～ 10万円（留学先地域により異なる）
・支給期間：　12か月以内
・対 象 者：　学業成績が優秀な者

②　独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金

・奨 学 金：　月額６ ～ 10万円（留学先地域により異なる）
・支給期間：　12か月以内
・対 象 者：　学業成績が優秀で，人物等に優れている者。
　　応募年度の前年度の成績評価係数（3.0満点）が2.30未満の者は対象外となる。

③　官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ日本代表プログラムによる奨学金

・奨 学 金：　準備金15万円～ 25万円（留学先地域により異なる）
　　月額12 ～ 16万円（留学先地域により異なる）
　　授業料相当額30 ～ 60万円（留学期間により異なる）
・支給期間：　12か月以内
・参考 URL：　http://www.tobitate.mext.go.jp/

④　JR 東日本基金による留学支援

・支 援 金：　他の奨学金との併給額，情勢等を鑑み，支給額を決定する。
　　（過去の支給実績は10 ヶ月間の交換留学で最大50万円程度。）
・支給期間：　12か月以内
・対 象 者：　東北大学法学部・大学院法学研究科の学生のみ
・応募時期等：留学開始日の２か月前に申請する必要がある。募集情報については，学内掲示を確認すること。

⑤　公益財団法人トラスト未来フォーラム海外留学支援奨学金

・奨 学 金：　月額15万円
・支給期間：　原則，５ ヶ月以上１年以内
・対 象 者：　東京大学，京都大学，一橋大学，東北大学の法学部の在籍者（* 各校につき原則２名（年度間）を募集）
・参考 URL：　https://trust-mf.or.jp/scholarship2.html

※①～⑤については，採用人数が限られているため，申請を希望した場合でも採用されないことがあります。

※奨学金の申請条件や支給額は，年度により変更がある場合があります。申請方法については，掲示によりお知らせします。

⑥　その他の奨学金

各種奨学団体等による奨学金制度を利用することもできます。募集の案内は随時学内掲示で行います。また，一部の協定校でも奨学金を支給することがあるので，各自確認してください。

㈡　海外旅行保険料

交換留学生として派遣することが決定した場合は，留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため，「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」への加入を必須としています。

また，留学期間中，留学先大学等が加入を求める保険がある場合，上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要があります。

なお，保険料は留学生本人の自己負担とします。

5　在籍身分

派遣先大学での在籍身分は，交換留学生として派遣先大学において決定されます。

大学間協定校への留学中の本学における身分は，派遣学生の所属学部・研究科の認定により，学籍上「留学」の身分によるものとします。

6　選考方法

⑴　一次選考：書類選考

大学入学以降の学業成績，語学力，留学志望動機，学習・研究計画を総合的に評価します。

⑵　二次選考：面接選考

留学の動機，異文化適応能力，語学力等を総合的に評価します。

一次選考後，二次選考対象者には，留学生課から直接日程調整のメールを送ります。

なお，事前にグローバルラーニングセンター教員による留学アドバイジングを受けている場合は，二次選考が免除される可能性があります。

7　留学に関する相談

東北大学グローバルラーニングセンターでは，海外留学プログラムや留学に関する様々な疑問にお答えする「留学アドバイジング」を行っておりますので，応募に際しては積極的にご活用ください。

〈グローバルラーニングセンター　留学アドバイジング〉

http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/advising/advising-sa/

8　その他

㋐　本学の学内選考に合格しても，次の場合は派遣できません。

①　留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき。

②　留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき。

③　学内選考において一定の条件を付されて合格したにも関わらず，留学開始時期までにその条件を満たすことが出来ないと判明したとき，または出来ない見通しが高いと判明したとき。

④　健康を害したとき。

⑤　留学希望大学等の募集人員が減ったとき。

⑥　派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき。

⑦　その他，留学が適当でないと認めるとき。

㋑　留学希望大学等における所属学部や研究科等は，原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行いますが，留学希望大学等の事情によって，必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。

㋒　入学手続き及び渡航手続き等は，本人の責任により行い，これらに要する費用は本人の負担となります。

㋓　派遣先大学では，TOEFL® スコア等の語学条件に最低基準を設定している場合が殆どですので，各自ホームページ等で確認してください。特に，欧米やオセアニア地域の大学は入学許可の条件として TOEFL® iBT:79 ～ 80点（ITP550点相当）以上とする大学が多いので注意してください。

㋔　イギリスの大学に留学する場合，ビザの申請時に IELTS スコアが必要となります。その際，TOEFL は受け付けられませんのでご注意ください。

㋕　大学院学生で，アメリカ合衆国の大学の大学院課程に入学を希望する学生は，ＧＲＥ（Graduate Record Examinations）の受験が必要となる場合があります。ＧＲＥの詳細は，TOEFL 事業部に確認してください。

㈦　上記の全ての情報は学生便覧作成時のものです。最新の情報は応募する際の募集要項等により確認してください。

○　部局間協定による留学

法学部では，国民大学校（韓国），西南政法大学（中国），国立台北大学（台湾），パリ第１大学（フランス）と学生相互交流の協定を締結しています。

この大学への留学については，掲示（例年５ 〜 ６月及び12月頃）でお知らせします。

○　グローバル人材育成推進事業

平成25年度より「東北大学グローバル・リーダー育成プログラム」（以下，TGL プログラム）が開始されました。TGL プログラムは，３つのオンキャンパスサブプログラムと海外研鑽サブプログラムを組み合わせ，本学の学生を国際社会で活躍するグローバル人材として育成することを目的としています。事業及び TGL プログラム等についての詳細は TGL プログラムのウェブサイト（https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/about/）を参照してください。

○　国際交流支援室

法学部の国際交流支援室では，法学部・法学研究科の学生の国際体験をサポートしています。法学部での留学相談も行っておりますので活用してください。

〈法学部国際交流支援室〉

http://www.law.tohoku.ac.jp/education/ed_study/studyabroad/global_support/

○　帰国後の単位認定手続きについて

留学で修得した単位について認定を希望する者は，留学の終了日から３か月以内に申請を行う必要があります。

学都仙台単位互換ネットワークについて

仙台圏の国立，公立，私立の大学及び短期大学並びに仙台圏の高等専門学校（以下「大学」という。）は，大学間の交流と協力を推進し，大学教育の活性化と充実に資するとともに，意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として，各大学の学生が他の大学の授業科目を履修し，単位の修得ができるよう協定を締結しました。

この制度により，他の大学の提供科目を受講する学生（単位互換学生（特別聴講学生））は，当該大学の学生に準じて扱われます。

なお，検定料，入学料，授業料を徴収させることはありません。ただし，実験・実習，実技等に係る費用については，必要に応じて実費を徴収されることがあります。

各大学が提供する授業科目，シラバス等は，各大学から送付があり次第お知らせしますので，受講を希望する場合は，教務係に申し出てください。願い出に基づき，教育上有益であると認められる場合には，受講が許可されます。また，他大学で取得した単位は，教授会の審査により，本学部で修得した単位として認定されることがあります。

科目ナンバリングコードについて

Ⅰ　科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の連携や科目内容の難易を表す番号をつけ、教育課程の構造を分かりやすく明示する仕組みです。

本学の里見ビジョン１重点戦略①「グローバルリーダーを育成するための教養教育の充実を核とする教育改革」で、科目ナンバリングが教育の国際通用性を高める取組例として挙げられています。

Ⅱ　導入の目的・必要性

授業科目に記号と番号を振ることで、授業の難易度・性格、位置づけ、履修順を明確にすることによって、学生はどの科目から履修していけばよいかを理解し、学士課程・大学院課程全体の中でその授業がいかなる位置にあり、どのような目的で履修することになるのかを把握することができます。

Ⅲ　付番方法

法学部における科目ナンバリングは次のように構成されています。

１．科目ナンバリングコード例：

Ｊ	Ａ	－（ﾊｲﾌﾝ）	ＬＡＷ	２	２３	Ｊ
①	②		③	④	⑤	⑥

２．コードの意味：

①授業開設部局（法学部・法学研究科はＪ）

②学科・専攻（法学科はＡ、研究大学院法政理論研究専攻はＰ）

③学問分野（ＬＡＷ（法学）、ＰＯＬ（政治学）、ＰＵＰ（公共政策）、ＯＳＯ（社会科学一般）のいずれか）

④レベル・性格

⑤通し番号

⑥授業で使用する言語（日本語はＪ、英語はＥ、日英併用はＢ）

※④レベル・性格コードについて

課程	レベル・性格	コード
学部	基礎的な内容の科目	2
	発展的な内容の科目	3
大学院（修士・専門職）	研究科共通科目	5
	研究指導科目	6
大学院（博士）	専門的な科目	7

※科目ナンバリングコードについては、各年度の講義要綱に記載されています。

東北大学　法学部　カリキュラム・マップ

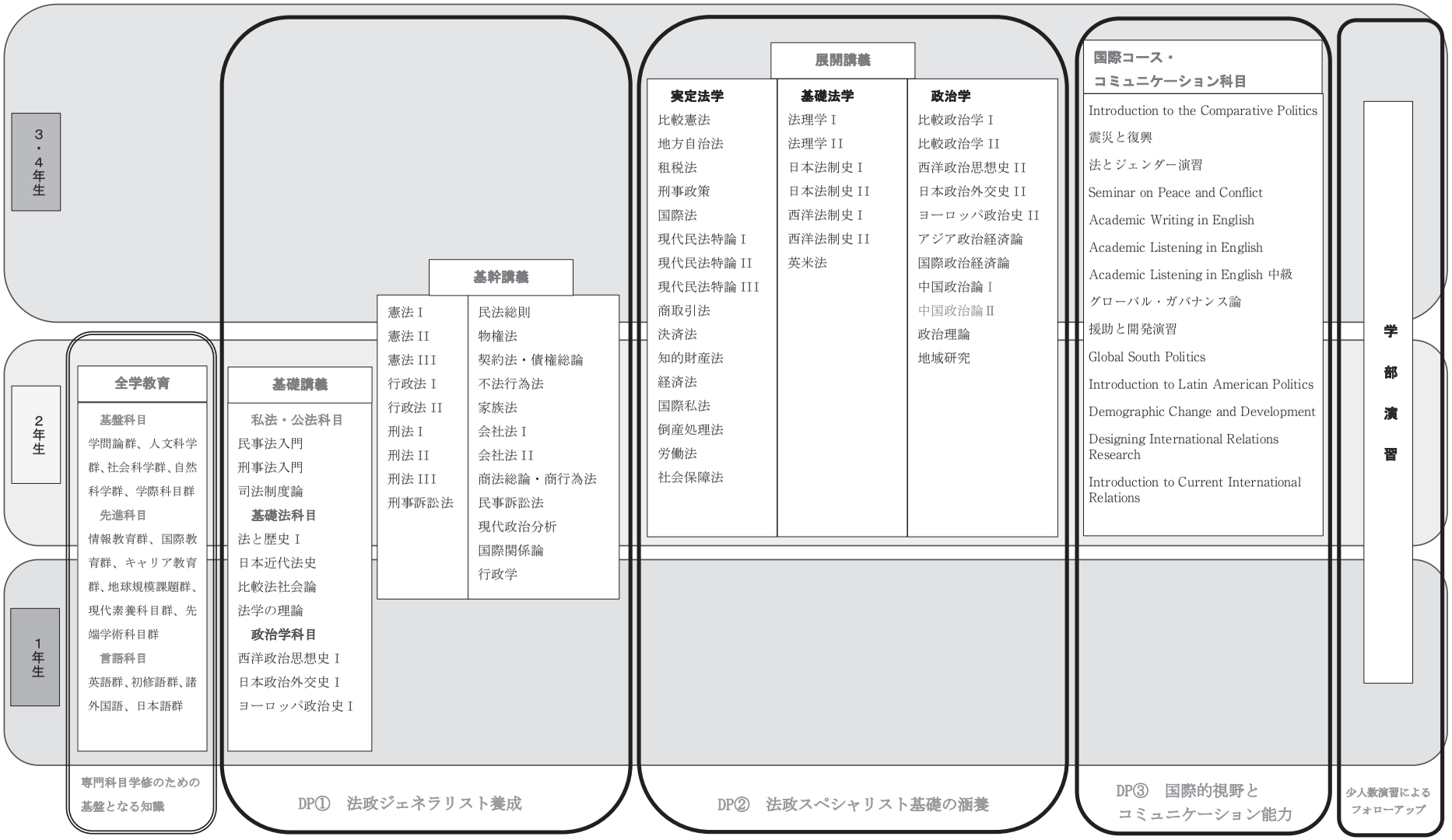

※国際コース・コミュニケーション科目について、来年度に開講予定の科目を掲載。
※最新の開設授業科目一覧表等についても確認のうえ、履修すること。

東北大学　法学研究科　カリキュラム・マップ

東北大学大学院法学研究科前期2年の課程（法政理論研究専攻）

①広い視野と専門的知識に基づいて，法学・政治学の分野において独創的な研究を遂行する能力又は高度に専門的な職業に従事できる能力を有している
②社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ，法学・政治学に関する諸課題を発見,探求し,高い倫理と責任をもって，社会の発展に貢献することができる
③国際的視野とコミュニケーション能力を有し，それによって世界水準を目指す研究成果を発信すること，又は高度に専門的な職業に活かすことができる

2年次
1年次

修士論文

論文指導（ 2 単位）※6単位を上限

広い視野と専門的知識を修得

国際的視野とコミュニケーション能力を修得

基礎法学	公　法	私　法	政治学
法理学演習Ⅰ～Ⅱ,日本法制史演習Ⅰ・Ⅱ,西洋法制史演習Ⅰ～Ⅲ,英米法演習	憲法演習Ⅰ～Ⅲ,比較憲法演習Ⅰ・Ⅱ,行政法演習Ⅰ・Ⅱ,租税法演習Ⅰ・Ⅱ,刑法演習Ⅰ・Ⅱ,刑事訴訟法演習,刑事政策,国際法演習Ⅰ,公法研究会Ⅰ,刑事法判例研究会Ⅰ	民法演習Ⅰ・Ⅱ,商法演習Ⅰ～Ⅷ,経済法,経済法演習,知的財産法演習Ⅰ～Ⅱ,民事手続法,民事訴訟法演習Ⅰ～Ⅱ,国際私法, 国際私法演習,労働法,労働法演習,社会保障法演習Ⅰ,民法研究会Ⅰ,社会法研究会Ⅰ	現代政治分析演習Ⅰ・Ⅱ,西洋政治思想史演習Ⅰ・Ⅱ,ヨーロッパ政治史演習Ⅰ・Ⅱ,国際関係論演習Ⅰ・Ⅱ,比較政治学演習Ⅰ・Ⅱ,日本政治外交史演習Ⅰ・Ⅱ,行政学演習Ⅰ・Ⅱ,中国政治演習Ⅰ・Ⅱ, アジア政治経済論演習Ⅰ・Ⅱ,開発協力論演習Ⅰ～Ⅱ,政治理論,地域研究

国際プログラム：
国際総合科目

Introduction to the Comparative Politics
震災と復興
法とジェンダー演習
Seminar on Peace and Conflict
Academic Writing in English
Academic Listening in English
Academic Listening in English 中級
グローバル・ガバナンス論
援助と開発演習
Global South Politics
Introduction to Latin American Politics
Demographic Change and Development
Designing International Relations Research
Introduction to Current International Relations

その他：外国法文献研究Ⅰ（英米法）,外国法文献研究Ⅲ（フランス法）

指導教員による研究指導

※最新の開設授業科目一覧表等についても確認のうえ，履修すること。

東北大学大学院法学研究科後期３年の課程（法政理論研究専攻）

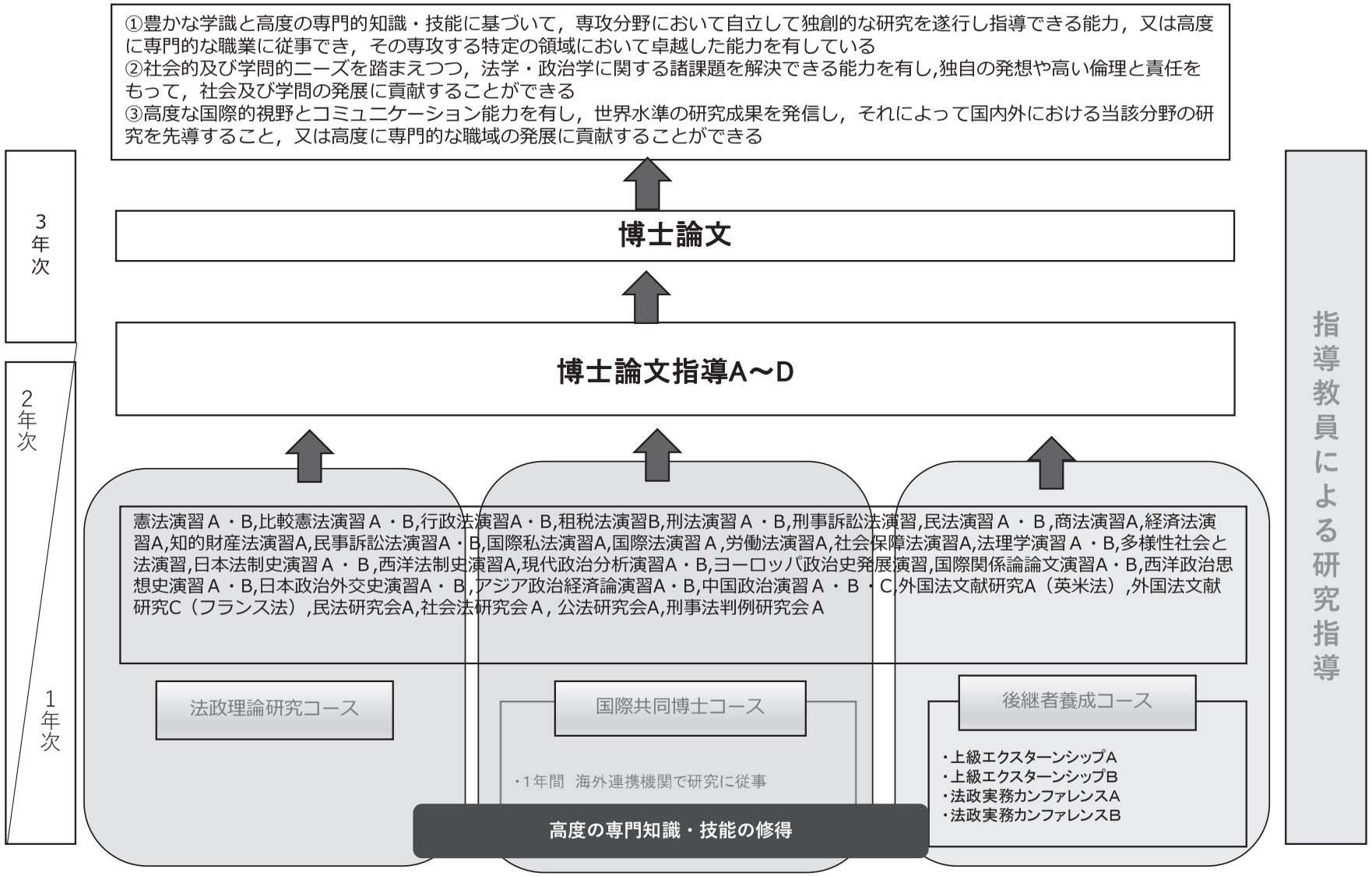

東北大学学士課程におけるＧＰＡ制度について

本学では、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的として、平成２８年度からＧＰＡ制度を導入しました。

・評価及びＧＰ

各学部規程、各学部履修内規及び全学教育科目等規程に定める成績の評価に与えられるＧＰ（Ｇｒａｄｅ Ｐｏｉｎｔ）は、次表のとおりとなります。

成績の評価		GP
5段階評価	素点	
AA	100–90	4.0
A	89–80	3.0
B	79–70	2.0
C	69–60	1.0
D	59–0	0.0

※　法学部専門教育科目における「棄権」の成績評価はＧＰには含みません。

・ＧＰＡの種類とＧＰＡの算出方法

本学のＧＰＡは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「学期ＧＰＡ」という。）と、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「累積ＧＰＡ」という。）の二種類です。

学期ＧＰＡ及び累積ＧＰＡの計算式は、次に定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第３位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{学期ＧＰＡ} = \frac{\text{（当該学期に評価を受けた授業科目のＧＰ} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{累積ＧＰＡ} = \frac{\text{（在学全期間に評価を受けた授業科目のＧＰ} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

・ＧＰＡ対象授業科目

ＧＰＡの対象となる授業科目は、本学学士課程において、上記表によりＧＰが与えられる評価によって成績認定される授業科目となります。

ただし、次の授業科目については、学期ＧＰＡ及び累積ＧＰＡ対象科目から除きます。

１．所定の期日までに学生から履修取消の申し出があり、履修取消を許可した授業科目
２．学務審議会委員長又は学部長が指定した授業科目

○学生心得

（履修手続及び試験について／授業料納入
その他の諸手続について）

○法学部教室等の利用について

○法学部・法学研究科図書室の利用について
（学部学生）

○東北大学法学会会則

○東北大学法学会会費規定

○東北大学法学部同窓会会則

○そ　の　他

学　生　心　得

1．掲　示

授業関係（休講，補講）その他本学，本学部及び研究大学院が学生に周知する事項は，法学部・法学研究科 Web サイト（http://www.law.tohoku.ac.jp/），学務情報システム，東北大メール及び，法学部・法学研究科教務 Web 掲示板（http://www.law.tohoku.ac.jp/education/ed_forstudents/classwork-info/ed_noticeboards/）にて周知する。周知の見落とし及び誤読は，取り返しのつかない事態を生ずることがあるから，周知に絶えず注意を払うこと。

なお，呼び出しの連絡があった場合には，速やかに応じること。

周知は，全学教育科目に属する授業科目に関する事項及び川内北キャンパスの学生生活に関する事項については主として教育・学生支援部事務（川内北キャンパス），専門教育科目に属する授業科目に関する事項及び川内南キャンパスの学生生活に関する事項については主として法学部･法学研究科教務係が行う。研究大学院学生に対する周知は，法学部・法学研究科教務係が行う。

2．履修手続

1　履修手続を行うにあたっては，履修案内，講義要綱及び授業時間割表を必ず参照して履修計画を立てること。

2　履修手続きの大要は，以下のとおりである。

①　各学期（セメスターは，学期の別称である。）において履修しようとする授業科目について，各学期初めの所定の期日までに，学務情報システムにより履修登録を行うこと。

②　全学教育科目に属する授業科目を履修しようとする場合は，授業担当教員に履修カードを提出することが必要な場合がある。その場合も，履修カードを提出した後に，必ず自分で履修登録を行うこと。

③　専門教育科目のなかの連続講義科目については，上記学期初めの所定の期日とは別に履修の届出のための期日を定める。

④　履修手続が①～③に記述するところと異なるときにはその旨掲示するので注意すること。

3　学務情報システムによる履修登録を行うにあたり次のことに注意すること。

①　決められた期間内で行うこと。（登録期間は掲示により知らせる。）

②　演習科目は，参加を認められたものだけ登録すること。

③　履修登録期間後の科目変更は，原則として認められないので登録の際に必ず確認すること。

4　履修手続をしていない授業科目については，試験の受験資格がないことを承知されたい。

3．専門教育科目に属する授業科目の履修の認定

1　標記授業科目の履修の認定は，原則として筆記試験により行う。

2　標記授業科目に関する学期末筆記試験の時間割表は，試験実施の２週間前に発表する。

4．専門教育科目の試験受験者心得

※　変更の可能性があるので法学部 Web サイトを確認すること。

1　受験にあたっては監督員の指示に従うこと。

2　試験開始15分（授業開始５分）前までに試験室に入室し，監督員から「座席指定カード」１枚の交付を受け，指定の番号の座席に着席すること。この際，「座席指定カード」を交換するなど，座席指定の公正を損なうおそれのある行為をしてはならない。

3　ケース等から出した「学生証」を，「座席指定カード」と並べて机の端に置くこと。

4　中央の座席の者は，右端または左端の席に送り机の端に出して置くこと。試験中に，監督員が巡回し，「学生証」の確認を行う。

5　出題教員から特に使用を許可されたものおよび筆記用具以外のものは，かばん等の中に入れ，机の下か床に置くこと。携帯電話等の電子機器類は，必ず電源を切ること※。出題教員から使用を許可されていない電子機器類を身につけていることが発覚した場合には，不正行為とみなす。

6　遅刻者は，授業開始後30分（試験開始20分）以内に入室した場合に限り受験を認める。

7　問題紙を配布後は，試験開始後30分（授業開始後40分）を経過するまでは，退室を認めない。試験終了10分前までに限り退出を認める。

8　たとえ白紙答案であっても，試験科目名，受験席番号，学籍番号，氏名を記入し，必ず提出すること。

9　六法貸与の試験科目については，試験室において六法を貸与する。試験方法が「一切持参を許さない（六法貸与）」となっている試験科目では，貸与六法以外の六法の使用を認めない。当該科目では持参した六法は使用できないので，十分注意すること。貸与する六法は，書き込みなどの汚損や破損をさせることのないようにすること。

10　試験開始後に最前席の受験者に「受験者名票」を配布するので，着席番号の欄に学籍番号，氏名及び借用六法番号（六法表紙に記載）を記入し，順次後席へ送ること。

11　当該科目の受験を棄権する場合は，答案紙の表紙に「棄権」または「放棄」と明記

すること。その明記のない場合は，受験したものとみなす。

12　途中退席及び試験終了の際は，監督員に答案を提出するとともに借用した六法を所定の場所に返却し，速やかに退室すること。

13　その他，受験にあたり次の事項を承知しておくこと。

1）履修登録のない科目は，受験資格がないので受験しても無効である。

2）授業時間の重複している科目を受験した場合は，双方を無効とする。

3）試験に欠席した場合も，「棄権」として取り扱う。

14　不正行為は，退学を含む厳しい処分の対象となるので，絶対に行わないこと。
試験開始前に問題紙を表に向けることも不正行為にあたるので注意すること。

※　携帯電話（PHS 等を含む）の電源を切るということは，当然，時計としても使用できない状態を指す。時計替わりに，携帯電話（PHS 等を含む）を使用している者は，科目筆記試験時には「時計」として使用できないので注意すること。

5．成　績

1　履修した授業科目の成績は，学務情報システムで確認すること。

2　確認の時期等については，掲示により知らせる。

6．学籍異動

休学，復学及び退学については，東北大学学部通則及び東北大学大学院通則第 3 章及び第 4 章の定めるところによる。願い出る場合には，事前に理由を記して保護者等連署の上願い出ること。なお，病気による休学，快癒による復学を願い出る場合は，診断書を添付すること。

7．身上の異動

1　改姓，改名，本籍，保護者等の変更等
身上に異動が生じた場合は，速やかに届け出ること。諸証明書は正規に届けられたものを基準にして交付されるから注意すること。（卒業後も同じである。）

2　本人及び保護者等の住所，連絡先の変更
住所及び連絡先（電話番号等）が明確でないと，緊急の場合の連絡ができないことになるから，変更が生じた場合は，速やかに届け出ること。

8．諸証明書（在学証明書，学割証，卒業・修了見込証明書，成績証明書，授業料領収書は10）

1　通学証明書その他の証明書の交付を受ける場合は，２日前までに所定の交付願用紙に必要事項を記入の上，申し込むこと。

2　通学証明書は，通学の定期券を購入する際に必要である。

9．学生証・学籍番号

1　学生証は本学の学生であることを証明するものなので，常時携帯し，本学の教職員等から要求があったときは，提示しなければならない。

2　学籍番号は入学年度，所属学部（又は所属研究科）及び整理番号をもとにつくられており，それを変更することはしない。試験答案紙，レポート，届出書，願出書等には，氏名と共に記載すること。

3　学生証を紛失したときは，直ちに届け出ること。再交付は，写真（たて４．０cm × よこ３．０cm）を添えて申請すること。

4　卒業・退学等で学籍を離れた場合には，直ちに学生証を返却すること。

10．在学証明書，学生旅客運賃割引証（学割証），卒業・修了見込証明書，成績証明書，授業料領収書

在学証明書，学割証，卒業・修了見込証明書（ただし最終学年の者のみ），成績証明書及び授業料領収書は，証明書自動発行機により，即時に証明書を発行する。次の事項に留意の上，利用すること。

1　発行する証明書（１回の発行可能数）

在学証明書（５枚）

学　割　証（２枚）

卒業・修了見込証明書（５枚）

成績証明書（５枚）

授業料領収書（１枚。同一の振替日につき１回のみ。）

2　発行機稼働時間　　平日8：30～各設置地区によって異なる

川　内　南　：　19：00まで

青 葉 山 東　：　20：00まで

青 葉 山 新　：　18：00まで

片　　平　：　17：00まで

そ　の　他　：　21：00まで

（川内北，青葉山東，星陵については土曜日又は日曜日も稼働）

3　発行機の設置場所

川 内 北 地 区　　教育・学生総合支援センター１階（２台併設）

川 内 南 地 区　　文科系総合講義棟１階コモンスペース

青 葉 山 北 地 区　　理学部・理学研究科教務係窓口前

青 葉 山 東 地 区　　工学部・工学研究科中央棟１階（２台併設）

青葉山新地区　　農学系総合研究棟本館１階エントランスホール
星　陵　地　区　　星陵会館１階エントランスホール
片　平　地　区　　エクステンション教育研究棟１階エントランスホール
（所属学部の所在地区にかかわらず，どの発行機でも利用できる。）

4　その他

1）証明書発行機の利用には，学生証（ID カード）及びパスワードが必要である。

2）学生証を紛失または破損等をした場合は，直ちに教務係に届け出て再交付の申請をすること。

3）学割は，JR が学生の勉学を容易にするために与える特典であるから，その使用にあたっては定められた事項を遵守し，不正行為のないように注意すること。

4）学割の交付枚数は，原則として年間一人20枚である。

11. 駐車規制等について

1　キャンパス内での駐車は認めない。ただし，本人自身の身体・健康上の理由から特に自動車通学が不可欠であると認められる学生に限り，駐車を許可することがある。

2　バイク・自転車等は所定の場所に駐輪すること。

12. 授業料

1　授業料は，手続きを行った銀行口座から引き落とされるので，納付の月（前期分５月，後期分11月）の下旬には残高に注意すること。

2　授業料を５月又は11月に納入することが困難な場合には，所定の期限までに，徴収猶予又は月割分納を願い出ること。

3　経済的事由等により授業料の納入が困難な場合には，願出により，授業料を免除することがある。

4　授業料免除の願出は，各期の所定の期日までに，必要な証明書等を添えなければならない。

13. 奨学金

奨学金は，日本学生支援機構，地方公共団体及び民間育英団体において毎年４月・５月頃募集している。詳細はその都度掲示するので，希望者は注意すること。

14. 健康診断

1　学生は，毎年１回定期健康診断を受けなければならない。やむを得ない理由で受診できないときは，事前に申し出ること。

2　受診しない者には，就職及び大学院受験等のための健康診断書が発行されない。

15. 学生窓口案内

法学部・法学研究科教務係は，原則として３年及び４年の学部学生そして研究大学院学生を対象とする。（１年及び２年の学部学生は，教育・学生支援部事務（川内北キャンパス）で取り扱う。）

法学部・法学研究科学生窓口（法学部棟３階）の受付時間は，次のとおりである。

８：45 ～ 12：45　　13：45 ～ 16：45

なお，土曜日，日曜日，祝日，休日及び年末年始（12月29日～１月３日）は，一切の窓口業務を行わない。

※ハラスメント関係の相談がある場合には，学内相談窓口を利用されたい。

（下記 URL 参照）

ハラスメント学内相談窓口：

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/harassment/new_harassment/top/top.htm

法学部教室等の利用について

1．教室の使用について

1　法学部の教室は，授業のほか，法学部及び法学研究科に所属する学生の**学習・研究を目的とする会合のため，その他学部長が特に必要と認めた目的のため**に使用するものとする。

2　教室を使用しようとする者は，使用願を，**使用日の７日前**までの執務時間内に教務係へメールで提出し，使用の許可を得なければならない。

3　教室の使用時間は，**午前９時から午後８時30分まで**とする。

4　教室の使用許可を受けた者は，使用に際して，次の事項を守らなければならない。

⑴　使用時間を厳守すること。

⑵　建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には，弁償すること。

⑶　室内の秩序維持に努め，騒がしくしないこと。

⑷　使用を認められた教室を他の者に転貸しないこと。

⑸　室内の備品を室外へ移動しないこと。

⑹　使用後は，室内の火気管理，整頓及び戸締りを行うこと。

⑺　室内は禁煙とする。

2．リフレッシュルーム（学生談話室）の利用について

1　法学部のリフレッシュルームは，法学部及び法学研究科に属する学生が，休憩するために利用できる場所とする。

2　リフレッシュルームの利用時間は，**午前８時30分から午後７時まで**とし，土曜日，日曜日，その他の休日には利用することができない。

3　リフレッシュルームを利用する場合には，次の事項を守らなければならない。

⑴　使用時間を厳守すること。

⑵　建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には，弁償すること。

⑶　室内では，静粛にすること。

⑷　室内の備品を室外へ移動しないこと。

3．学生ロッカーの使用について

1　ロッカールームに設置してある学生ロッカーは，原則として３年生及び４年生の学部学生が使用することができる。使用の手続は毎年４月に提示する。

2　ロッカーの使用時間は，**午前８時30分から午後９時30分まで**とし，土曜日，日曜日，その他の休日には使用することができない。

3　ロッカーを使用する者は，次の事項を守らなければならない。

⑴　使用時間を厳守すること。

⑵　ロッカーを汚損又は破損させないこと。汚損又は破損させた場合には，弁償すること。

⑶　使用を許可されたロッカーを他の者に転貸しないこと。

⑷　ロッカーを移動しないこと。

⑸　鍵は，自己の負担において準備し，施錠すること。

⑹　**ロッカーは，４年次の２月末日までに必ず返却すること**。ただし，その前でも，ロッカーを使用しなくなった場合には，直ちに返却すること。

法学部・法学研究科図書室の利用について（学部学生）

1．場　　所

法学部・法学研究科研究棟１階

2．窓口利用時間

平日　午前10時～午後４時

※　土曜日、日曜日、祝日（振替休日含む）、計画年休期間、年末年始（12月29日～１月３日）、学部入学試験当日は閉室となります。詳しくは、開館カレンダーをご覧ください（http://www.library.tohoku.ac.jp/guide/other/law_calender/law.cgi）。

3．所蔵資料

法学部・法学研究科図書室では、東北大学附属図書館オンライン目録で、配架場所が「法図書室」と表示される資料（主に、和洋雑誌、各国判例集、法規集、官庁刊行物及び参考図書等）を所蔵しています。単行本は原則として附属図書館にて保管・管理されています。

4．利用方法

⑴法学部・法学研究科図書室所蔵の資料（以下「資料」という。）は閉架書庫において保管・管理されています。

- 書庫に入って資料を利用するためには、ガイダンスを受ける必要があります。ガイダンスの申込書は図書室の窓口にて配布しています。
- それ以外の学部学生の方は、窓口を介しての利用となります。資料の利用を希望する場合、以下の「⑵資料の借出」に従って、資料の借出を行ってください。

⑵窓口での資料の借出

- 資料の借出を希望する場合、窓口に設置されている閲覧カードに借出を希望する資料名等を記入し、学生証を添えて職員に提出してください。
- 一度に借出できる資料は５冊までです。
- 資料の借出は当日に限ります。

⑶閲覧室における閲覧

- 窓口において借出しを受けた資料は、法学部・法学研究科図書室の横に設置された閲覧室において閲覧することができます。
- 閲覧室は施錠されていますので、閲覧室での閲覧を希望する場合は、窓口に申し出てください。
- なお、閲覧室は図書室の入室資格を持たない利用者（学外者を含む。）が図書室内の資料を閲覧するためのものです。それ以外の用途で利用することはできません。

5．複写サービス

法学部・法学研究科図書室では職員による資料の複写サービスを行っておりません。資料を複写する場合、資料の借出手続きを行ったうえで、キャンパス内（附属図書館、大学生協など）のコピー機をご利用ください。

法政実務図書室（片平）利用案内

場所

「エクステンション教育研究棟１階」（片平キャンパス）

開室時間と閉室日

開室日・開室時間

- 月曜日～金曜日　9：00 ～ 19：00
- 土曜日・日曜日　13：00 ～ 17：00

カウンター受付時間

- 月・水・金曜日　12：00 ～ 14：00
- 火　17：00 ～ 19：00

閉室日

- 国民の祝日、休日
- 年末年始
- 計画年休日
- 学部入学試験日

※（他、臨時に休室日が変更になる場合は掲示等でお知らせします）

入室

- 入室の際はカードキーと学生証が必要です。
- カバン、コート類、飲食物、傘の持ち込みはできません。図書室に設置しておりますロッカーをご使用ください。

貸出

- 貸出を希望する資料をカウンターにお持ちください。
- 合計５冊までです。
  公共政策大学院の資料（図書）は２週間です。
  公共政策大学院資料以外の図書は翌日（ただし、金曜日貸出の場合には、翌週の月曜日）午後１時まで貸出をいたします。

※雑誌の貸出はありません。

※注意①貸出資料は他の人に転貸できません。
※注意②閲覧または貸出中の資料を損傷、紛失したときは同一の資料で弁償していただきます。

〈公共政策大学院ワークショップへの貸出について〉

公共政策大学院ワークショップでの調査研究に必要な場合、法政実務図書室の資料を一定期間ワークショップ作業室に保管したまま、同室内で閲覧することができます。この手続きで貸出できる資料は、公共政策大学院の資料のみです。貸出の際には、カウンターで所定の用紙を受け取り、担当教員の捺印を受けてください。資料は原則としてワークショップ作業室外で利用することはできません。責任を持って保管するように努めてください。

〈公共政策大学院リサーチ・ペーパーについて〉

カウンターでリサーチ・ペーパーの閲覧請求をしてください。

利用は図書室内の閲覧のみです。

一度に利用できる冊数は３冊です。

リサーチ・ペーパーの複写は、著者が事前に許諾しているものについてのみ、認めています。

返却

返却期限は、手続き時に付く「しおり」か「返却期限票」で確認してください。

カウンター受付時間外の場合には、返却ポストに入れてください。

他の図書館・図書室（※１）で借りた資料も返却できます。

※１　本館・医学分館・北青葉山分館・工学分館・農学分館・金属材料研究所図書室・流体科学研究所図書室・電気通信研究所図書室・多元物質科学研究所図書室

更新（貸出の延長）

返却期限内であれば、次の予約者がいない場合に限り貸出期間を延長することができます。

※法政実務図書室所蔵資料は「MyLibrary」の「延長」機能を使うことができません。

法政実務図書室所蔵資料の延長を希望する場合は返却期限内に法政実務図書室カウン

ター受付時間に貸出の延長手続きを受けてください。

延滞した場合

【法科大学院】

返却期限徒過から１日経過した時点（貸出日の翌々日の午後１時。ただし、金曜日貸出の場合には、翌週の火曜日の午後１時）を過ぎても返却しない場合は、図書返却日を含めて一週間の貸出停止とします。

なお、資料延滞中は他の資料の新たな貸出はできません。

法政実務図書室での罰則は他の図書館・図書室（※１）へ影響しません。

【公共政策大学院】

３回目以降の延滞については、「（延滞回数－２）×１ヵ月」の間、法政実務図書室における一切の貸出が禁止となります。延滞回数は法政実務図書室の資料ごとに計算し、一度貸出禁止となった場合も延滞回数は累積されます。

なお、資料延滞中は他の資料の新たな貸出はできません。

法政実務図書室での罰則は他の図書館・図書室（※1）へ影響しません。

資料の複写について

校費用２台、私費用１台のコピー機を設置しております。

備付の「文献複写申込用紙」に記入の上、ご利用ください。

（公費用：公費コピーカードのみ使用可、私費用：コイン式）

情報検索（パソコン）コーナー

学内学外蔵書検索・各種データベース検索・インターネット検索・雑誌 DVD が利用できます。

データベース利用方法について

法学研究科法学研究科 Web サイト内の図書室（川内地区･片平地区）をクリックします。データベース一覧からアクセスしてご利用ください。

※蔵書検索方法、書誌・所蔵データの見方等、不明な点はカウンターへお尋ねください。

利用可能なデータベース

- LEX/DB インターネット
- Super 法令 Web
- 公的判例集データベース
- 新・判例解説 Watch
- 法律文献総合 INDEX（法律時報文献月報）
- 法学紀要データベース
- 官報情報検索サービス
- HeinOnline
- Lexis +
- Lexis.360 Intelligence ®
- West Law Japan
- 有斐閣 Online

持込パソコンの利用について

電源の利用はできません。

個人のパソコンからのプリントアウトはできません。

附属図書館「My Library」サービスについて

利用詳細は、附属図書館ホームページをご覧ください。携帯電話からも「My Library」を利用することができます。（https://opac.library.tohoku.ac.jp/opac/opac_search/?loginMode=disp）

他の図書館･図書室で直接借りた資料は、法政実務図書室カウンターで貸出の更新（延長）手続きはできません。「My Library」で更新手続きをおこなってください。

「キャンパス間資料搬送サービス」で取り寄せた資料は、「My Library」で更新手続きをおこなってください。

留意事項

- 電源の利用はできません。
- 個人のパソコンからのプリントアウトはできません。
- 他の利用者の迷惑にならないよう図書室内での私語・携帯電話の使用は慎んでください。

- 図書室内での飲食・喫煙は禁止します。
- 所持品の管理に充分ご注意ください。
- 学内の他の図書館（室）で利用禁止となった者は、本図書室の利用もできません。

東北大学法学会会則

第1条　本会は，東北大学法学会と称する。

第2条　本会は，次の事業を行う。

1　雑誌「法学」の発行

2　法学・政治学に関する研究及び講演会開催

3　その他法学・政治学の研究及び普及に必要な事業

第3条　本会は，次の会員を以って組織する。

1　通常会員　本学部教授，准教授，専任講師，助教及び本会の趣旨に賛同して入会した者

2　特別会員　本学法学部教授及び准教授の前任者並びに評議員会で推薦した者

3　学生会員　本学法学部学生及び本学大学院法学研究科学生

第4条　会員は，雑誌「法学」の配布を受けるものとする。

通常会員及び学生会員は，所定の会費を納めることを要する。

第5条

1　本会は，次の役員をおく。

⑴　会　長　本学法学部長を以って充てる。

⑵　評議員　本学法学部教授及び准教授を以って充てる。

⑶　会計担任及び編集担任は，評議員中から会長が委嘱する。

2　本会に，名誉評議員をおく。名誉評議員は，本学法学部の名誉教授を以って充てる。

第6条　本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月末日を以って終了する。

第7条　本会の会則の変更及び細則の制定は，評議員会の議決による。

東北大学法学会会費規定

第１条　通常会員は，年額10,000円（助教は7,000円），学生会員は，年額5,000円の会費を納める。

第２条

１　学生会員は，入学に際し，それぞれ次の金額を会費として予納するものとする。

①　学部学生は４ ヵ年分の会費として20,000円

②　研究大学院前期２年の課程の学生は２ ヵ年分の会費として10,000円

③　研究大学院後期３年の課程の学生は３ ヵ年分の会費として15,000円

④　公共政策大学院及び法科大学院既修者コースの学生は２ ヵ年分の会費として10,000円

⑤　法科大学院未修者コースの学生は３ ヵ年分の会費として15,000円

２　前項の各年限を越えて在学する者は，毎年5,000円の会費を納める。

第３条　第２条の金員は，在学年数（端数は１年として算入する）に応じて清算するものとする。

東北大学法学部同窓会会則（平成27年改訂）

第１章　総　　則

第１条　本会は東北大学法学部同窓会と称する。

第２条　本会は会員相互の親睦を図り，会員と母校との連絡を密にすることを目的とする。

第３条　本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

⑴　会員名簿の発行

⑵　会報の発行

⑶　講演会，懇話会その他の集会

⑷　その他必要な事業

第４条　本会の事業所を東北大学法学部内に置く。

２　必要と認めたときは，支部を置くことができる。

第２章　会　　員

第５条　本会の会員は，次の資格のいずれかを有するものとする。

⑴　東北（帝国）大学法文学部法学科卒業者

⑵　東北大学法学部在学生及び卒業者

⑶　東北大学大学院法学研究科課程在学生及び修了者

⑷　研究のため法学研究室に在籍した者

⑸　東北大学法科大学院・東北大学公共政策大学院の在学生及び修了者

⑹　前各号に準ずる者

２　東北大学大学院法学研究科・法学部・法科大学院・公共政策大学院の教員及び旧教官，旧教員並びに法文学部旧教官で前項に含まれない者は特別会員とする。

第３章　役　　員

第６条　本会に次の役員を置く。

会　　長　　１　名
副 会 長　　若干名
理　　事　　若干名
監　　事　　３　名
運営委員　　若干名

第７条　会長は東北大学法学部長に委嘱する。

２　副会長，理事及び監事は会員のうちから総会において選出する。

３　副会長，理事及び監事の任期は２年とする。

４　運営委員は会員のうちから会長が委嘱する。

第８条　会長は，本会を代表し会務を統括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときには，その職務を代理する。

３　理事は，会務を処理する。

４　監事は，会計を監査する。

５　運営委員は，事務局活動の指針を決定する。

第４章　会議および事務局

第９条　本会の会議は総会，理事会，監査会及び運営委員会とする。

２　議事は，出席者の過半数をもつて決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条　通常総会は，毎年１回仙台・東京で交互に開催し次の事項を審議決定する。

⑴　予算及び決算に関する事項

⑵　運営方針及び諸規程の制定改廃

⑶　副会長，理事及び監事の選出

⑷　その他本会の運営に関する重要事項

２　理事会において必要と認めたときは，臨時総会を開くことができる。

第11条　理事会は，会長，副会長及び理事をもつて構成し，会務の執行に関する必要事項を審義決定する。

第12条　運営委員会は，会長，副会長及び運営委員をもつて構成し，会務の日常執行に関する必要事項を審議決定する。

第13条　監査会は監事が決算終了後２か月以内に実施する。

第14条　本会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長１名，事務局次長若干名，事務局幹事１名及び事務局職員若干名を置き，本会の事務処理及び実施に当たらしめる。

３　事務局長及び事務局次長は，会員のうちから会長が委嘱する。

４　事務局幹事長は東北大学法学部事務長に委嘱する。

第５章　会　　計

第15条　毎年会費（運営協力金）は，3,000円とする。

2　前項の規定にかかわらず，在学生会員は所定の年限分の会費を前納することとし，その金額は下記のとおりとする。

	区　　分		所定年限	前納金額
学部生	全　員		4　年	10,000円
大学院生	研究大学院	前期	2　年	5,000円
		後期	3　年	7,500円
	法科大学院	未修	3　年	7,500円
		既修	2　年	5,000円
	公共政策大学院		2　年	5,000円

3　特別会員は会費の納入を免除する。

第16条　会員名簿を発行するときは有料とし，実費をもつて配布する。

第17条　本会の会計年度は，その年の４月１日に始まり，翌年の３月31日に終わる。

第18条　本会の経費は会員よりの会費（運営協力金）及び特別寄付金をもつて充てる。

付　則

⑴　この会則は平成27年11月13日から施行する。

⑵　本会則の改正に伴い改正時の現任副会長，監事及び理事は平成28年度総会開催日をもつて終了する。

改正の経過

1　昭和34年12月12日制定

2　昭和43年７月20日改正，昭和44年４月１日から適用

3　昭和51年10月30日改正，昭和52年４月１日から適用

4　昭和58年11月25日改正，昭和59年４月１日から適用

5　平成６年11月11日改正，平成７年４月１日より適用

6　平成12年11月10日改正，平成13年４月１日より適用

7　平成15年10月31日改正，平成16年４月１日より適用

法学部・法学研究科教員名簿

法学部長
法学研究科長　　久保野　恵美子

		研究室	電　話
教　授	蘆　立　順　美	５１１号室	795－6207
〃	阿　南　友　亮	６１９号室	795－6218
〃	井　上　和　治	６１６号室	795－6188
〃	井　上　泰　人	５１５号室	795－6196
〃	今　津　綾　子	２６０４号室	795－6223
〃	岩　田　　太	６１４号室	795－6200
〃	上　嶋　裕　樹	５０５号室	795－6197
〃	大　江　裕　幸	５１３号室	795－6198
〃	岡　部　恭　宜	６１５号室	795－6184
〃	奥　村　公　輔	６１２号室	795－6194
〃	鹿子生　浩　輝	６２１号室	795－6202
〃	樺　島　博　志	６２２号室	795－6193
〃	川　野　　豊	５０１号室	795－6215
〃	櫛　橋　明　香	５２０号室	795－6195
〃	久保野　恵美子	２６０６号室	795－3696
〃	黒　﨑　将　広	６１７号室	795－6209
〃	桑　村　裕美子	２５０２号室	795－3156
〃	小　林　雪　治	６０７号室	795－6192
〃	伊　永　大　輔	６０８号室	795－6205
〃	嵩　　さやか	５１７号室	795－6201
〃	戸　澤　英　典	２６０３号室	795－6216
〃	度　山　　徹	６０９号室	795－6211
〃	永　島　徹　也	５０２号室	795－6204
〃	中　林　暁　生	６２０号室	795－6220
〃	成　瀬　幸　典	５１２号室	795－6191
〃	西　岡　　晋	６０５号室	795－6238
〃	西　土　彰一郎	６１３号室	795－6212
〃	原　田　賢一郎	５０４号室	795－3752
〃	平　田　　武	２６０５号室	795－6199
〃	伏　見　岳　人	５０３号室	795－6189
〃	森　田　　果	５２１号室	795－6224
〃	横　田　正　顕	６０６号室	795－3192
〃	吉　永　一　行	６１８号室	795－6214
〃	ローツ　マイア	５０７号室	795－6235

※　教員と面会をする場合は，事前に教員に面会日等を予約すること。

		研究室	電　話
准教授	池　田　悠　太	２６０１号室	795－6186
〃	石　川　真　衣	２５０１号室	795－3154
〃	市　川　英　孝	５１８号室	795－6213
〃	大　谷　祐　毅	５０９号室	795－6187
〃	岡　本　弘　道	２６０８号室	795－5946
〃	金　子　智　樹	６１１号室	795－6210
〃	篠　本　　創	６０３号室	795－6237
〃	髙　畑　柊　子	５１４号室	795－4778
〃	玉　井　裕　貴	６０１号室	795－6206
〃	藤　原　健太郎	５２２号室	795－6217
〃	堀　澤　明　生	５１６号室	795－6190
〃	松　本　圭　史	５１０号室	795－6208
〃	諸　岡　慧　人	６０２号室	795－6183
〃	賴　　奕　成	２６０９号室	795－6248
〃	脇　田　将　典	２６０２号室	795－6185
教　授	伊　藤　佑　紀	片　平	
〃	熊　谷　浩　明	片　平	217－5023
〃	谷　　史　好	片　平	217－5018

※　教員と面会をする場合は，事前に教員に面会日等を予約すること。

年間行事予定表

月	旬	学　　部	研究大学院
4	上　旬	・授業時間割の発表 ・入学式 ・前期授業開始	・授業時間割の発表 ・入学式 ・前期授業開始
	中　旬	・前期及び通年科目WEB履修登録	・前期及び通年科目WEB履修登録
	下　旬		・日本学生支援機構奨学生願書提出
5	上　旬	・日本学生支援機構奨学生願書提出	
	中　旬	・学生定期健康診断	・学生定期健康診断
	下　旬	・前期分授業料納入期限 ・法学部連続講義履修登録期間 （～6月上旬）	・前期分授業料納入期限 ・法学研究科連続講義履修登録期間 （～6月上旬）
6	上　旬		・修士・博士学位論文題目届提出（9月修了）
	下　旬	・本学創立記念日（6月22日）	・本学創立記念日（6月22日）
7	上　旬		・修士・博士学位論文提出（9月修了）
	中　旬	・前期講義科目筆記試験（～8月上旬）	・前期講義科目筆記試験（～8月上旬）
8		・夏季休業	・夏季休業
	下　旬	・連続講義の実施（～9月下旬） ・後期分授業料免除申請（～9月上旬） ・後期分授業料徴収猶予，月割分納願提出 （～9月下旬）	・連続講義の実施（～9月下旬） ・後期分授業料免除申請（～9月上旬） ・後期分授業料徴収猶予，月割分納願提出 （～9月下旬）
9	上　旬	・後期分授業料免除申請期限	・後期分授業料免除申請期限
	下　旬	・学位記授与式 ・連続講義筆記試験 ・後期分授業料徴収猶予，月割分納願 提出期限	・学位記授与式 ・連続講義筆記試験 ・後期分授業料徴収猶予，月割分納願 提出期限

月	旬	学　　部	研究大学院
10	上　旬	・後期授業開始 ・後期科目WEB履修登録	・後期授業開始 ・後期科目WEB履修登録
	下　旬	・大学祭	・大学祭
11	下　旬	・後期分授業料納入期限	・後期分授業料納入期限
12	上　旬		・修士・博士学位論文提出（3月修了）
	下　旬	・冬季休業（～1月上旬）	・冬季休業（～1月上旬）
1	上　旬	・後期授業再開	・後期授業再開
	中　旬	・後期及び通年科目筆記試験（～2月上旬）	・修士・博士学位論文提出（3月修了） ・後期及び通年科目筆記試験（～2月上旬）
2	上　旬	・卒業・留年予定届，進路届の提出期限	・修了・留年予定届，進路届の提出期限
	中　旬	・前期分授業料免除申請（～3月上旬） ・前期分授業料徴収猶予，月割分納願提出（～3月中旬）	・前期分授業料免除申請（～3月上旬） ・前期分授業料徴収猶予，月割分納願提出（～3月中旬）
3	上　旬	・卒業生発表 ・前期分授業料免除申請期限	・修了生発表 ・前期分授業料免除申請期限
	中　旬	・前期分授業料徴収猶予，月割分納願提出期限	・前期分授業料徴収猶予，月割分納願提出期限
	下　旬	・学位記授与式	・学位記授与式

文・教育・法・経済学部配置図

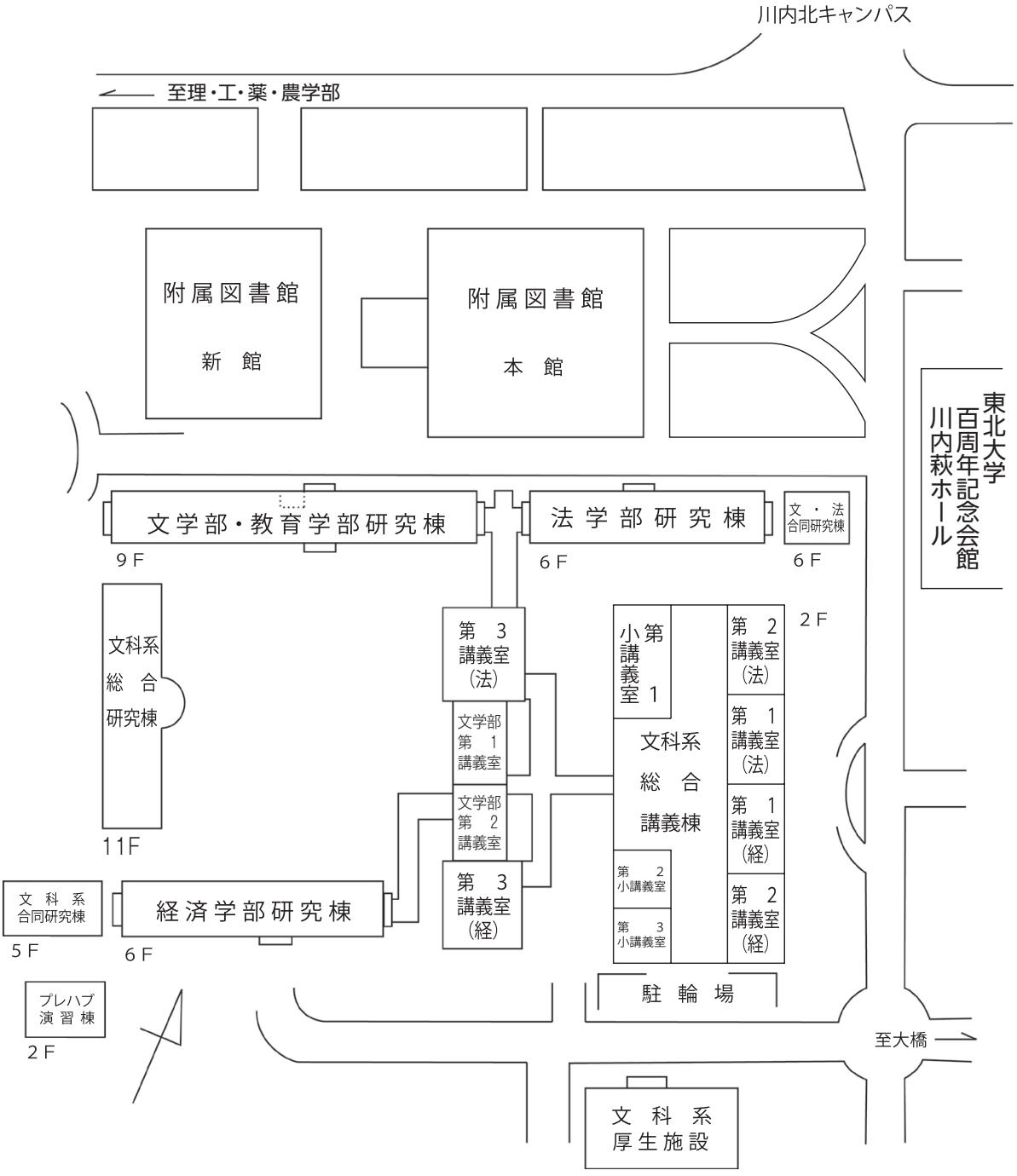

法学部棟

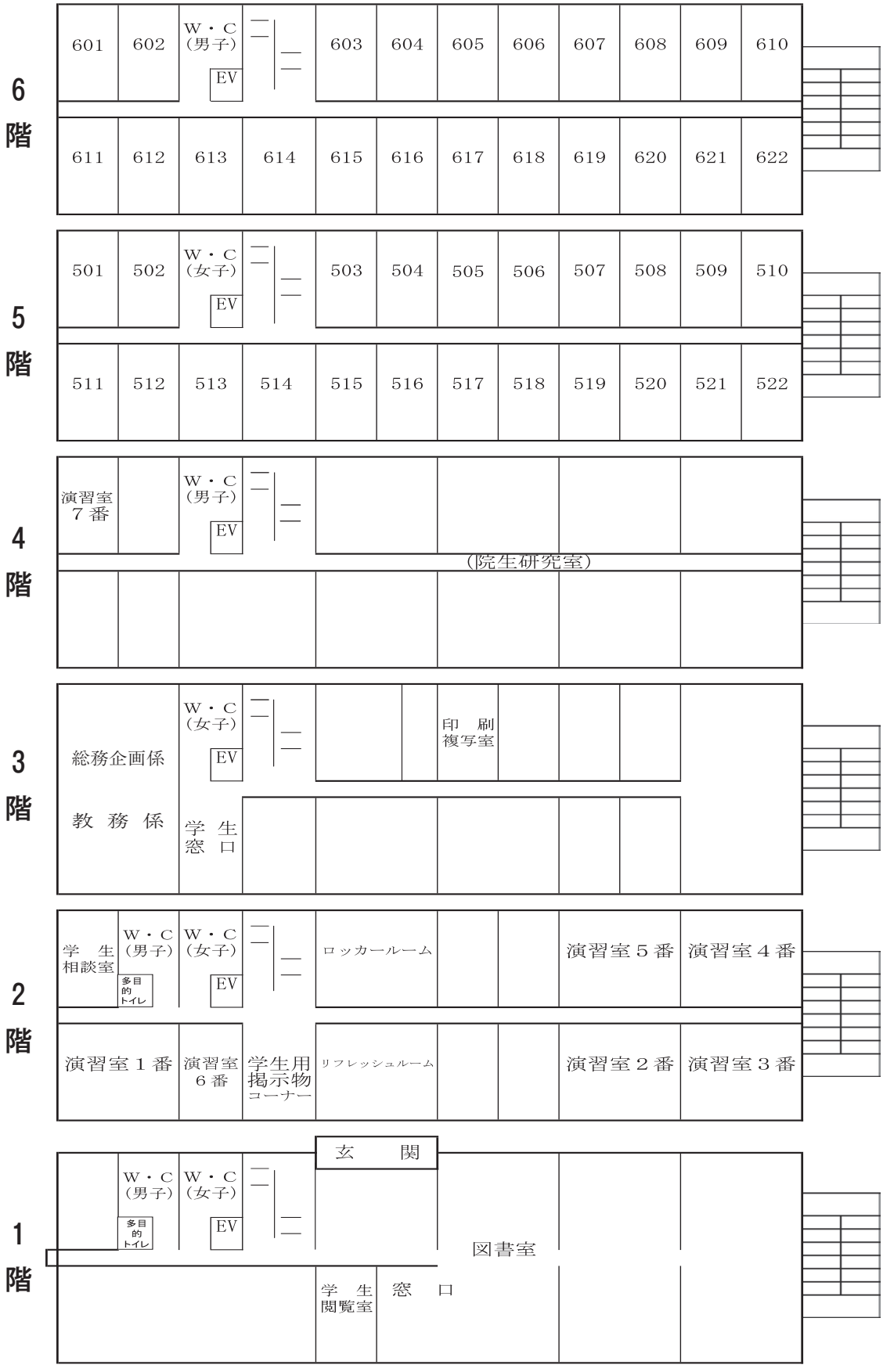
6階
601
602
W・C（男子）
EV
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
5階
501
502
W・C（女子）
EV
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
4階
演習室７番
W・C（男子）
EV
（院生研究室）
3階
総務企画係
教務係
W・C（女子）
EV
学生窓口
印刷複写室
2階
学生相談室
W・C（男子）
多目的トイレ
W・C（女子）
EV
ロッカールーム
演習室５番
演習室４番
演習室１番
演習室６番
学生用掲示物コーナー
リフレッシュルーム
演習室２番
演習室３番
1階
玄関
W・C（男子）
多目的トイレ
W・C（女子）
EV
図書室
学生閲覧室
窓口

文学部・法学部合同研究棟

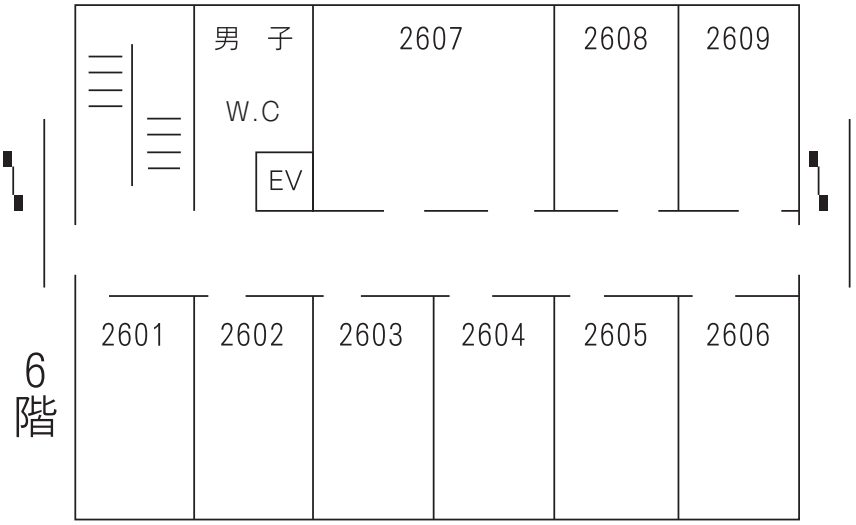

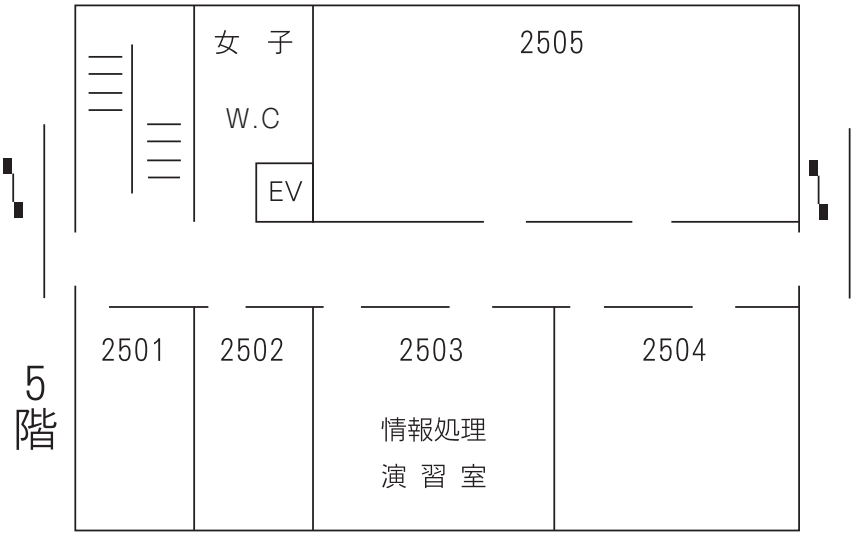

文学部・教育学部研究棟

2階
202
203
講師室
204
205
206
207
208
W.C
W.C
221
学生控室 3
223
客　員
研究室
224
演習室
10　番
227
多目的演習室
230
学生控室 4
E.V

東北大学法学部
仙台市青葉区川内27－1
郵便番号　980-8576
電話番号（022）795－6175